

市民科学通信

2022年10月号

(通算29号)

2022年10月27日発行

発行: *NGO* 市民
科学京都研究所

〒616-8012 京都市右京区谷口
垣ノ内町5-8
嵐電・龍安寺駅北東へ徒歩3分
事務局 E-mail:
sigemo.nao@gmail.com

目次

第19回市民科学研究会開催案内	02
原発は原爆、戦争と密接に結びつく	青水 司 03
核による自然・人間の支配——原発は原子力の平和利用か——	青水 司 05
【研究会報告準備】どうすれば戦争は起きないのか	
—カント『永遠平和のために』から考える—	重本 冬水 13
「力と交換様式」をめぐって	篠原 三郎 17
『力と交換様式』を読む	篠原 三郎 18
【予備的考察】交換様式という「状態」における「力」とは何か	
—柄谷行人『力と交換様式』（岩波書店、 2022年10月）の予備的考察—	重本 冬水 20
【寸評】東海林さだおと柄谷行人の「力（ちから）」学	宮崎 昭 23
近代世界システムと国民主権 再論	竹内 真澄 26
なぜ、「自発的」に贈与するのか	
—贈与と交換の「フェティシズム」—③	宮崎 昭 30
「ベッドのなかより」（改訂版）——Tさんへ——	篠原 三郎 35
無意味な努力、ルーブリック評価	塩小路橋宅三 37
【戦後・労働・文化を考えるエッセイ】	
戦後炭鉱の街の文化遺産—大牟田といわきの現在—	真島 正臣 39
【エッセイ】ドイツにおける「9と12」	照井日出喜 51
レーニンがいう二つの規律	竹内 真澄 58
【近況短信】ファンタジーにある「古い」	
—団地タクシー奮闘記—	宮崎 昭 60
ウクライナ戦争が止まない（続）	
—『プーチンとG8の終焉』—	中村 共一 62

第 19 回市民科学研究会開催案内

日時；2022年11月6日（日）13:00～16:00

場所；市民科学京都研究所（右京区谷口垣ノ内町5-8）

テーマ；「戦争と『市民の科学』」（仮題）

報告題目と報告者；

1. 「『ウクライナ戦争』とは何か」（仮題）中村共一
2. 「反戦を掲げるドイツの劇場」（仮題）照井日出喜
3. 「どうすれば戦争は起きないのか—カント『永遠平和のために』における市民的關係性(アソシエーション)から考える—」（仮題）重本直利
(冬水)

※「市民科学通信」3月号（通算22号）から10月号（通算29号）まで戦争およびウクライナ関連の原稿が掲載されています。ご参照ください。

※研究会終了後、柄谷理論共同研究プロジェクト主催の柄谷行人『力と交換様式』（岩波書店、今月上旬発売）の「合評会」を開催いたします。可能な方はご参加ください。

原発は原爆、戦争と密接に結びつく

青水 司

①ロシア軍は2つの原発を攻撃・占拠し、核兵器による攻撃に匹敵する危険性がいまなお考えられます。

欧州最大の出力を持つウクライナ南部のザポリージャ原発に攻撃が相次いだことをめぐり、欧州連合（EU）の全加盟国や日韓米英など計42カ国は8月14日、ロシアに対し同原発から軍やその他の人員を撤収させ、ウクライナ全土からも撤退するよう求める共同声明を発表しました。原発はロシア軍が占拠。8月に入って砲弾などによる攻撃が続き、使用済み核燃料の保管施設近くに着弾するなどしました。ウクライナ、ロシアの双方が相手側の攻撃だとして非難の応酬が続いていますが、声明はロシアが軍や兵器を原発に配備していることを「受け入れられない」と批判しました。さらに、ロシア軍は9月19日南ウクライナ原発をも攻撃しました。

②1981年以来、たびたびアメリカを含めて原発を攻撃しながら、「原子力国家」は原発を育成してきました。

1981年イスラエルの空軍機が、イラクの建設中の原子炉を爆撃し、破壊した事件がありました。また、イラクもイランの建設中の原発を1984年から87年にかけて繰り返し攻撃しています。どちらも原爆製造を中止させるためと表明しています。さらに、今回のロシアの原発攻撃を非難しているアメリカは1991年に稼働中のイラクの原子炉を爆撃しました。この攻撃について、イラクは沈黙を保ち、IAEA（国際原子力機関）も「破壊は確認していない」としていました。

ところで原発などへの軍事攻撃は禁止することが国連でたびたび決議されています。稼働中の原発まで攻撃したアメリカは決議に反対しているから構わないということでしょうか。帝国主義そのものです。IAEAも「国際原子力カムラ」の一員だから平気で知らぬ存ぜぬが通るのでしょうか。なお、1966年原発への攻撃を憂慮したアメリカの弁護士D・シーゲルが質したのに対し、AEC（アメリカ原子力委員会）は、「近代兵器の全般に及んで原子炉をその攻撃から守るように設計することは、現実的ではない」と回答しました。つまり、原発は戦争やテロに対する備えをほとんど持てないし、また原子力施設の安全保障の責任をとる気もないということです。その裏には、原発の建設に反対する市民の抗議行動があり、電力会社が原発建設に積極的でないため国家を上げて支援するという財政的・法的政策があります。まさに国家権力ぬきの原発などありえず、「原子力国家」（アントニオ・ネグリ）といわれるゆえんです。このことは、3.11でも見事に示されています。山一証券が倒産に追い込まれたのとは対照的に、数々の隠ぺい、改ざんのあげく過酷事故を引き起こした東京電力には市民には理解不能な理由を上げて責任を取らず、被害者である避難者が復興の妨害者にされているのです。

③この国の指導者、東京電力経営陣には柏崎刈羽原発事故や福島第1原発過酷事故の自己批判はない。あるのは「想定外」だけ。

2007年に中越地震で軟弱地盤と海底活断層の隠ぺいによって大事故を起こし、その後も数々

の問題をかかえた東電・柏崎刈羽原発6,7号機の安全審査を2017年、原子力規制委員会は通過させました。しかし2021年6月、テロ対策など安全対策工事が89件も実施されていないことが明らかになり、再稼働が困難になっていました。ところがロシアのウクライナ侵略でエネルギー不足・価格高騰になると、今年8月24日、岸田首相は「グリーン・トランスフォーメーション（GX）実行会議」で、柏崎刈羽原発6,7号機を含む7基の再稼働推進を表明しました。もしこのような最悪でザポロジエ原発以上の「7基を誇る」世界一の原発集積地で事故、さらには②のように北朝鮮などに攻撃を受けたらどうするのでしょうか。

3度目の「想定外」は日本列島全滅への道になりかねません。「想定外」を想定できない東京電力をはじめとする電力会社に原子力施設を経営する資格はありません。良識ある原子力科学者たちは、東電・柏崎刈羽原発事故での隠ぺいをはじめ、とりわけ1990年代からの事故隠し、設計・検査データの隠ぺいから改ざんへと悪質化する事態を憂慮し、福島原発のような大事故を予見していました。過去に学ばないものは愚かです。

④核燃料サイクルでできる高濃度のプルトニウムは核兵器の要であり、原爆と原発の有効な燃料になる。長崎原爆に用いられた放射性物質でもある。

- 1) プルトニウム239は核分裂を起こしやすく、核兵器の材料となるとともに原子炉の燃料にもなります。
- 2) プルトニウム239は生成しやすい。プルトニウムは人工的新元素だがウラン238に中性子を照射させることで比較的容易にできます。今日、標準の100万キロワット級の原発で1年間に200キログラムを副産物として生成します。
- 3) プルトニウム239は半減期が2万4千年と長く容易に変化せず1g当たりの放射能が少ないので、大量の取り扱いが可能です。

以上の3点が、マンハッタン計画で新元素のプルトニウムが数年で原爆を可能にしたといわれています。このプルトニウムの保有を日本は非核兵器保有国で唯一日米原子力協定によって認められており、2017年に長崎原爆6,000発分に相当する48トン以上も保有し、国際的に問題になっています。

なお、プルトニウムは放射能としての毒性が異常に強く、たとえば肺に対するプルトニウムの許容量は4千万分の1gという微量です。“地獄の王（プルトーン）の元素”と名付けられたゆえんです。

原発は「原爆」です。運転時も運転後も、非常時も、そして存在そのものが

命と生活、地域から国まで被曝のリスクと破壊の危険があります。

今こそ原発そして原爆の廃棄を決断する時です。

(あおみ つかさ)

核による自然・人間の支配

— 原発は原子力の平和利用か —

青水 司

要旨

資本主義においては、人間は「便利さ」「豊かさ」を追い求めてきた。その決定的推進力は科学・科学技術である。その発達も科学・科学技術の自己目的化に行きつく。これが人間と科学技術の関係の転倒性であり、科学・科学技術による人間の支配である¹⁾。その極致が核（核分裂）による自然・人間の支配である。その核を利用して原子力国家・資本は「自然の法則」に逆らい、地球的自然・人間を破壊しつつある。

はじめに

ロシア軍は2022年2月24日ウクライナに侵攻したが、同じ24日、1986年に過酷事故を起こしたチョルノービリ（チェルノブイリ）原発を占拠したこと、さらに3月4日、ヨーロッパ最大のザポリージャ（ザポロジエ）原発を攻撃、火災を発生させ占拠したことが明らかになった。また、ロシア軍侵攻当時、ウクライナが設置する全15基の原発のうち13基が稼働中で、国内全電力の54%を占め、世界第8位の「原発大国」（2021年1月現在1,381.8万kw）である。わたしたちは、このようなロシアのウクライナ侵略で起こった事態をまえにして、「戦争と原発」について正面から考えざるをえなくなったが、同時に改めて原爆と原発の関係²⁾を掘り下げることが必要になった。

一般に、原子力（原発）は「平和利用」として、原爆などの軍事利用と区別されてきたが、ロシア軍が原発施設をも攻撃・占拠した現実はこの区別がふさわしくないことをあらためて明らかにした。それとともに、日本政府が2011年の福島第1原発過酷事故（以下、3.11と略記）以後も脱原発に踏み切ることなく、稼働40年以上の老朽原発を含めて再稼働していること（2022年7月現在稼働中10基、うち定期点検中など5基）の重大性がさらに明らかになった。

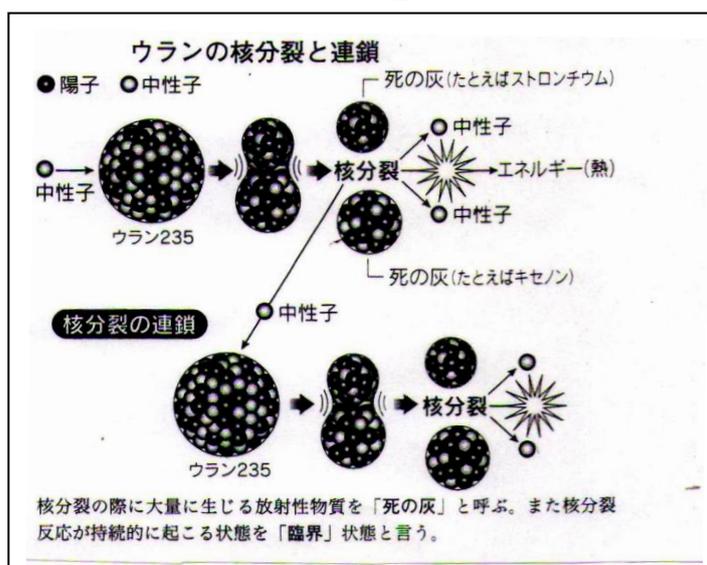
これも3.11の過酷さ、その後の被災者の困難を考えればあってはならないことである。しかも、わたしたちがこの再稼働路線を食い止められていないことも重大である。

1. 原爆と原発

このような現実をまえにして、原爆と原発がどのように関係しているのか、原子核分裂（以下、核分裂と略す）現象の発見から原爆の創造、そして原発との関係について述べる。1938年オットー・ハーンらが核分裂現象を発見したが、多くの科学者たちは核動力としての利用可能性を考えており、核分裂の核爆発化を考えたわけではなかった。しかし、レオ・シラードはすでに1934年、原子力の開発すなわち核

エネルギーの実用化は、核の力（核エネルギー）が悪魔的に利用される可能性を予見し、核分裂現象が発見されると、核分裂反応で放出される中性子が連鎖反応を促す可能性を実験的に確かめ、核分裂を「災厄」に結びつけ「ドイツ人には秘密にしておかねばならない」とナチスと原爆を結びつけて考えていた³⁾（第1図参照）。

第1図 ウランの核分裂と連鎖



出所) 高木：前掲5) p. 34.

現実には、第二次世界大戦という時代背景のなかで、国家による科学技術の先導によって、人間が発見・創造した核（核分裂）による自然・人間の支配への道を開き原爆が生み出されたということである。

その上で第1に、50年代における本格的な原子力開発は、1953年国連総会でのアイゼンハワー大統領の「アトムズ・フォー・ピース」演説をきっかけに展開する。しかしその意図は「原子力の平和利用」ではなく、米英ソの核独占を維持しつつ原発を民間に開放することで原爆のために核科学技術の発達をめざすとともに、原発と核燃料を外国に売りつける米国政府と金融資本の狙いでもあった。核兵器の発達（戦術核兵器、熱核兵器、戦略核兵器など）は、産業利用の原子炉の開発（とくにプルトニウムの生成）、核燃料サイクルの発展（プルトニウムの再処理）、ウラン濃縮技術の発達によって支えられてきた⁴⁾。原爆と原発の基本的原理は同じであり、原爆と原発の開発はクルマの両輪といえるが、上に見たように原爆の開発を第一義的にしつつ両者が発達してきたと捉えるべきである。原爆が核分裂を核爆発に展開させるのに対し、原発は核分裂の進行を適切にコントロールし臨界にならないようにすることが必要である。その際、原子力と言えば平和利用としての原発を念頭におくが、その負の面（臨界と放射能の危険性など）を克服しない限り平和利用にはならない。つまり、核技術は原理的に平和的ではないのだから、人間の安全を保障する技術を創造しなければ平和利用にならない。しかし原発が開発されてから半世紀以上、放射性廃棄物、放射線被ばく労働の問題等を解決できる技術は開発できず、あげくの果てに過酷事故まで起こした。つまり原発技術は未熟ではなく欠陥技術であることが明らかになっている。半世紀以上危険を取り除けない技術は民用技術とはいえない。だから、国・電力産業そして「科学者」は、安全ではないからこそ原発は「安全だ、安全だ」と喧伝してきたのである。

第2に、原発を利用して原爆をつくることも可能である。1960年代にイスラエルはフランスから導入したディモナ原子炉を使って秘密裏に核兵器を保有した。インドは1974年、カナダから輸入したサイラス炉という研究用原子炉を使ってプルトニウムをつくり、核実験に成功した。このプルトニウムを日本は非核兵器保有国で唯一日米原子力協定によって認められており、所有量は48トン、長崎原爆の6,000発分といわれ国際的にも問題になっている（『東京新聞』2017年7月16日付）。これに対して、軽水炉が生み出す核分裂性プルトニウム（原子炉級）は約70%と低く優秀な核兵器にはならないという「専門家」がいるが、アメリカでは1962年に原子炉級プルトニウムを使って核実験を行い成功している⁵⁾。さらに、高速増殖炉を動かすことができ

ば、その「ブランケット」と呼ばれる部分には、核分裂性プルトニウムの割合が 98%という高濃度の核兵器材料が生み出される。そのため日本の政治家と「科学者」は展望のない高速増殖炉「もんじゅ」の開発に 1 兆円以上の税金をつぎ込んだが失敗し、廃炉が決定した（2016 年）。それにもかかわらず、フランスとの提携などによって高速炉の開発にしがみついている⁶⁾。

第 3 に、原発がテロや戦争で攻撃されることは、原発の原爆化を意味する。1981 年 6 月、イスラエルの空軍機が建設中のイラクの原子炉「オシラック」を爆撃し、破壊した。また、イラクもイランの建設中の原発を 1984 年から 87 年にかけて繰り返し攻撃している。どちらも原爆製造を中止させるためと表明している。さらにアメリカは 1991 年に稼働中のイラクの原子炉を爆撃し破壊したと表明した。なお、原発などへの軍事攻撃を禁止することが国連でたびたび決議されているがアメリカは反対している。また、出力 100 万 kw の標準的原発の事故では 2 年以上経過すると 1M トンの核兵器爆発より放射能汚染被害が大きくなるという資料もある⁷⁾。

これに関して、1966 年、フロリダ・パワー&ライト社がアメリカ原子力委員会（AEC）に原発建設を申請したが、弁護士 D・シーゲルはキューバからの爆撃の可能性・危険性などについて AEC に質した。それに対し AEC は「敵に対する合衆国の防護は、防衛機関の責任に属する問題である。近代兵器の全般に及んで、原子炉をその攻撃から守るように設計することは、現実的ではない。敵の攻撃や破壊行為といった問題は、あまりにも憶測的なことであり、…」と回答した⁸⁾。つまり AEC そしてアメリカは原発への攻撃や災害を過小評価し、無責任な原発推進政策をとってきた。しかし若干の追加経費で格納容器の地下設置などが可能である。なお、格納容器はかなり堅固だが、3.11 のように冷却水が喪失すれば、不可避的にメルtdownが発生する危険性が大きいことが現実である。AEC は平和利用など念頭におかず原発の推進を図ったことがはっきりした。

以上の過程と問題を踏まえて、日本政府の公理「国家安全保障のための原子力」は、日米軍事同盟の安定のため、日本は核武装を差し控えるが、核武装のための技術的・産業的な潜在力を保持し、それを日本の安全保障政策の主要な一環としている⁹⁾。それゆえ、プルトニウム生成に不可欠な核燃料サイクルと高速増殖炉にしがみついたのである。だから、世論調査などで原発反対が過半数になったくらいで原発がなくなるとは到底思われない。もちろん、情報の公開、民主主義が徹底すれば別だが。私たちの多数が、原子力政策を含めて自発的に研究しできれば政策への参画の機会を組織的に手にし、知恵を発揮しなければ、原発は廃棄できない。このように、現代は核による支配の時代であることをあらためて認識せざるをえない。このような現実直面した時、私たちはただ軍事利用の面から核兵器廃止をめざすだけでなく、生活全体（生活のあり方、生活思想）から核の支配を考えねば足元をすくわれることになる。原爆だけではなくそれにつながる原発に目を向けねばならないし、逆もまた当然である。身近な原発の問題だけにこだわるのではなく、核の本質に迫らなければ原発の廃止も遠い。次節では、JCO 臨界事故を通して、原発が「平和利用」なのかを具体的に考え、3 節の「核による自然・人間の支配」で全体として原発と原爆の関係を統一的に検討したい。

2. JCO 臨界事故と「平和利用」

さて、核発電に関わる深刻な問題として 1999 年 9 月に茨城県東海村の JCO 社（核燃料ウランの加工施設）において、日本で初めて「臨界事故」が発生した。「国際原子力事象評価尺度」では、日本で最悪のレベル 5（スリーマイル原発事故と同じ）と認定、後にレベル 4 に修正されたが、日本の原子力産業を揺るがす大事件だった。核分裂反応が持続的に起こる「臨界」を防ぐための「形状管理」がされていない作業工程で、3 人の労働者が大量の放射線被ばくを受け、うち大内久さんと篠原理人さんが原爆にうたれたような無残な姿で亡くなった。2 人の被ばく量は、それぞれ 10, 18 グレイ当量と評価された（8 グレイでほぼ 100% 死亡）。さらに、事故中心地から半径 350m 圏内の住民に避難勧告が出され、半径 10km 圏内の約 31 万人に屋内退避が呼びかけ

られた。その結果、1 mSv 以上の被ばく者は 125 名、被ばく者総数は 667 名に達した。

小出裕章は「バケツを使ったこと自体は『臨界事故』とは関係ありません」と労働者の責任を否定し、「ウランを含めた核燃料物質は臨界形状（一定量以上の核分裂物質が一定の形状になれば臨界状態になる）に制限をつけておけば、決して臨界になりません」と指摘した。ところが、JCO では「形状管理」がされていず、悲惨な事故になった。実際に臨界事故を起こした沈殿槽は 100～140ℓもの容量があった。国（原子力安全委員会）の安全審査においてもこの沈殿槽は「質量管理」でよいとされていた。しかも、1984 年に国は 5%以下の低濃縮用に設計された施設で、5～20%の高濃縮ウランを扱うことを許可していた。加えて「仮に作業員がどんなにミスしても、原子力ではフル・プルーフ（fool proof＝誤っても安全性は確保）になっているので安全だ」と言ってきたのは、国（原子力安全委員会）と原子力産業だったのである¹⁰⁾。

そのうえで第 1 に、死亡した労働者が「形状管理」が行われていない沈殿槽にウラン溶液を投入してもいいか「核燃料主任技術者」に相談し許可を得ていた。それにもかかわらず「形状管理」を行っていなかった JCO のずさんな管理と原子力安全委員会の低濃縮用での審査は、極めて危険な原子力を扱う組織として失格である。第 2 に、平和利用に不可欠な労働者、住民の安全を保障し、危険を最小限に食い止めるための「臨界」への対応、事故の影響拡大を防止するための組織（企業内、企業間、企業と自治体間など）が機能せず、多大な被害（2 人の死亡、1mSv 以上の被ばく者 125 名、被ばく者総数 667 名）をもたらした。これでは平和利用とはいえない。

ところが、「原子力安全委員会・ウラン加工工場臨界事故調査委員会」（以下「事故調」と略す）は事故後わずか数カ月後の 1999 年末に調査を終え、事故の直接の原因はすべて作業員の「逸脱行為」（ステンレス製バケツの使用）にあるとした。国や原子力安全委員会の責任をまったく問うことなく被害者である作業員に責任を転嫁した。バケツの使用は「臨界事故」のきっかけにすぎない。最大の問題は、「事故調」が原子力産業と国（原子力安全委員会）の社会的・構造的欠陥を明らかにしなかったことである。

3. 核による自然・人間の支配

(1) 「自然の法則」と原子力

地球的自然では、地球創生以来およそ 46 億年経過して、水の存在、気温の低下と自然放射能濃度の減衰という基礎的条件によって地上生物そして人類が生存可能になった。その意味で、「自然の法則」は人間を排除したエネルギー保存則などの「自然科学的法則」ではなく、地球的自然を人間と他の生物を含む自然と捉えた法則であり、自然全体の連関と運動に従う。なお、このような地球的自然では、事故や開発による山崩れや伐採が河川の状態を変化させ、それによる海の変化が魚介類の生態条件を変え、自然の循環的役割が破壊されるという問題が起こっている（後述の原発の温排水も同様の被害をもたらしている）。また身近なことでいえば、虫や鳥が植物の花粉を運搬（送粉）するというように、循環的役割を担っているが、過去数十年で環境が悪化し、虫や鳥が減少し受粉に支障をきたす事態が起こりつつある。そのうえで、人間の積極的役割を含めて人間を含む生物が適切に生きていける「生命圏システム」（生態系を軸にする水・大気等の循環システム）＝地球的自然の回復と改善をめざすことが重要である¹¹⁾。

ところで、吉岡齊は、現代文明は本質的に暴走状態にあり、戦争、環境破壊などにみられるように、地球的・人類的視点からすると、近い将来にも破局にいたるであろうことは否定できない。そして現代科学技術が良きにつけ悪きにつけ現代文明の推進力として決定的な役割を果たしている。その科学技術の「健全さ」（パフォーマンスと効率がよい）そのものが、社会問題の源泉になっている。さらに、科学は認識論的には合理主義の権化ではあっても、社会科学的には本質的に非合理で、自分自身を制御できないと指摘している¹²⁾。つまり現実の科学・科学技術は無

政府的で爬行的な傾向があり、確実に破局の危険性が迫っているといえる。さらに高木仁三郎は、現代技術は非常にアクティブで自然を改造しようとし、とりわけ核物理学にもとづく原爆・原発というのはアクティビズムの極致の技術だから「自然の法則」に逆らって自然界を制御しようとするところがあると付け加えている¹³⁾。巨大なエネルギーと無害化できない放射性物質を生み出すという意味で、核分裂は科学技術の極致であり、「自然の法則」に逆らう局部的認識、近視眼的改変の最たる科学技術である。したがって、この核分裂の科学技術的特徴を明らかにしたうえで、社会的問題を検討する必要がある。

(2) 原発の根本的欠陥

熊本水俣病などの公害の多くは有用物質の生産過程に付随して生じる有害物質を大気中や海中に放出することで発生した。ひとたび大気中や海水中などに放出された有害物質を回収するのは事実上不可能だが、科学・技術の向上により有害物質を工場に閉じ込め保管することも無害化することも可能である。まず第1に、それらの有害性は分子の性質（原子の結合の性質）であり、原理的には化学的処理（原子、分子の結合・分離）で人為的に無害化することが可能である。第2に、科学技術のレベルで、有害物質を取り除く科学技術の開発、工場の生産技術レベルで解決可能である。またそのような技術が生み出されるまで保管することも可能である。その上で、第3に、主要な問題は化学を利用する企業活動、政府の責任問題さらに「専門家」の問題であり、具体的には、熊本水俣病では、有毒性が判明した後も有機水銀の流出を中止しなかったチツソ、止めさせなかった国に最大の責任があり、被害の規模も期間も大きくしてしまったことは明らかである。有害物質が流失してしまったのではなく、「薄めたらいい」と流失させたことは原発の汚染水にも通じ、責任を越えて犯罪的である。しかし最も犯罪的なのは、原発問題でも同様だが、研究は脇において審議会などでは官僚に言われるとおりに報告書を書き、科学研究費を受け取ってきて大学などで権力を持つ「専門家」であるともいえる¹⁴⁾。

それにたいして、「原発の放射性廃棄物が有毒な放射線を放出するという性質は、原子核の性質つまり核力による陽子と中性子の結合のもたらす性質であり、それは化学的処理で変えることはできない。つまり、放射性物質を無害化することも、その寿命を短縮することも事実上不可能である（半減期による：筆者）。というのも、原子力（核力のエネルギー）が化石燃料の燃焼熱（化学エネルギー）に比べてけた違いに大きいことが原発の出力の大きさをもたらしているのであるが、そのことは同時に核力による結合が化学結合に比べて同様に桁違いに強いことを意味し、そのために人為的にその結合を変化させることがきわめて困難だからである¹⁵⁾」。つまり核の世界は核物理学のみによって創造された巨大なエネルギーと無害化できない放射性物質の世界であり、核の安定によってのみ生存できる地球世界とは相容れない。

原発では核からエネルギーを解放する原理は核的なものであるが、核エネルギーを直接電力に変換できない。それを制御し電力に転換する技術は物理学（古典的な熱学的・機械的な原理）によるのであり、火力発電が原動機（熱機関）と発電機で電力に変換するのと同様に、原動機（原子力機関）と発電機で電力に変換する。また、原発の熱効率は石炭火力の約50%よりはるかに低い約30%であり、残りの約70%は放射能を含む温廃水として放出し、海や川の環境を汚染する。また、放射性廃棄物を管理するのは化学的技術と機械的技術であり3.11のALPSやタンクのように部分的にしか処理・管理できない。さらに、除染は移染にすぎず、放射能の半減期を待つのみである。しかも、原発に関わる人間で大きな危険を担うのは放射線被ばく労働者である。だから原発の稼働だけでなく、全体として制御・管理できず、放射能をはじめ核の力に私たちは支配される。

(3) 核による自然・人間の支配

核の利用においては、軍事利用としての原爆は国家権力によって自然を破壊し、世界の民衆を支配するのであり、その現実アメリカによる広島・長崎への原爆投下にはじまり、キューバ危機、そして今日ではウクライナにおけるロシアの核脅迫、さらに核戦争さえ現実化する危険まである。

さらに、産業利用としての原発は平和利用などではなく、常に事故の危険性がある。第1に、上述のJCOなどにおける社会的・構造的欠陥による臨界事故の危険性、そして地震や火山の爆発などによる過酷事故の危険性がある。第2に、事故がなくても放射線を制御・管理できないゆえ定期点検時をはじめ原子炉で無権利な労働者を働かせ、多数の被ばく労働者を放射線被ばくさせガン死させるという根本的欠陥がある¹⁶⁾。また上述のように、原発は「海温め装置」といわれ冷却水を海洋、河川から取水し、放射性物質を含む温廃水を捨てざるをえない構造的欠陥により環境汚染を起こす¹⁷⁾。さらに、放射性廃棄物の処理は半世紀以上処分の方法さえ確立できておらず、トイレのないマンションと揶揄されほど基本的欠陥である。このように巨大なエネルギーを利用し放射性物質をまき散らしている資本は自然・人間の支配・破壊をせずクリーンだというのなら、資本主義のもとで相当疎外されているのだろう。

このように、軍事利用であろうと産業利用であろうとその基礎にある同質性をもとに包括的に捉える必要がある。それは、科学技術の極致として、人間が創造した核分裂を基礎におくことである。原爆も原発も核分裂によって巨大なエネルギーと放射性物質を発生させるが、地球的自然の世界は原子核の安定によって成り立ち自然的・生物的原理＝「自然の法則」に支配されている。したがって、核による自然・人間の支配は「自然の法則」に逆らう局部的認識、近視眼的改変の最たるものである。その上で、第1節で述べたように原子力としての原爆と原発は支え合っており、核を利用した権力・資本の支配が強まっていること、そしてその支配にどのように対抗するかが原子力総体としても原爆・原発独自の課題としても重要である。

そのうえで、日本の反核運動では反核は核兵器反対と同義とされ、原子力としての原発の問題を避ける傾向があったが、問題の核心は核の自然・人間に対する支配である。したがって、反核運動を前進させるためには、核抑止論批判や「核戦争の危機」論だけでなく、人間が創った核（核分裂）が自然・人間を支配するという科学技術の転倒性を踏まえる必要がある。また、それと関わって、原爆と原発の統一的把握が必要である。核兵器は軍事利用のため、原発は平和利用のためといった認識ではなく、原発が解決不能な技術的欠陥を持つということを踏まえて、原爆と同様、原発の根底的批判が必要である。原爆は駄目だが、原発は改良すればいいのではなく、産業利用としての原発は欠陥技術だということを認識しなければならない。それは、私たちの日常に接している原発が突然事故になれば、3.11のように多大な放射能被害をもたらす、被災者の多くは全国に避難せざるをえない。このような現実を目をつぶって、大きなエネルギーを発生し便利だからと原発を利用することは許されない。また前述のように、事故がなくても多大な放射能被害が日常的に発生していることを社会的に放置することもまた許されない。

（4）原発攻撃への対応

そしてこのような現実をまえにして2022年3月4日、ザポリージャ原発をロシア軍が砲撃・占拠したことをうけ、当日国連安保理事会では各国が「核テロ行為だ」「ジュネーブ条約第1議定書違反だ（原発などを攻撃し重大な損害をもたらす）」とロシアを批判した。また3月23日、ウクライナのゼレンスキー大統領は、日本の国会に向けたオンライン演説でチョルノービリ原発の占拠に対し「ロシアは核物質の処理場を戦場に変えた」と強く批判したが、ロシアは今なお核兵器による威嚇、原発の占拠を続けている。ロシアが早急に撤退することを心から願うが、その暁にはウクライナがエネルギー政策を再検討し、ソ連時代からの「原発大国」政策をぜひ止めることを望む。日本国内でも多くの組織がロシアによる原発攻撃・占拠に抗議し、ロシア軍の撤退を求めている（原子力資料情報室、原子力市民委員会、原発ゼロの会・大阪、日本共産党など）。

ところが、「日本学術会議会長談話」（2022年2月28日）、「日本科学者会議幹事会声明」（2022年2月27日）、「日本科学者会議第53回定期大会決定」はロシア軍による2月24日のチョルノービリ原発の占拠、3月4日のザポリージャ原発の攻撃・占拠を取り上げず、抗議も撤退も要求していない。日本科学者会議の支部で核発電所を含む各施設の占拠に抗議したのは「福

井支部幹事会・代表幹事（山本富士夫）声明」（2022年3月9日）のみである。日本で有数の科学者組織として理解しがたい。

おわりに

以上のように、広島・長崎原爆の被害はもちろんのこと、イスラエルによるイラクの稼働前原発の攻撃、アメリカによるイラクの稼働中原発の攻撃など、さらにロシア軍によるウクライナの原発への攻撃が行われてきた。さらにスリーマイル島原発事故、チョルノービリ原発過酷事故、福島第1原発過酷事故をはじめ、原発による数多くの被害をふりかえり、核の自然・人間に対する支配を統一的に捉えることによって、原子力そして核そのものを否定し、核のない社会をめざさなくてはならない。

「自然の法則」は46億年もかけて地上生物そして人類が生存できる地球的自然を生成してきた。この地球的自然の世界は原子核の安定によって成り立ち自然的・生物的原理＝「自然の法則」に支配されている。しかし今や、原子力国家と電力資本は「自然の法則」に逆らい原子力によって地球的自然を破壊しつつある。人間が発見し創造した近現代科学、科学技術が客観化・普遍化することによって人間から離れ、科学の内在的論理が支配的になる。こうして科学、科学技術が自己目的化し、人間と科学、科学技術が転倒していることに目を向ける必要がある。この転倒性は科学技術の内在的倫理問題（被ばく労働、遺伝子操作など）を生み出す。

このような近現代科学の内在的論理すなわち科学の自己目的化の極致としての核による自然・人間の支配を否定し、対抗することが必要である。そのためには、倫理を外から持ち込む以上に倫理を内在する科学を人間に取り戻すこと（科学の転倒性を転倒すること）、すなわち「共生の倫理や地球倫理を価値規範とする」科学に変換し、発展させる運動が求められている。

注)

- 1) 青水司+重本直利「《対論》科学フェティシズムと市民運動—原発問題から「市民の科学へ」—」『市民の科学』12(2022.6).
- 2) 中性子を原子核に照射させることによる原子核分裂（核分裂）によって多大なエネルギーと放射性物質（死の灰）を放出する。これが「原子力」すなわち「核エネルギー」である。この原子力の軍事利用には核兵器、正確には核分裂爆弾（原子爆弾〔原爆〕、中性子爆弾など）がある。産業利用（平和利用）には、原子力船（軍事利用も）、原子力発電（原発）正確には核分裂発電（核発電）などがある。なお、原子爆弾のうち原子核どうしの融合による核融合は水素爆弾になる。このように、多様な言葉、略語が使われており、正確には言葉の意味として核分裂爆弾、核分裂発電を使うべきだが、ここでは一般に使用されている軍事利用としての原爆、産業利用としての原発を使用する。なお、「原子力」は原爆と原発の両方を含むのでそのような文意では原子力を使う。また核兵器も文意で使用する。
- 3) 高木仁三郎：『核時代を生きる—生活思想としての反核』講談社、1983年、p.76.
- 4) 高木：『科学は変わる』社会思想社、1987年、p.120（初出1979年）
- 5) 高木：『原子力神話からの解放—日本を滅ぼす九つの呪縛』講談社α文庫、2011年（初出、同名書、光文社、2000年）pp.46-47.
- 6) 高木：前掲4）p.127.
- 7) 西尾漢：「原子力施設は軍事攻撃の目標とならないか」（初出、2007）（『科学』編集部『原発と震災』岩波書店、2011）.
- 8) リチャード・カーチス、エリザベス・ホーガン：『原子力その神話と現実』紀伊国屋書店、1981年、pp.96-101.

- 9) 吉岡斉:『脱原子力国家への道』岩波書店、2012年、第6章4節国家安全保障のための原子力という公理。
- 10) 小出裕章:『隠される原子力—核の真実—』創史社、2010年、pp. 10-12、参照。なお、高木:『人間の顔をした科学』第4章 JOC 臨界事故、館野淳:『廃炉時代が始まった—この原発はいらない』リーダーズノート新書、2011年、pp. 22-41、も参照。
- 11) 亀山純生:『環境倫理と風土』(大月書店 2005年)第2章は人間と自然の共生について、相互依存性、相補性、異質性・自律性と対等平等性、共同性の4つの規範命題からなる環境倫理の理念を提起している。
- 12) 吉岡斉:『現代文明の暴走過程』海鳴社、1991年、p. 5, p. 64.
- 13) 高木:『原発事故はなぜくりかえすのか』岩波新書、p. 179.
- 14) 津田敏秀:『医学者は公害事件で何をしてきたのか』岩波書店、2004年。
- 15) 山本義隆:『福島原発事故をめぐって—いくつか学び考えたこと—』みすず書房、2011年、pp. 31-32.
- 16) J. W. ゴフマン:『人間と放射線—医療用 X 線から原発まで』(今中哲二他訳、社会思想社、1991)。なお、青水司:「放射線被ばく労働と社会学者の社会的責任」『日本の科学者』52(3), (2017)も参照。
- 17) 四国電力・伊方原発(3基 1977年~1994年に運転開始)は唯一内海(瀬戸内海)にあるが、その周辺で1981年以降、魚介類の大量死が7回も起きているが、原因究明がきちんとなされていない。斎藤満『原発の来た町. 原発はこうして建てられた』南海日日新聞社、2002年。なお、佐藤正典「原発が海の生物に及ぼす影響—日常運転にともなう問題」『日本の科学者』48(6), 21-22(2014)も参照。

(あおみ つかさ)

付記:本稿は、「核による自然・人間の支配—ロシア軍によるウクライナの原発攻撃・占拠を受けて」2022年5月号、を全面的に書き換えたものです。

【研究会報告準備】

どうすれば戦争は起きないのか

—カント『永遠平和のために』から考える—

重本冬水

(1)

観念論哲学者と評されるカント、「観念」を論じた哲学者としては一級の人物と思えます。「観念」を「意識の対象について心に描きもつ像」とするならば、この像を論ずるにはまず意識の対象について論ずることになります。“*Zum ewigen Frieden*”（『永遠平和のために』）では、戦争と平和という対象についての像を、カントはリアルに捉えています。本稿の「どうすれば戦争は起きないのか」の表題はカントの次の認識からきています。

「一般に生活する人間の間での平和状態は、なんら自然状態（*status naturalis*）ではない。自然状態は、むしろ戦争状態である。言いかえれば、それはたとえ敵対行為がつねに生じている状態ではないにしても、敵対行為によってたえず脅かされている状態である。それゆえ、平和状態は、創設されなければならない」（宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫、1985年、27ページ）。

カントは、戦争状態が自然状態であると捉え、「それゆえ、平和状態は、創設されなければならない」と述べます。『永遠平和のために』ではロシアのウクライナ侵略戦争も「自然状態」なのです。驚くべきこととはカントは捉えないのです。この侵略戦争を招いてしまったのは国際連合が平和状態を創設できなかったからとなります。第二次世界大戦を招いたのも国際連盟が平和状態を創設できなかったからなのです。

この平和状態を創設できないという問題をカントは私たちに突き付けているのです。東アジアでの戦争の脅威も同様です。今、戦争状態でなくても「敵対行為によってたえず脅かされている状態」です。東アジアで「平和状態を創設できなかった」ならば、戦争状態になることは避けられないのです。「自然状態は、むしろ戦争状態である」というカントの言葉を、今、あらためて考えさせられています。

かつて、安重根が1910年3月の処刑の前に書いた『東洋平和論』（未完）は、日・中・韓の東洋平和会議の組織体を旅順に置くことを提案しました。これは平和状態を創設する試みです。東アジア連合構想でありEUの先駆けです。しかしそれが実現できずアジアにおいて日本の侵略戦争は拡大しアジアに未曾有の戦禍を招いたのです。

現在、日本も軍事力を強化しようとしています。集団的自衛権、核の傘・核共有、軍事予算の2倍化などです。平和状態を創設できていない現在、これも「自然状態」なのでしょう。「平和状態の創設」を、現在の国際連合にも日本を含む東アジアの諸国にも見出せていないのです。

(2)

カントは、平和状態が創設できなければ、具体的には国際法が「戦争への権利を正当化する法」を含むことになり、この結末を次のように辛辣に断じています。

「こうした国際法の内容はもともと無意味である（なぜなら、こうした国際法は、なにが合法であるかを、個々の民族の自由を制限する普遍妥当的な外的な法によってではなく、力に支えられた一方的な格率によって決定する法になるからである）。またもし意味があるとすれば、それは当然次のようになろう。すなわち、このような意図をもったひとびとは、たがいに殺戮しあい、

そこで暴力行為のあらゆる残忍非道をその行為者ともども埋め尽す広大な墓地のなかで永遠平和を見出すが、かれらにとってはそれがまったく当然な成り行きである」(同上 46~47 ページ)。

自衛・防衛戦争も含め、戦争を正当化する法の結末は、「広大な墓地」の中の「永遠平和」であるとカントは断定します。カントのこの言は、核のある今日では、より切実な主張であると言えます。「広大な墓地」という「永遠平和」です。ウクライナが「広大な墓地」にならないという保証はどこにもないのです。他国からのウクライナ、ロシアへの武器供与が増え続けています。

日本国憲法はいかなる戦争も正当化していないし、それを絶対的に廃棄・忌避しています。戦争はいかなる場合も否認しなければならない(幸徳秋水の言)。「戦争への権利を正当化する法」を容認することは出来ない、「正義の戦争」はありません。

(3)

地球が「広大な墓地」となって「永遠平和」に至る前に(この危機は迫っています)、「どうすれば戦争は起きないのか」について、カントは「一つの世界共和国という積極的理念」からではなく、諸国間の「自由な連合制度」の創設を述べています(同上 46~47 ページ)。この具体化が 1920 年の国際連盟の創設であり、1945 年の国際連合の創設です。

「この連合が求めるのは、なんらかの国家権力を手に入れることではなくて、もっぱらある国家そのものための自由と、それと連合したほかの諸国家の自由とを維持し、保障することであって、しかも諸国家はそれだからといって、(自然状態にある人間のように)公法や公法の下での強制に服従する必要はないのである。連合制度は次第にすべての国家の上に拡がり、そして永遠平和へと導くことになるだろうが、連合制度のこうした理念の実現可能性(客観的実在性)は、おのずから証明されるのである」(同上 45 ページ)。

カントはさらに、この「連合制度の理念の実現可能性(客観的実在性)」の理由を次のように述べます。

「もし幸運にもある強力で啓蒙された民族が一共和国(共和国は、その本性上、必然的に永遠平和を好むが)を形成することができたら、この共和国がほかの諸国家に対して連合的結合のかなめの役をはたすからで、その結果諸国家はこの結合に加盟し、こうして諸国家の自由な状態は国際法の理念に即して保障され、連合はこの種の多くの結合を通じて次第に遠くまで拡がっていくのである」(同上 45 ページ)。

現在の国際連合の結合のかなめの役を果たしているのはアメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランスといった安全保障理事会常任理事国です。第二次世界大戦の戦勝国です。また、大国が強い権限(拒否権など)をもつ連合です。カントは、「国際法の理念は、それぞれ独立して隣りあう多くの国家が分離していることを前提とする。こうした状態は、それ自体としてはすでに戦争の状態であるが・・・他を制圧して世界王国を築こうとする一強大国によって諸国家が溶解してしまうよりも、ましなのである」(同上 71~72 ページ)と述べています。カントは、この「分離している国家」を前提にして、その諸国家の「連合的合一」が「敵対行為の勃発を予防する」として提案しています(同上 72 ページ)。

カントが言う「もし幸運にもある強力で啓蒙された民族が一共和国を形成することができたら」(下線は冬水、以下同様)というのは、例えば戦争放棄、戦力(武力)不保持を憲法に謳った日本とすれば、「幸運にも」、「諸国家に対して連合的結合のかなめの役をはたす」ことができるのです。例えば、諸国家間の戦争に関係しない永世中立の小国が「かなめの役」を果たしてもいいのです。もちろん日本は永世中立国ではありません。9条を含む憲法改悪に向かおうとする現実をみれば、「強力で啓蒙された民族」とは言えず、また日本は、「共和制」でなく憲法第1条から8条までは天皇条項の「君主制」です。さらにアメリカという大国から「分離」独立していないのです。カントの言う共和制国家は、「自由」、「法に従う」、「平等」の三つの原則にもとづく体制です(同上 29~30 ページ)。なお、永世中立国のスイスは、連邦共和制国家であり、軍隊はありますが他国を攻撃するための武器をもっていません。国連における永世中立国

の扱いの故もあってか、スイスの国連加盟はかなり遅れての 2002 年でした。

(4)

諸国家間の連合制度は、「自由」、「法に従う」、「平等」の共和制国家の連合（アソシエーション）です。だが、リアリストのカントは第 1 補説の「永遠平和の保証について」の最後で「商業精神」にも言及しています。

「商業精神は、戦争とは両立できないが、おそかれ早かれあらゆる民族を支配するようになるのは、この商業精神である。つまり国家権力の下にあるあらゆる力（手段）のなかで、金力こそはもっとも信頼できる力であろうから、そこで諸国家は、自分自身が（もとより道徳性の動機によるのではないが）高貴な平和を促進するように強いられ、また世界のどこでも戦争が勃発する恐れがあるときは、あたかもそのために恒久的な連合が結ばれているかのように、調停によって戦争を防止するように強いられている」（同上 74 ページ）。

この「商業精神」の意味づけは深みがあります。戦争は近代に入ってから植民地の獲得競争など利権争いによるものでもありますが、1795 年当時の「商業精神」にカントは永遠平和のための保証の拠り所を見出しています。カントが生涯を過したケーニヒスベルグは、中世後期のハンザ同盟（バルト海沿岸の都市間同盟、商人の組合団体）に加わった港湾都市として栄え、ヨーロッパ北部の経済圏での都市間交易の主要都市でした。こうした歴史・社会環境の中でこの「商業精神」という言葉を使っています。

二度の世界大戦という悲惨極まりない戦禍に見舞われた戦後のヨーロッパは、1952 年の欧州石炭鉄鋼共同体（ESSC）にはじまり、1957 年の欧州経済共同体（EEC）を経て、1993 年に欧州連合（EU）が誕生したことを考えると、また経済的つながりの共同体が「商業精神」とすると、そこに「永遠平和」の保証の拠り所を見出すことが可能と思えます。欧州連合が「分離」独立した共和国間の連合であり続けることは可能なのですが、イギリスはすでに離脱しました。EU 自体が、「一強大国」として、あるいは一部の強国が力をもっていることの問題も考えなければなりません。諸国家の「連合的合一」は難しくかつ時間がかかる試みです。東アジアで中国が「一強大国」として振る舞うならば東アジアの平和状態の創設に向けての「連合的合一」は難しいと言わざるをえません。

(5)

以上の内容をふまえた上で、最後に、市民科学研究会での報告における議論の「素材」を、以下、列挙したいと思います。

- ①国際連合が諸国家の「連合的合一」の試みであるならば、自衛・防衛権はいずれの国にもありますが、これを「武力」で行使する権利はいずれの国にもないと私は言いたい。しかし、すでに安保理常任理事国のロシアが武力行使を行いました。日本国憲法 9 条はどのように読んでも武力行使の自衛・防衛権を認めていない。日本が「強力で啓蒙された国」として、諸国家に対して平和の連合的結合のかなめの役を果たし、その連合（アソシエーション）は難しくかつ時間はかかりますが少しずつ広げていく役割が憲法 9 条の日本に求められていると思います。
⇒例えばアメリカは銃の所持が認められています。銃をもって襲ってきた人に銃で応戦する権利を認めています。しかし日本ではその場合、銃で応戦することはできません。近くにある「物」で応戦するしかありません。つまりアメリカと違って銃で応戦する権利は日本ではないのです。日本では銃を持つには許可がいります。しかし身を守るためということでは許可されません。日本では日常生活上、個人に武力行使（銃の使用）の権利を認めていないのです。多くの国がそうだと思います。その意味で銃を自由にもてるアメリカは「銃社会」と言われます。しかし、今の日本では他国の攻撃に対して武力で反撃する武力をもつことが当然とされ、その上、戦力・武力予算もこれまでの倍にしようとしています。このことではアメリカと同様です。「永遠平和のために」、これを許すことはできない。
- ②カントによれば「永遠平和のために」は、君主制を廃棄し共和制（民主制）に移行する必要が

あります。カントの共和制の「自由」、「法に従う」、「平等」の原則を具体化する。

⇒例えば、この原則に基づいて叙勲制度は廃止する。今も軍人は階級が上になればなるほど軍服の胸に多くの勲章を飾りたてています。日本の戦前も同様です。こうした映像を見るたびに気持ち悪くなります。軍隊に個人の自由はありません。平等でもありません。戦場の実態では「法に従う」ことはありません。戦争は共和制の3つの原則に根本的に反します。他方、一般の叙勲制度は君主制と密接につながっています。集団的自衛権の行使容認を強行した安倍元首相は最高位勲章である「大勲位菊花章頸飾」と「大勲位菊花大綬章」が授与されました。誰からの授与でしょうか。叙勲の階層は実に多層・多重です。気持ち悪くなります。そう言えば私がかつて勤めていた龍谷大学には名誉教授にもランクがあります。その他、現在、戦争状態の惹起につながる事柄（「自由」、「法に従う」、「平等」の原則に反する事柄）は多種・多様にあります。あらためてこの3つの原則とはどういうことかを日常生活の中で考えなければならぬと思います。

- ③現在の国際連合の安全保障理事会の拒否権を有する常任理事国5ヶ国の特権的な資格は第二次世界大戦の戦勝国であることによっています。また、「大国」として君臨している安全保障制度は国際連合の理念に反しており根本的に改めなければならない。カントの主張する「連合」は市民的アソシエーションの考え方であり、この方向へと舵を切らなければならない。時間がかかるとしても。

⇒なお、国連憲章前文は、「われら連合国の人民は、われらの一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念を改めて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和および安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した」（国際連合広報センターHPより）とされています。「共同の利益」の場合は武力を用いてもよいとなります。同第2条の4の「武力行使」では、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」（同上より）としています。英文では“All Members shall refrain in their international relations . . .”、（「差し控える、慎む」）と表現されるにとどまっています。カントの言う国際法が「戦争への権利を正当化する法」を含むならば、「広大な墓地」のなかで「永遠平和」を見出すことになるのでしょうか。

- ④1910年の日・中・韓の「三か国連合東洋平和会議」、銀行の設立と共通貨幣の発行の提案（安重根）をふまえ、さらに現在では北朝鮮、台湾などを含めた「東アジア平和連合」の組織体を設立する。この本部を過去の戦争の象徴的地である旅順に置く（安重根提案）。国連本部はアメリカ・ニューヨーク、EU本部はベルギー・ブリュッセルです。東アジア平和連合本部は中国・旅順に置くという100年以上前の構想を実現させたい。
- ⑤「資本物神」という精神が跋扈する巨大企業（金融、IT関連を含む）、多国籍企業などの支配する現在、貧富の巨大な格差が戦争の脅威を高めており、カントの言う平和と共生する「商業精神」を取り戻す。

以上です。ご検討ください。

（しげもと とうすい）

「力と交換様式」をめぐって

—— Tさんへ ——

篠原三郎

—

Tさん おかわりありませんか。

最近、こんなことがありました。ある友人に柄谷行人さんをすすめたところ、こういう私信で返ってきました。「やはり文体に逡巡の無さすぎるのが、いやなのです。文体でだめだと、私は生理が受けつけなくて……。 (柄谷さんも年をとって変わられたのかもしれませんが)、保田与重郎のもの (特に戦前のもの) など……。中略……。柳田国男の文章も好みません。名文らしいのですが、自分が実作者でよかった、と思っています」、というこの友人らしいいつものコメントを頂きました。

こういうことがあって、目下、文体とは何なのか、考え込んでいるところです。柄谷さんの文体について関心もあって直接ではありませんが、これまでの「市民科学通信」でも、その周辺のことをめぐって触れてきたつもりでした。ところで、社会学者の大澤真幸さんも、『戦後思想の到達点』(NHK出版、2019年)の柄谷さんとの対談で、文体をめぐり発言しているので、長くなるので、その前後は省略しますが、興味深いので紹介しましょう。

「私は、柄谷さんの文章をずっと読んできています。読んでいていつも思うのは、柄谷さんの文章は内容はもちろんのこと、文体としてもきわめて魅力的だということです。ただ、それは、流麗な文体というのとは違います。むしろ、どこか、言葉がスラスラ出てはいないという感じがするのです。これは、決して悪い意味で言っているのではなく、まったく逆に、それこそが、文章の魅力にもなっているんですが、比喩的に言うと、文字と化している文章が、「吃音」の症状を呈している、そんな感じを受けるのです。

どんなところにそれを感じるのか、一例をあげると、柄谷さんの文章には「くりかえして言うが」という表現がしばしば現れます。ふつう「くりかえして言うが」というフレーズは、前に書いてあることを確認したり、要約したりするために使われます。しかし、柄谷さんの場合は必ずしもそうではない。その前のどの部分がくりかえされているのか、よくわからないことさえあります。実は、前のほうでうまく言い切れていないのだと思います。うまく言えていないから、もう一回言うぞ、反復しながら挑戦するぞ、という意味で「くりかえして言うが」が使われている感じがします。

言いたいことがすっきりと言えているというよりも、言いたいことが言い切れなくて苦渋している。そこに、柄谷さんの言葉というものに対する独特の感覚が現れているのではないか。そういうことを柄谷さんのごく初期の文章も含め、ずっと感じていました」(28～29ページ)。

大澤さんの指摘にたいして柄谷さんはこうこたえています。

「そうですね。うまく言えないという感じがいつもあります。と同時に、うまく言えないようなこととか、言いたくないという気持もありますね」(29ページ)。

Tさん 大澤さんに対する柄谷さんの微妙な表現のあり方がおもしろいですね。(これ、前述の友人が語っていた「逡巡」に似た症状ではないでしょうか。友人は、柄谷さんの『マルクスその可能性の中心』を読んだとき、そう感じたというのですけど。ですけど、わたくしは柄谷理論の文学評

論家からこんにちにいるまでの成果を理解できるようになるのに10年以上かけたと応えておきました。ちなみに、この本の講談社学術文庫版（1990年）の小森陽一さんの「解説」がいいですね。参考になります）

こういう「逡巡」が若い時代からあったからこそ、いや、今も持ちつづけているからこそ、今世紀になって刊行される、たとえば、『トランスクリティーク——カントとマルクス』『世界史の構造』などという労作がつぎつぎ誕生することも可能性となったのではないのでしょうか。

ともあれ数々の偉業を果たしつつも、体制に制度化された大学の研究者の（「逡巡」を欠いた）多くのように、経済学だ、社会学だ、政治学だ・・・と専門学者ぶらないところがいいですね。むしろ柄谷流ですけど、「社会科学」にたいする挑戦的なスタンスが感じられてきます。柄谷さんの思想は、態度は学界のウチにもソトにも、それは世界にもいつでも自由に開かれているのではないのでしょうか。

二

ところでTさん この10月には出版されるという『力と交換様式』では、『世界史の構造』以降の、「逡巡」のなかの思考の詰めが詳しく展開されているのではないのでしょうか。楽しみです。それについてもその10月に先立って、雑誌『文学界』（10月号）で、やはりこの夏の7月に東京大学でおこなわれた柄谷行人講演会のテーマ『「力と交換様式」をめぐって』が掲載されていたのですが、刺激的でした。ここでわたしの頭にいま残った印象の二点を述べておきます。

その一点は、この講演会に「柄谷行人を呼ぼう」と提案したのが、例の『人新世の「資本論」』を著わした（この肩書もいいです）「経済思想家」の斎藤幸平さんだったことです。かれ、どちらかというと、交換様式論者ではなく生産様式論者と思っていましたから。しかしかれの議論、じつに柔軟で救われました。こういう研究者が望まれます。前途が頼もしいです。

もう一点は、アソシエーション運動と交換様式「A 互酬（贈与と返礼）」との関係をめぐる柄谷さんの考え方が知れ参考になりました。前者は結局「A」に帰着するんですね。（例の「批判的想像力」の働きも「A」にかかわることになりますね）。

そうするとTさん かつてより疑問や議論の多かった問題は、交換様式「D」という力の存在をめぐることとなります。講演会の話でも分かるのですが、10月刊行の『力と交換様式』を読むのがなによりの楽しみです。

三

Tさん 先便の柄谷さんの文体論をめぐる例の友人から再考、私信をもらいましたので、先ず紹介させていただきます。

「柄谷行人について、私の信頼する篠原さんがそうおっしゃるなら・・・と疎遠のままにおかないで、保留します。私は、このように、いくら遠ざけられても、いや、そうではないと言い続けること、それこそが年長の者の役割だと、篠原さんから、あるいは玉城徹さんから学びました。そうではないよという熱情をもって、若い人々に語り続けること、それが大切なんですね。」

あらためていい友人をもった喜びを感じています。

ともあれ「逡巡」という概念をどう規定するかは、辞書的な範囲内の意味にとどめておいて、人間の行動にみられる「逡巡」というあり方は「交換様式」を基礎におかざるをえない人類の社会に起因している必然的な現象ではないか、とわたくしは考えています。

それを欠くのは、アイデンティティーという概念がありますが、現存在の仮象なのではないのでしょうか。社会という存在にともなうフェティシズムの力に他ならないのではないのでしょうか。

銀杏が重なりあい落ちてゆく露西亜教会屋上の上へと

2022年10月8日、記

（しのはら さぶろう）

『力と交換様式』を読む

—— Tさんへ ——

篠原三郎

Tさん ようやく手に入れ、読み終えたところです。待ちに待った著書だけにその思い入れも深いですね。

発行は10月5日ときいていたので、当日、買いにでかけたのですが、パートナーが本屋さんにないとわれ、翌日も翌々日も街中の大手の本屋さんに出かけてくれたのですが、ありませんでした。業を煮してやむなく例のアマゾンに問いあわせたところ、翌朝に配達してくれたのです。しかも送料は無料です。いったい、出版物の取次システム、どうなっているのでしょうか。

ともあれ、『力と交換様式』、鶴首した甲斐がありましたね。健康状態がこのところあまりよくないのですが、なんとかこらえつつ時間もかかりましたが、読み終えることができ安心してます。

それはそれとして著書を抱えたか格別の印象だけでもお伝えします。

とにかく Tさん 柄谷ファンとして絶賛するしかないですね。「生産様式」論だけでは説明できない、また出来なかった諸問題を人類史上にわたって「交換様式」論によって丁寧に理解できるまでに配慮されつつ、新著の目次の編成構成もよく工夫されていますね。なにしろ、交換様式論の完成度に相応しい集大成の出来映えといえるでしょう。

それと Tさん 印象深く感じた点に、マルクスの盟友であるエンゲルスですが、これまでの柄谷さんのエンゲルス論だけだとすると、エンゲルスが哀しくみえてならなかったのです。が、柄谷さんのさらなる調査研究によってエンゲルスの位置づけ、評価が変ってきました。嬉しくてたまりません。

これ以上のことは、後は、新著をめぐる議論が「市民科学京都研究所」で企画されているようですので、そこで議論したいと思っております。

ともあれ Tさん 広く多くの人に読んでもらいたいです。

話が急にとんでしまいますが、ベッドに横になりながら、松尾芭蕉の晩年の俳句が急に思い出されてきたのです。

旅に病んで夢は枯れ野をかけめぐる

当時の談林風の俳諧を超えた高い芸術性を追求していた芭風俳諧を創始しようところみたのがこの芭蕉です。そのため晩年は江戸にはなじまず『奥の細道』にみるように、たびたびよく旅にでましたね。市場経済が展開していた元禄文化、社会に対する批判という交換様式「A」なる「霊」の力と関わりがあるのではないのでしょうか。

片めしいルーペ手に取り読み終えるわれを誉めたき 10日かかれど

2022年10月20日
(しのはら さぶろう)

【予備的考察】

交換様式という「状態」における

「力」とは何か

—柄谷行人『力と交換様式』（岩波書店、
2022年10月）の予備的考察—

重本冬水

(1)

「力」という表題に魅かれるものがあります。『力と交換様式』での「力」は、「霊的な力」、「観念的な力」、「精霊（ダイモン）」、「物神」（フェティシュ）などです。「力」と言えば、ニュートン力学では、 $\text{力} = \text{質量}(m) \times \text{加速度}(\alpha)$ です。もちろん、この「力」は目に見えません。万有引力（重力）だけでなく、電磁力も核力も目には見えません。しかし、この「力」が物（自然）を動かしています。同様に、柄谷さんの言う「霊的な力」、「観念的な力」、「精霊（ダイモン）」、「物神」（フェティシュ）という「力」も目には見えません。しかし、この「力」が経済、社会を動かすということなのです。

ニュートン力学での力は物＝質量（慣性質量）の運動に変化をもたらす能力です。この物（自然）の運動に変化をもたらす「力」と同様に、経済（生産様式、交換様式）を維持し変化をもたらす「力」、さらにこの「力」が柄谷さんの「世界史の構造」の中身であり、さらにこの説明が『力と交換様式』の刊行目的かと思えます。マルクスもこの目に見えない「力」の説明が『資本論』執筆の目的であったと柄谷さんは言います。

ニュートンも同じです。柄谷さんは、ニュートンの万有引力は、かつてオカルト的な力を導入したと非難され、遠隔的な力の存在を肯定したニュートン力学に対する反撃が続き、ガリレオもまた遠隔的な力を認めなかったことを取り上げています（同上 50 ページ）。また、コペルニクスの地動説を支持して弾圧された科学者・哲学者らが磁力を魔術として斥け、それを認めないことが「科学的」と考えたことも取り上げています（同上 392 ページ）。同様に、現在においても、国家、資本、ネーションに存する目に見えない“力”を斥けることが「科学的」と考えていると批判しています（同上 392 ページ）。

柄谷さんが提唱する交換様式論では、交換様式 A（互酬）、B（略取一再配分）、C（商品交換）、おいて交換様式 D（A の「高次元」での回復）において、それぞれの交換関係から生じる「力」から「世界史の構造」を捉えかえました。では、A、B、C のそれぞれの交換様式の「力」はどのように働くのか、また互いにどのように作用し合うのか、このことを明らかにすることが『力と交換様式』の目的だと思います。

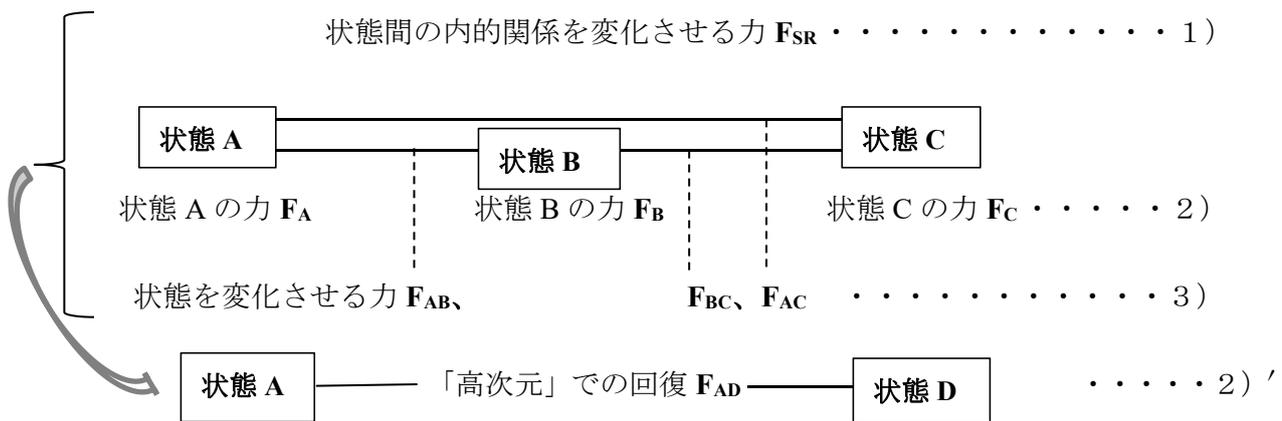
しかし、読了後も、この「力」の中身、働きが、私には理解できていません。そこで問題提起的に論点を整理したいと思います。また、11月6日に開催される『力と交換様式』の「合評会」

の予備的考察も兼ねたいと思います。ここでの内容は、ニュートン力学、量子力学をもじって表現すれば、「社会力学」、「歴史力学」、「経済力学」といったところでしょうか。

(2)

交換様式あるいは交換関係を、ひとまず「状態」と一般化して捉え（一般論）、この「状態」(state)によって「力」(force)が生じるとして、以下図示してみます。しかし、この「状態」と「力」は、どちらが原因で結果といった因果的關係ではなく同時存在的關係です。つまり「状態」が存在するところには必ず「力」が存在します。その逆も同じです。

図 「力」(force)の3類型化と「状態力学」(state dynamics)



この図から柄谷さんの交換様式論に移行します。「状態 A」は「交換様式 A」を念頭においての一般化です。この迂遠なやり方をとった理由は次のようなことです。

柄谷さんの著作は博識が惜しげもなく伝わり、多様・多彩な文献渉猟がなされており、かつ独特の文体、特に私には「アンチノミー」（二律背反）的叙述が印象的で、私はその文章上の「重層的技巧」にただただ感服・感嘆しています。こうした柄谷さんの一連の著作のあまりに大きな「波」に呑み込まれないためには、私なりの一般化と単純化から向き合うしかないと考えたからです。

(3)

では、この図をふまえて本題に入ります。まずマルクスの言う「交換において価値として等置させる」（『力と交換様式』19 ページ）、この力とは何か。柄谷さんは「交換は、人々のたんなる同意や約束ではない、強制的な“力”を必要とした」（同上 22 ページ）と言います。上図の F_A は、「交換様式 A の力」、「互酬」という交換の力です。そこに作用する「力」 F_A とはいったい何か。柄谷さんはモースの「言い分によれば」とした上で次のように述べています。

「贈与 (gift) に対してお返し (counter-gift) をしないと、ハウという霊が怒るかのようである。しかし、実際は、人が怒るのであり、人が違反者を罰するのだ。つまり、マオリ族が贈与とお返しを実行するのは霊の力によってではなく、社会的な掟があるからだ。そして、霊の力はむしろ、違反者を制裁する呪術において使われる (*Economics of the New Zealand Maori, 1959*)」（同上 73 ~74 ページ）。

ここでの現実の力は「霊の力」 F_A ではなく「社会的な掟」です。この掟の違反者への制裁は呪術における「霊の力」によるのです。掟とは「とりきめ、定め」であり「命令」です。違反者は人によって罰せられますが、それ自体は「霊の力」 F_A によるものではないのです。今日の商品交

換（交換様式 C）では、贈与に対してお返しをする掟はありません。売買関係が掟で F_C という力が働いています。お金のやり取りが F_C であり、この力が人の生死さえも決定する交換様式です。他方、お返ししなかった故の制裁 F_C はありません。しかし、呪術での「霊の力」 F_A がどこかで働いているのかもしれませんが。「お返しをしないといけない」という力 F_A 、「ハウという霊が怒る」かのように交換様式 A の互酬関係の F_A が、 F_C が支配的な交換様式 C でも残存しているのでしょうか。

交換様式 A、B、C の「力」 F_A 、 F_B 、 F_C の中身とは何か。また、その力の相互の関係性 F_{SR} は？。交換様式 B の「国家という怪獣」という F_B の、専制的な政治体制、帝国の「力」の F_B の解明、 F_C の力は商品物神 F_{C1} 、貨幣物神 F_{C2} 、資本物神の力 F_{C3} へと展開し、つまり『資本論』での資本主義（交換様式 C）の F_C の「力」の解明です。そして交換様式 D（A の「高次元」での回復）の「力」 F_{AD} はどこからくるのか。

柄谷さんは言います、「資本や国家の力は、物神や怪獣の“力”であり、人間の意志を越えたものだ」（同上 314 ページ）、交換様式 D の力 F_{AD} は「人間の意志を越えて、いわば“向こうから”来るものだ」（同上 317 ページ）と。カントは「隠微な計画」（隠されていてわずかしかがえぬ計画）として「人間でも神でもない何かの働きを見出した」（同上 396 ページ）と柄谷さんは言います。その働きが「力」 F_{AD} とすると、その中身は？。11 月 6 日の「合評会」で議論したいと思います。

(4)

柄谷さんは、人間と自然の「交通」の歴史に関わって、今日の理性と科学について次のように批判しています。

「化石燃料とはまさに自然史の産物である。つまり、人間と自然の交通関係を歴史的に刻印するものだ。そのような化石を燃料として使用するとき、まさに人間と自然の『交通』の歴史を化石として焼却することになる。自然に神々を見出すような考えは迷信として斥けられ、自然はたんなる物的対象となった。しかし、それは、人間が迷信（観念的な力）から自由になったからではない。資本物神に従って考えふるまうことが、理性的で科学的だと見なされるようになったからだ」（同上 40 ページ）。

卓見だと思います。資本物神（フェティッシュ） F_{C3} の力は自然認識において「自然はたんなる物的対象」としてしまう力です。かつてのニュートンの万有引力をオカルト的な力とした非難は、今日、交換様式 C の F_{C3} の力によって再来しているのです。それは資本物神という「観念的な力」 F_{C3} に屈した非理性的で非科学的な考え方・認識です。しかし、それが今日の理性であり科学なのです。

人間と自然の「交通」には目に見えない「力」があります。これを捉えてこそ理性的・科学的と言えると柄谷さんは言います。環境危機の克服はこの「力」の解明にかかっています。それは、交換様式 A の「高次元」での回復である交換様式 D によって実現するとしますと、この回復「力」 F_{AD} の解明という課題ではないでしょうか。

（しげもと とうすい）

【寸評】東海林さだおと柄谷行人 の

ちから 「力」学

宮崎 昭

こんな世の中で、いかに生きるか、というテーマに接近している（と思われる）二人を独断的な思い入れで紹介したいと思う。



世にいう「マヌケ」とはどんな人をさすのだろうか。否、人だけでなく「マヌケな犬」とか「マヌケな猫」と言う場合もあるかもしれない。なぜ、この場で、私がそんなことを言うのか。それは、柄谷行人さんが「デモとマヌケ」と題して一筆モノ申しているからだ。

国語辞典では、「まぬけ」とは、「頭のはたらきが悪くて、ばかげたことをすること。また、その人。とんま」（『第十版 新選国語辞典』小学館）とある。いささか古い、手持ちの『第4版 広辞苑』では、「する事にぬかりのあること」という説明もみえる。そんな「マヌケ」について、柄谷さんはこう言っている。

新自由主義の下で貧窮化した人たち…（略—宮崎）…この状況に対して、二つの態度がある。一つは、中産階級の基準に固執する「賢い」生き方である。もう一つは、それを放棄した「マヌケ」な生き方だ（柄谷[2021]199頁）。

辞書の解説を参照すれば、「賢い」生き方とは、「頭のはたらきが」よく、「することに抜かり」がない生き方である。そういう生き方とは、その後の説明でようやく分かったような気がする。

大概の人は前者を選ぶが、それは困難であって、努力しても実際にはますます貧窮化する。にもかかわらず、他人と交わり、助けあうことはしない。そして、結局、国家に頼り、排外的になる。一方、「マヌケ」たちは寄り集まり、国家にも企業にも依存しないで暮らせるように工夫する（199—200頁）。

なるほど、柄谷さんは「マヌケ」の本領を明快に示している。だが、その「マヌケ」の生き方は結構ハードルが高いように感じられる。「国家にも企業にも依存しないで暮らせるように工夫する」なんて至難の業ではないか。そんな生き方は可能なのだろうか。



そこで、まるで場違いな東海林さだおさんの登場、わたしの大好きな「マンガ家」です。平凡

で、何の意味もないような日常をシュールに描く姿勢に、自虐的とも思える“笑い”が、彼の本領だと思っている。そんな東海林さんの「マヌケ」振りがよく分かるのが、エッセー集の東海林[2021]だ。ただ、単純に「マヌケ」なのではなく、その中に“笑い”と“悲しみ”が入り混じっているように思われる。そして、言外に社会に対する“怒り”のようなものがあって、なかなか油断ならない。たとえば、ひと昔前に、マスコミで度々取り上げられた「布団叩きのヒト」（「マヌケ」の変種だと思う）など、その心情、立ち振る舞いに、こういうコメントをつけている。尋常ではない、どころではない。

“老後をボランティアで生きる”
というのも一つの生き方であるが、
“老後を意地悪で生きる”
というのも一つの生き方であることがわかった。
問題は、症状が更に進んだ人たちである（27頁）。

また、「五十八歳の告白」と題して、自身の老化を不問にして、世の「作家」に注文を付けて胸を張っている人びとがいる。老人性「マヌケ」の一種である。だが、決して「不当な」クレームではないように感じられるのは、わたしの思い違いだろうか、私も老人だから共感するのだろうか。

いい文章は、誰が読んでもちゃんと記憶に残るはずだ。
それだけ書くほうの人の力が低下しているということになる。
最近の書き手の文章力はどんどん低下しているようで、この間読んだ本などは、読みおえて五日たったら、もうその内容全部を忘れていた（223頁）。

登場人物はみな市井の人たちである。デモに行くわけでもなく、科学的に、あるいは計算ずくで行動する人たちではない。ある意味で、不本意な「マヌケ」が描かれている。そこがなんともイジラシイ話なのである。



柄谷さんにとって、東海林さだおが語る“物語”は想定外であるかもしれない。というか、問題外であるかもしれない。しかし、近著の柄谷[2022]で語っているところを見ると、どこか通底しているように思われてならない。商品、貨幣のフェティシズム、「霊」に関するところだ。

確かに、そのような力を霊的な力として説明するのは、科学的とは思われない。が、霊のように見える力が存在するという事実を否認することも、非科学的である。それは、それ以上の探求を閉ざしてしまうからだ。要するに、マルクスが「物神」の力に言及することで開いた認識の可能性が、霊といえば嘲笑する“科学的”な頭をもった人たちによって閉ざされてしまったのだ（47-48頁）。

例の「布団叩き」のオバチャンを駆り立てた「力」は何だったんだろうか。「頭のはたらきがよく、「することに抜かり」がない人には、やはり「嘲笑する」以外の何ものでもないだろう。「科学的」に分析しようなどと考えるのは「マヌケ」のすることではない。

要するに、靈的な力を認めないことが、科学的な認識になるとは決まっていない。むしろその逆になる。靈があろうとあるまいと、何らかの「力」が働いていることを先ず認めることから、“科学的”認識がはじまるのだ（柄谷[2022]78頁）。

その「力」、あの「力」の存在を認め、その根拠、発生源を突き止めようとする態度が科学的認識の第一歩だということである。好奇心とでも言えようか。子どものころ、そうだったのではないかと「反省」する。

こじつけかとも思うのだが、東海林さんと柄谷さんのそれぞれの「ちから」学を結びつけることによって、「想像する力」の楽しさと逞しさを感じとるのであります。

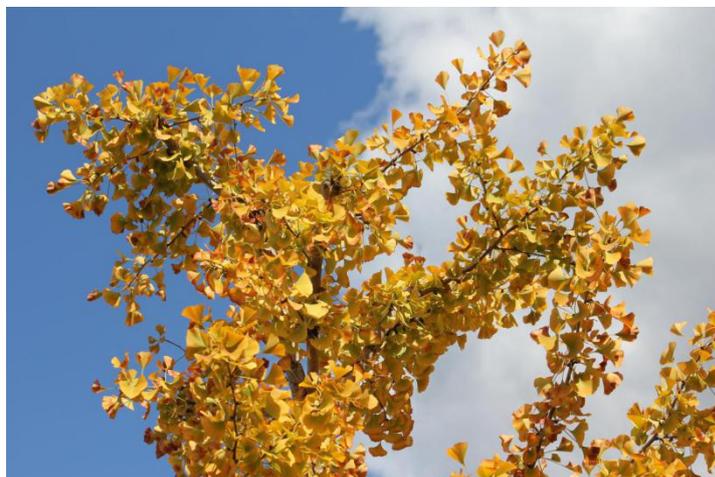
(みやざき あきら)

【参考文献】

柄谷行人[2021]『ニュー・アソシエーション宣言』作品社

柄谷行人[2022]『力と交換様式』岩波書店

東海林さだお、平松洋子編[2021]『人間は哀れである』ちくま文庫



近代世界システムと国民主権 再論

竹内真澄

宮崎昭さんから貴重なコメントをいただいて、通信第 26 号（7 月号）に書いたエッセイ（近代世界システムと国民主権 不破哲三著『人民的議会主義』を素材に）を再論したいと思います。

まず、私が表象においているのは、GAF A など先進テクノロジー産業が世界市場で圧倒的な独占化を進行させているという事実です（第 28 号「駆けっこ型競争と相撲型競争」を参照）。IaaS（Infrastructure as a Service）の世界市場をみると 2021 年に Amazon は市場の 40.8%、マイクロソフトは 19.7% を占有しており、二社で 60.5% を占めている。これにアリババ、グーグル、ハーウェイを足すと 5 社で 80% を超えるのです。もし世界市場で一社の市場占有率が 100% まで行ってしまったら、企業目的のひとつである市場占有率の引き上げは必要ではなくなります。なにしろ、完全制覇が達成されてしまうからです。自由競争→独占→完全制覇。完全制覇の状態というのは市場社会なののでしょうか、それとも事実上一社による計画経済なののでしょうか。ともかく、私たちの世界はそういう極限的な状態に日々迫りつつあるのです。

すなわち、民間独占資本が国民国家を抱き込んで人々を操作する、そうした一種の全体化的管理世界が進行します（監視資本主義）。これを地球規模で制御しなおすことなしには各国国民も、人類も解放されないということなのです。この視点からみると、世論をつうじて国民主権を取っていくという一国社会主義路線は、構えが小さすぎるのです。これからは先進国でも低開発国でも、およそ世界の左翼は、IMF、WTO、国連の一部を牛耳っている世界独占資本がつくる現実と向かい合って行かねばなりません。

がんらい革命政党というのはもっと大きな発想だったと思います。たとえば『共産党宣言』1848 にはこう書かれています。「共産党は、一方では、プロレタリアの種々のナショナルな闘争において、全プロレタリアートの共通の、国籍に左右されない利益を強調し、おしつらぬく。他方、彼らは、プロレタリアートとブルジョアジーとの闘争が経過する種々の発展段階において、つねに運動全体の利益を代表する」（『共産党宣言』国民文庫版訳 44 頁）。スターリンのように、住民大衆を指導する労働者階級をさらに上から指導する革命政党が必要だという議論はつねに一国モデルで考えられていました。だが、「全プロレタリアートの共通の、国籍に左右されない利益」をモスクワから「指導」することなど不可能です。反対に、全世界の「運動全体の利益を代表する」よう努力するのが共産党であり、「かれらは、特殊な原則をうちたてて、プロレタリア運動をその型にはめこもうとするものではない」のです。

いま、一切のインターナショナルは存在しません。それには理由があります。第一に、1920 年代以降に作り上げられたコミンテルン型の革命政党路線は、インターナショナル的な性格をもっていました。それはソ連共産党が世界を指導する革命政党であり、各国支部はそれに従うという序列の中にありました。これは、「特殊な原則をうちたてて、プロレタリア運動をその型にはめこもうとするもの」であったためいま無効化しています。第二に、革命政党の組織論はスターリン的でした。そこには、「指導」、「統制」、「鉄の規律」などといったジャーゴンが溢れています。現存する世界の革命政党の多くは長らく、マルクス主義とスターリン型党組織論の混合物だったのです。ソ連共産党の解体後、コミンテルンに起源をもつ革命政党は消滅しつつあります。

1991 年後の課題は、あたらしい水平的国際組織の創造とスターリン型組織論の理論的清算（上

級下級などの発想の払拭と主権をボトムに置く制度改革)です。そうすることなしには「運動全体の利益を代表する」ことは難しいでしょう。革命政党が市民を「指導」するのではなくて、世界の市民がそれにふさわしい革命政党を育てていかななくてはならないでしょう。

ともかく一国主義的左翼は世界規模の独占支配と十分噛み合えておりません。一方でGAFAs的独占資本は占有率をあげて、傍若無人に行動しているのに対して、どうやったらこれに世界の左翼は拮抗できるのでしょうか。ヨーロッパ左翼は、いま人気のある右翼に押されっぱなしです。J・ハーバーマスは、右翼が勝つのは良いことだと痛烈なことを言います。なぜなら冴えない左翼は右翼に刺激されてはじめてピリッとするからだ（『デモクラシーか資本主義か』岩波現代文庫、2019）。なるほどそうかもしれません。いずれにせよ、世界独占資本と革命政党の圧倒的な力のコントラストを考慮すると、巨大な思考回路の変革が迫られることになる。まずそういうことを言いたかったのです。

すると、国民主権（ブルジョア共和制）から出発するのはよいとしても、そこにとどまることは、現状を考慮するならば、到底できません。国民主権とは、政治と経済が公私二元論で分離したままの状態を反映する一国政治システムであり、それじたいが近代世界システムの表現にすぎません。したがって、国民主権から出発することはやむをえないことではありますが、これを杉原泰雄さんが提起した人民主権に切り替えていかねばなりません。人民主権は、スケールとしては国民国家の枠内にありますが、議員の行動を民意から独立したのではなく、命令的に委任されたものに変えることをめざします。それは、公私二元論を国民国家の枠内で否定する運動なのです。国民主権を人民主権へ切り替えていくという問題意識が現在の左翼には非常に弱い。それは、世界システム論で政党を考えていないからです。国民主権から人民主権へというのが一国規模の民主化のなかで課題になると言いたかったわけです。

では、各国別に人民主権を確立した後はどういうことが想定されるのでしょうか。ここから先はウォーラーステインさえまだ十分考えていない問題領域にはいっていきます。国民主権を人民主権へ転換することに成功したら、その次に課題になるのは、いよいよ世界資本の市場独占にメスを入れる作業です。

ここで、資本による世界市場独占とはいったい何かということを理解しておくことはきわめて重要です。それは労働の社会化のグローバルな形態です。資本が支配しているということは、現に働いている労働者たちが、国境を越えて、世界的に連携しているということなのです。何億人、何十億人の労働者が国境を越えて現にものをつくり、販売し、流通させている。人間と自然の世界規模での物質代謝過程を、資本の支配のもとで実行しているわけです。GAFAsのみならず、現代の独占資本はこうした労働者の結合（コンビネーション）を組織することなしに生き延びることはできない。これを私たちは経済のグローバル化と呼んでいます。そのかぎりでは、現代の労働者は、とっくに国民国家を超えており、現代世界の物質的再生産を現実的に担っています。ただし即自的に、あるいは無意識的にです。これを剰余価値ではなく世界市民の公共目的のための生産に組織しなおすことが必要です。

だから、世界独占を達成した企業で、たとえばamazonで労働組合が生まれることは画期的なことです。amazon内部からアソシエーション的に労働を再組織する力が芽生えるからです。世界独占資本の民主主義的制御というと、一部の理論家はすぐに世界政府による総資本の制御を想定し、そこへ結びつく国連改革などを考えるわけですが、それだけではだめです。労働に根ざしていないと独占資本は反対に国連を脅迫するでしょう。だから内在的な制御なしには独占資本を牛耳ることは不可能です。いうまでもなく一国的左翼政党では世界独占資本のグローバルな行動を十分制御することはできません。

前稿で革命政党とは近代世界システムを乗り越えることを目標に掲げるものだと言いました。言い換えるとそれは、国民国家と国民主権を超えるということです。国民主権を超えるとは、世界（市民）主権をとるということです。ではそれはいかにして可能なのでしょうか。二つの可能

性を生かすことだと思います。一つは、下からの道です。下からの道とは、経済のグローバリゼーションを労働のアソシエーションへと、いわば足もとから組み替えていく運動です。もうひとつは、上からの道です。上からとは国家国家をより上位の世界政府へ委譲することによって世界資本を制御する運動です。

非常に遠大な話のように聞こえるかもしれませんが、しかし、そうではないのです。現に目の前で戦争が起こるたびに国連改革が提起されています（ロシアのウクライナ侵略後のアジェンダ）。そして、世界的企業の強搾取が問題化するたびに労働者のアソシエーションは促されていく（amazonでの労組結成）。はたまた旧統一教会のような国際宗教資本の活動を追い詰めていく。これらは、いずれも「資本主義的蓄積の歴史的傾向」（『資本論』第24章第7節）に根拠づけられているのです。資本主義的蓄積のスケールは、もちろん、世界規模でのものですから、一国モデルを前提において労働者階級を指導するというようなスターリン型組織論は、グローバル化のなかで無力化したし、いまもしています。国境をこえて、人種や国籍を超えて働いている何十億もの人々がどうしてどこかの国の「革命政党」の言うことを聞くのでしょうか。

なお、宮崎さんは私の著作『近代社会と個人 <私人>を超えて』に触れてくださったので世界（市民）主権のなかでの個人 Individuum の位置づけを考えたいと思います。通常、私たちは社会の規模が大きくなるごとに代表制の機関は日常の労働・生活過程から遠隔化されたところで作動するようになって考えています。たとえば封建的領邦国家では、地元の王に政治的決定権があったが、近代主権国家が登場すると領邦国家の決定権ははく奪され、主権国家の中心（首都）で政治的な決定が行われるようになります。これは社会のサイズが大きくなると中央集権化が進み、ローカルな主権は疎外されるという根深い観念をつくりました。では、主権国家から世界政府へ権力の移行が進む場合も、同様の中央集権化が一層進み、現実の労働・生活過程からの遠隔化はさらに一層激化するのでしょうか。私は、違うと思います。領邦国家→主権国家の過程で、なぜ権力が人民から遠隔化されたか。それは資本が人民から労働処分権（自己の労働を決定する権限）を奪っていったからです。仕事は、ボスが命令することにしがうことになりました。代議制民主主義とは、資本の生産過程における労働処分権のはく奪を政治の次元で追認するためのものです。人民は労働処分権をはく奪されるだけでなく、このはく奪の上に立脚した近代政治を財産権の保障という名義のゆえに擁護する。それが近代政治の仕組みです。社会のサイズが大きくなると権力は人民から遠隔化するという観念をつくった根拠もそこにありました。

しかし、主権国家→世界政府の過程ではまったく違います。なぜなら、社会のサイズの拡大は、何よりも、世界市民の労働処分権を奪還するためにあるからです。たしかに、主権国家でできなかった政治的調整が世界政府で必要になるのですから集権化の次元は上がっていきます。この意味で空間サイズが大きくなれば、集権化は論理的に必然ですが、しかし、一体何のために万民の政府をつくるのかと言えば、世界独占資本から生きた諸個人の労働・生活過程の自治権を奪還するためなのです。

ここで、先ほど述べた労働のアソシエーション的編成のことを考えなくてはなりません。誰のために、何を、いつ、どれだけ、どこでつくるのかということは、労働処分権の範囲の問題です。労働処分権とは、自分の労働活動を遂行する当事者が資本の支配に抗して活動を自己決定する権利のことです。労働処分権は、労働力の商品化を廃絶した段階では、個体 Individuum に帰属します。それゆえ、世界政府の決定は、空間的に言えば主権国家よりも一段次元が上がるのですが、決して遠隔化しない。反対に、この決定を是とするかどうか、つまり、自分自身の労働行為がこのプランの一部に組み込まれることを認めるかどうか、それを決定する最終的判断は労働する個体に帰属します。

むしろ、個体が自己の労働をどう処分したいのかを最大限生かすためにこそ世界政府は働かねばならないわけです。したがって社会のサイズの拡大と社会の自治力の拡大は、一つの調整課題

ですが、対立関係ではないのです。この調整をする主体はどこまでも労働する諸個体の側であって、労働・生活から遠隔化する世界政府なるものは存立を許されないのです。

これまで、マルクスの個体的所有概念について、それはマルクスの願望にすぎないという解釈がありました。しかし、それは違います。個体的所有の再建は労働力の商品化の廃棄と裏表の関係にあります。ゆえに資本による労働処分権は人間諸個体に奪還されます。自己労働を何のために、どう使うかを定めることなしには、社会の自治力は上がりません。あなたは鉄砲や爆弾をつくりたいのか。国民国家のもとでは生きていくためには仕方なくそれを作る人が生まれます。しかし、世界政府のもとではNOと言えるわけです。社会の自治力をあげていくためには、人を選ぶだけの国民代表制は廃棄されます。人民主権がそれに取って代わるでしょう。それとともに、労働処分権が現場に戻ってきます。現場での意思決定はたんに望ましいものではなくて、自治力をつけるうえで避けられないものなのです。

ルソーは、人民主権論を展開したとき、国民代表は不要で、人民代理（命令的委任）でなければならないと言いました（『社会契約論』第3編第15章）。国民国家が成立するとき、もはや檜の木の下での民主主義はそのままの姿では生き残れないのですが、代表を代理に置き換えることで直接民主主義的な要素を盛り込む必要を彼は考えました。この思想は杉原さんの人民主権論に継承されています。なぜ直接民主主義が重要かというと、国民代表制のように人を選ぶ選挙では、市民が事柄そのものを判断する能力を奪われる恐れが高いからです。けれども人民主権（代理にたいする命令的委任）ではそうはいきません。ルソーの名言に倣うならば、「政府は主権者ではなく、主権者の召使い（執行人）にすぎない」のです（同、第3編第1章）。

事柄そのものを判断することなしに人民主権はありえないのです。現代の資本主義は二重の疎外を強制し、政治では国民代表制をとり、経済では労働処分権を奪います。人は二重に事柄の判断から遠ざけられます。これでは非自治社会が帰結するのは必然であり、自治社会を運営することはできません。革命政党は、それゆえに、社会の全領域において自治社会を運営する制度改革と新しい文化運動を豊かに開花させる必要があります。国民代表制をそのまま継承する義理はないどころか、それを労働処分権の奪還へつなげる展望をもたねばならないわけです。

今後、世界政府を構想する場合も、ルソーのような考え方は重要です。世界政府の代理は高度に世界市民的でなくてはならず、また、労働処分権を奪還した労働主体は現実的に自己の主人となるのです。グローバリゼーションの時代に個体的所有を考えるとそういうことでなければならないと考えるものです。

(たけうち ますみ)

なぜ、「自発的」に贈与するのか —贈与と交換の「フェティシズム」—③

宮崎 昭

前回の「『純粹贈与』の可能性」（一贈与と交換の「フェティシズム」—②）では、「純粹贈与のパラドックス」をめぐって、「災害ユートピア」を取り上げながら、さらには柄谷「交換様式D」を念頭に、「純粹贈与」の可能性について論じました。今回もまた、その「可能性」について考えようと思うのですが、贈与する側の「自発性」に焦点をあててみたいとおもいます。

前回の目次です。

- (1) 「純粹贈与」への疑問視
- (2) 「災害ユートピア」という純粹贈与
- (3) 「純粹贈与」の存在と不存在—to be or not to be—

* * * * *

前回のこの稿に対して、当研究所の所員で静岡大学に勤務する熊谷滋子さんから、早々とコメントをいただきました。率直な疑問、意見なのでご本人の承諾を得て、転載したいと思います。

たとえば、中学校で廊下である生徒がゴミを拾っているとします。それを見た生徒が、「内申書のためにやっている」と言うこともあるようです。生徒会長をするのも内申書のため、、、やりたいからするというよりも、内申書のためというのが先にきてしまう時代です。純粹にゴミを拾いたいから拾っていても、そう解釈されてしまう時代。そのため、ゴミが気になってもそのままにしておく人もいるでしょう。関わらないこと。

ボランティアについても、「ボランティア=善意」というイメージで、それを内申書などに書けるものになっています。大学でも何か学生にやってもらおうとする場合、単位になるように配慮します。（ボランティアサークル、実は旧統一教会だったりすることもあります。）

また、スポーツ選手がいい成績をだして、人に「感動を与えたい」「勇気を与えたい」と公言することが多くなりました。あるいは、難病やがんになった人が、「私が生きていることで誰かを励ましたい」とブログやインスタをするようになりました。それはそれでいいのですが、どこか違和感もあります。

（中略…宮崎）

やりたいからするよりも、何かのためにする、評価を高めるため、自己宣伝のため、という社会です。

損得なしには関われない社会になってしまったのでしょうか？

（かつての農村社会は良くも悪くも助け合いが当然でした。「村八分」という恐ろしいおきてもありましたが。

でも、「助けている」「もらっている」「迷惑をかけている」という感じはありま

せんでした。「お互い様」でした。見返りを求めるような雰囲気はあまり感じられませんでした。)

「善意」が善意として受け取られない、「自発的」であるかのように見えて実は利益誘導に従っている、……仁平[2011] (377 頁) が紹介しているように、金子郁容『ボランティア—もうひとつの情報社会』の「自発性パラドックス」という問題があります。“自分がすすんでとった行動の結果として自分自身が苦しい立場に立たされる”、“よかれと思ってしたことが、迷惑なこととして加害者であるかのように受け止められる”など、「善意」の「自発性」など絵空事の物語であって、他者だけでなく自分もまた肯定的に受け止められない状況が生まれる事態も起こり得ます。

ところで、文中にある「かつての農村社会」では「お互い様」であったという指摘に触発されて、折角ですから日本の贈答文化に寄せて、「自発的」であることの意味について検討することにします。

(1) 贈与と贈答

これまで、「贈与」という言葉を用いてきました。しかし、「贈与税」といった用例のあることも知っていますが、一般的には「贈答」という表現が多く用いられてきたように思います。後者の贈答には、儀礼的な意味合いが強く含まれ、また日本文化と深くかかわり合っていると思います。熊谷さんの言う「お互い様」を意識して、その「贈答」について考えます。

伊藤[2011]は、贈答のもつ日本的な特徴を次のように述べています。

贈答とよばれる贈りもののやりとりは、…(略—宮崎)…欧米社会とちがって、日本社会では義理とよばれる社会規範とのかたく結びついている。贈りもののやりとりが、社会関係を円滑にする潤滑油としての役割をもつものとして肯定的に評価される一方で、社会関係をわずらわしいものにするとして否定的に評価されるのは、贈答が社会規範としての義理の観念と深くかかわっているからであろう (40 頁)。

「お世話になる」とか、「世話をする」といった無形の贈与を「恩」として受け止め、それに対して返礼(有形の贈与)することが「義理」の行為であるとすれば、この贈答慣行は文字通りの互酬制です。ですから、この贈答は「純粋贈与」ではありません。ちなみに伊藤[2011]によれば、ここでの「義理」には、二つのカテゴリー、つまり「道徳的責務」と「負債あるいは負い目」の二つの意味があると言います (94—96 頁)。この「義理」の観念は、倫理的・道徳的な「義務」という規範となって今日に至っています。“善きこと”であり“正義”の証しであって、いわば社会的に求められる「自発性」といえるかもしれません。しかも、伊藤幹治さんは、そこに「均衡原理」(125～頁)が働いているといい、翻ってみれば、それが「お互い様」の実相だと思うのです。「お世話」になったら「お礼」をする、という「当たり前」の行為が、いわば“強迫的”な強制力をもつことになります。フェティシズムに近い「力」の論理です。

この日本における「贈答文化」を、前近代の「身分社会」の特徴として一方的に断罪することはできません。というのも、現在もなお、この慣行が生き続けているという事実が歴然としてあるばかりではなく、柄谷さんの交換様式論を援用するならば、そこには交換様式 A の「贈与と返礼」が交換様式 C の「商品交換」と密接に結びついているからです。戦前までの贈答では、食料品を中心にして、みずから収穫したり加工したものが相互に贈与されていましたが、今ではパートや専門店ですべて「贈答用」として売り出されている商品を充当することが一般的になっています。贈答市場の形成であり、それは互酬関係に商品交換関係が浸潤していることを意味しています。水越康介[2022]が取り上げた「応援消費」も、実はこうした「贈答文化」の大きな流れのなかに

あると言ってよいかもしれません。

(2) 「自発的隷従」について

改めて、贈与の「自発性」について考えてみたいと思います。

先のお互い様の論理の中では、「社会的規範」という、人々を覆いつくすルールが重く支配していました。伊藤さんが言うように「社会関係を円滑にする」役割とともに、「社会関係をわずらわしいものにする」働きもあるのが、この「社会的規範」です。その意味では、贈与し返礼する人びとは、このルールから“自由”ではないということになります。

だからといって、だれか権力者による命令に従ってやむを得ず採った行動ではありません。この問題は、実は古くから論じられてきたテーマでした。時代背景も、その意味するところが異なるのですが、ボエシの「自発的隷従論」をヒントに考えてみたいのです。

「これほど多くの人、村、町、そして国が、しばしばただひとりの压制者を耐え忍ぶなどということがありうるのはどのようなわけか、ということを理解したい」（ボエシ[2013]11頁）という執筆動機の説明をおこなって、まず人間の「自然」性について、次のように述べます。

たしかに人間の自然は、自由であること、あるいは自由を望むことにある。しかし同時に、教育によって与えられる性癖を自然に身につけてしまうということもまた、人間の自然なのである（43頁）

ボエシの思考が柔軟であることは、この「自然」の理解に現れています。ともすれば、自然を不変的で普遍的な性格をもつものとして考えがちですが、「教育によって与えられ」社会的な事由によって形成される「性癖」も自然のうちに理解されています。つまり、隷従は「社会関係」によって形成され、発現する「自然」ともいえます。

よって、次のように言おう。人間においては、教育と習慣によって身につくあらゆることながら自然と化すのであって、生来のものといえ、もとのままの本性が命じるわずかなことしかないのだ、と。したがって、自発的隷従の第一の原因は、習慣である。だからこそ、どれほど手に負えないじゃじゃ馬も、はじめは轡を噛んでいても、そのうちその轡を楽しむようになる。少し前までは鞍をのせられたら暴れていたのに、いまや馬具で身を飾り、鎧をかぶってたいそう得意げで、偉そうにしているのだ（43—44頁）。

「自由」はもちろん、それに反すると思われる「隷従」もまた「人間の自然」であるというボエシは、「教育と習慣」、とくに「習慣」の果たす役割に注目しています。あの「お互い様」という「社会的規範」もまた、「教育と習慣」がもたらす「人間の自然」であり、「自発的」なルールであるというように理解することができます。ただ、すべての人間がこの飼い慣らされた馬と同じように「自発的隷従」に身を任せるとは、さすがにボエシは言ってません。自分自身を投影してのことか、「決して隷従には飼い慣らされず」（44頁）にいる者たちのいることを、しっかりと主張しています。ある意味で、「批判的想像力」（篠原[2022]）が果たす重要な役割です。

…たいていの場合、粗野な俗衆のように自分の足もとにあるものだけを見て満足したりはしないのであって、自分のうしろも前もしっかりと見つめるものだ。つまり、過去のことがらを回想することによって、来るべき時代のことがらを判断し、現在のことがらを検証するのである。…（略—宮崎）…彼らは、たとえ自由が世界中から完全に失われたとしても、みずからの精神においてそれを想像し、感じとり、さらには

それを味わうだろう。そして隷従は、いくら装飾されたものであったとしても、彼らにとってはいかなる魅力もないものとなる（45頁）。

「足もとにあるものだけ」を見るのではなく、「完全に失われた」世界でなお「みずからの精神においてそれを想像し、感じとり」「味わう」ことが、「隷従」から脱する道だと訴えています。大事なことだと思います。

(3) 贈与は「自発的」か

ボエシの「自発的隷従論」に接して、つくづく思うのですが、自明のことと思われていた「自発的」ということについてのモヤモヤした疑念です。

誤読かもしれませんが、ボエシは「人間の自然は、自由であること、あるいは自由を望むこと」と言っていました。さらに、「人間においては、教育と習慣によって身につくあらゆることがらが自然と化す」とも言っていました。つまり、「自発的隷従」の“自発的”ということも「人間の自然」であり「自由であること」の表現ということになります。「教育と習慣」によって身についた「自然」は原初的なものではなく、二次的なものであるとはいえ、しかし「自然」であると言うのです。その限りですが、ボエシの「自然」は二様にあります。そう考えると、先の「社会的規範」というのは、ボエシの言う「教育と習慣」によって形成されたものであり、それが「自然」として受け取られてきたのではないか、というように理解されます。その限りでの現実的な「自発性」です。

もちろん、それは「真の」自発性ではないとか、「騙された」「思い込み」の自発性でしかない、という批判が想定されます。この場合、ア・プリアリに“純粋な自発性”ということが前提になるわけですが、こうした議論は「自分の足もとにある」観念の世界から飛び立って、「あるべき」理念の世界へ移行して初めて可能になる話です。宮崎[2022]で紹介した坂口安吾の「特攻隊に捧ぐ」の一節を、再び思い返してみます。こうでした。

《青年諸君よ、この戦争は馬鹿げた茶番にすぎず、そして戦争は永遠に呪うべきものであるが、かつて諸氏の胸に宿った「愛国殉国の情熱」が決して間違ったものではないことに最大の自信を持って欲しい。

要求せられた「殉国の情熱」を、自発的な、人間自らの生き方の中に見出すことが不可能だろうか》（35頁）

これを紹介した半藤一利さんも頭を抱えたように、私も理解に苦しみました。しかし、ボエシの所説を参照して、幾分か霧が晴れたように思いました。つまり、特攻隊に志願するという「自発的隷従」は、それ自体「愛国殉国の情熱」という求められた「自由」で「自発的」な行為ではあるけれど、この段階では依然として「自分の足もとにある」観念の話です。「オクニのため」というフェティシズムの世界です。坂口が求めたのは、そこにとどまることなく、その「殉国の情熱」を「自発的な、人間自らの生き方の中に見出す」道をとる可能性への期待です。ボエシが主張するように、「彼らは、たとえ自由が世界中から完全に失われたとしても、みずからの精神においてそれを想像し、感じとり、さらにはそれを味わうだろう。そして隷従は、いくら装飾されたものであったとしても、彼らにとってはいかなる魅力もないものとなる」という新たな理念の高みへの昇華を、坂口は期待したのではなかっただろうか。

贈与の話から大きく逸脱してしまいました。ことは、贈与の「自発性」、贈与の「純粋性」に端を発した話でした。「オクニのため」という志願の行為は、他方で故郷の家族や近隣の人びとの「安全」を対価（返礼）に期待したものとも言えます。その意味では、交換様式Bと限りなく混ざりあった贈与の互酬制です。繰り返しますが、交換様式Aを腹いっぱい取り入れた交換様式

Bなのです。AがBを支え、BがAを支えます。それだからこそ、強い「力」をもつわけです。もともと、相対する交換の何であれ、略奪ではない以上、交換する双方の「自発性」が前提になります。ただ、当事者は意識してないかもしれませんが、フェティシズムによる「強迫的」な力（本稿では「社会的規範」という表現を用いました）が働いているのです。この点は、これから何回も振り返ります。

つづく

【付言】

この原稿を書いている途上、柄谷行人『力と交換様式』（岩波書店）が出版され、交換様式Bに関わって、私が引用したボエシの「自発的隷従論」が取り上げられています。国家論の重要な論点でありますし、わたしが取り組んでいる「オクニのため」のフェティシズムと重なるところ大ですから、次号以降に取り上げていくつもりです。

(みやざき あきら)

【参考文献】

- 伊藤幹治[2011]『贈答の日本文化』筑摩書房
柄谷行人[2022]『力と交換様式』岩波書店
篠原三郎[2022]「ネーションと『批判的想像力』と—Tさんへ—」『市民科学通信』
第26号
半藤一利[2013]『安吾さんの太平洋戦争』PHP文庫
水越康介[2022]『応援消費—社会を動かす力』岩波新書
宮崎 昭[2022]「『応援消費』と寄付—贈与と交換の『フェティシズム』—①」『経済科学通信』8月号



「ベッドのなかより」 (改訂版)

——T さんへ——

篠原三郎

「ベッドのなかより」外の社会をみるのにもようやく慣れてきました。しかし、病苦も全身に及ぶにいたってあらためて生と死というテーマに対して、絶えず頭のなかでストレートに向かわざるをえません。いいテーマでもあります。そんな日々の中、前に発表したものを若干追加、修正しました。

くれぐれもご自愛ください。

ミサイルに倒壊したる病院の廊下の奥か死者の足みゆ

最上川稲が見えなくなるほどに濁流となる朝の明けゆく

気がつけば三行とばし読んでおる慌ててルーペ九行もどす

下腹部の圧迫感の強まれば読書も叶わず息切れはげし

布団よりベッドに代われば痛み減る光のような支援センター

あの山へ半年前はゆけたのに逢魔が時のいまや見るのみ

体重の十倍ほどの重石をばかるく持ちあげかぶと虫去る

朝顔の蔓鉄柵に届くとも行先みえず風に漂う

耳元へ口を近づけ呼びかける医師のことばの胸にぞ届く

寄り添いて寡黙なれどもまめまめしケアマネージャーメモ握りつつ

ありがとう何十回と言うだろうパートナーまた看護師さんへ

立つことも座ることにままならぬ横臥しかなき四十キロは

肩書にアソシエーションと書き込めば然りと寄こす阿木津英

日もすがらベッドのなかの暮らしにも良書と会えばこころ昂まる

極楽か地獄にゆくか曼殊沙華ことしは四面ところ狭しと

疼痛と圧迫感に巻き込まれ居場所もなくぼうたが湧きくる

食べることも出来なくなれば叶わざるわが身ながらも骨皮筋右衛門

「近く寄り大きな声で」先輩が実習生を励ます声は

折々に訪ねてくれる子どもらのサポートありてしばし賑わう

乗るものの乗られるものも高齢者団地タクシー三輪車ゆく

——— 米原万里さん著書を読む ———

不謹慎なタイトルなれど実りあり『不実な美女か貞淑な醜女か』

激動の世界史上をしゅくしゅくと国葬もなくゴルバチョフゆく

「力」とは「D」とはなにか思いたく妻に頼みて『文学界』買う

エンディングノート書き終えせいせいす葬式いらぬあとは仲よく

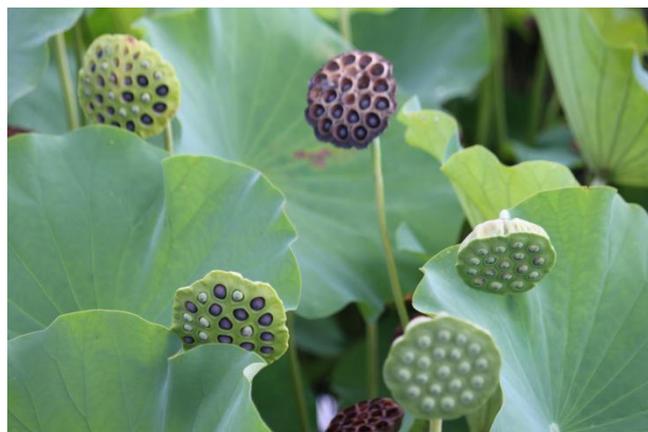
鮮やかに茜重ねる雲の色黒み広がり闇と消えゆく

読み終えて畳み置きたる新聞紙開かれてゆく声きく深夜

あたたかき看護師さんの言葉こそクスリ以上にエスポワール（希望）

核兵器つかえば愚か気づくらんカントの語る「自然の狡智」

2022年10月、記
(しのはら きぶろう)



無意味な努力、ルーブリック評価

塩小路橋宅三

大学の使命は教育・研究・社会貢献活動である。しかしながら、不採算部門である社会科学における研究機関を閉鎖や縮小という軽視をするならば、大学だけが研究の場ではなく在野の研究所が必要となってくる。在野の研究機関では競争的資金の獲得も困難で、さらに日本では在野の研究所への評価は低い。つまり、大学の研究所のような権威はなくて、好きな者が好きなことをやっているというイメージである。自然科学における企業の研究機関と比較しても、当然のように、在野の社会科学分野の研究所に対する企業や公的機関からの補助金・助成金制度も皆無に等しく、大学での科研費に相当する競争的資金の申請資格すら存在しないに等しい。

コロナ禍をきっかけとして電子紙芝居による遠隔授業が常態化するならば、小規模な大学などは連携を強めるであろう。連携と言ってもそれは決して良いことでなく、画一化によって結果的に教員のリストラを招くこととなる。教員のリストラも大問題であるが、授業の画一化は大学の存在理由を揺るがす出来事と考える。果たしてこの遠隔授業とは全体の利益になっているのだろうか。もし遠隔授業にメリットがあるとするならば、学生にまともな政治教育をするべきである。ところが、そのことが道德教育として権力者に恣意的に扱われる危険性もある。18歳から選挙権が認められるならば、政治に関して「習っていない」とか「知らない」とかを、大学まで入学して発言する学生があってはならないのである。

私は大学では高校までの教育で得た知識を疑ってみることが重要と考えていたが、それは学生に無用の混乱を招くばかりと知識偏重の教育を強いられている。具体的に言えば、各教員が同じ価値観を有して行う答えが一つの教育の強要を客観的評価などと称しているが、これは価値を一元化して競争を強制する画一化への訓練である。つまり、大学では単なる物知りを育てることでよいとされてはいけないのであるが、知識を自分なりに加工して得られる批判的精神などは顧みられることはなくなっている。されど、画一的教育においても批判力を養える学生は高校までの知識をある程度獲得していて、現在の大学教育に対して疑問を有することが可能な学生である。それではそれ以外の多くの学生はどうなのであろうか。正直言って高校までの教育を受験勉強優先のためにマスターできていないので、大学においては時間をかけたリメディアル教育が必要なのが現状である。

客観性を合言葉にて制度化を目指したのがルーブリック評価であって、これは大学教育における墮落であると指摘できる。企業における人的資源管理手法であるコンピテンシー評価の援用であって、大学教育においては無理であり、無駄であり、無意味な努力と断言できる。なぜならば、企業経営においては人格的なことよりも企業に利益を生み出してくれる従業員を評価する基準で制度的に単純なのである。一方、大学における良い評価とは何であるか考えることが先決であって、その目的に対する手段がルーブリックであるはずである。それが就職率向上のために活用される画一化であっては、大学はすでに就職予備校化したと言わざるを得ない。重要なことは人的資源の画一化よりも多様化ではなかろうか。

高校までの画一化による強制的競争の客観的評価手法よりも、大学教員はまずは自らの評価者としての資質を磨くべきである。これは企業にも言えることであるが、階層社会に馴染んだ教員は自らを中間管理職のように考えて上層部の決定を伝えるだけで十分との保身に走る傾向がある。もうすでに「報告、連絡、相談」のマネジメントではなく、権限付与した後にそれぞれが考えるマネジメントの時代である。教員による大学ゼミナールが学校の連絡事項伝達のための高校

ホームルームのようになってはいけないのである。教員の学生に対する学修支援とは学生に考える力をつけさせる努力の積み重ねである。それは教育であって強制による訓練ではない。「頑張れ」と連呼することが学修支援と考えている大学教員は反省が必要である。ルーブリックなど大学においては無意味であると考える。

篠原先生がかつて言われたことがある。例えば、柄谷行人という名も聞いたこともない近所の人たちに柄谷はこのように言っていますと興味を持ってもらうことが第一である。そして、『市民の科学特集号』を買ってもらえるように心がけなくてはならない。まだその域までには達していないが、近所の主婦層を相手に読書会を始めた。各自好きな本についての書評ができて参加意識を維持することで、決して難しいことは口にしないようにと釘を刺された。現在で数回をこなしたが、佐藤愛子レベルである。言いたいことも我慢してお付き合いを大事にしている。そうしていると、何かの拍子にロシアとウクライナの話などが話題になったりすることがある。黙って聞いていることを心がけているのであるが、我慢できなくなって難しいことを口走することもある。そうすると、静寂が襲ってくる。そこで反省である。「やられたらやり返すのよ」との発言に「そうかな」と返事をするにとどめている。

現在の大学生も難しいことを自らの頭で考えて研究を深めようとする者は数少ない。しかしながら、何かの拍子にスイッチが入るのである。それをひたすら待つことを教員生活では心掛けた。ある時期に対面とのハイブリッド授業になったゼミでの個人的雑談で、中国人留学生から「先生は中国の台湾への侵攻はあると思いますか。」との問いかけがあった。「当面はないと思う。」と答えておいたが、もしそうなれば兵隊として国家の方針に従わなければならない当事者が彼らである。領土である台湾を解放し、沖縄も解放する必要があるとの教育を受けていたが、日本に留学してそうではないようにと考えるようになったとのことである。このような質問が遠隔授業でのズームにおいて生じることは、中国人留学生に関してはないだろうし、それが話題となっても沈黙を守るに違いない。もちろん教員側も将来的に中国に行くようなつもりならば、心して答えなくてはならないだろう。文科省の主張するようなルーブリックによる画一的成績評価はマイナンバーカードの普及によって生涯付きまとうことすらありうる。教員としてはこのようなラベリングに使用される恐れのあるルーブリックは無意味であると跳ねつけなくてはならない。

(しおこうじばし たくぞう)



【戦後・労働・文化を考えるエッセイ】

戦後炭鉱の街の文化遺産

—大牟田といわきの現在—

真島正臣

1, 三池炭鉱閉山20年展とUさん

友人Uさんが企画に参加した『炭鉱の記憶と関西—三池炭鉱閉山20年』展が開催されたのは、2017年5月、エル・おおさかギャラリーであった。展示の中心は三池炭鉱の労働の実態、炭鉱住宅、大阪の労働組合と三池争議などの労働問題だった。三分の一の部分に「炭都と文化—昭和30年代の大牟田」ということで、「大牟田松屋」、「大牟田の映画館」、「映画監督森崎東」、「森崎東における炭鉱と原発」、「大牟田が生んだ少女漫画家萩尾望都」などの題材が展示された。これらの展示事業は、著書にまとめられており、主催の団体の一つが大阪エル・ライブラリー（大阪産業労働資料館）なので、ここに問い合わせると閲覧できる。著名は、『炭鉱の記憶と関西—三池炭鉱閉山20年展』（発行：関西大学経済・政治研究所、編集：大阪産業労働資料館、関西・炭鉱と記憶の会、2017年発行）。

エル・ライブラリー問い合わせは、電話番号06-6947-7722である。

戦後の労働運動の震源のような存在であった三池争議の地底から燃え上がるような怒りの怒涛が共感できた。「血に汚れた三井炭山」（「三井炭山労働組合壁新聞」）や、「三井争議の暴力事件の真相をご覧ください（大牟田再見市民運動本部壁新聞）」などの闘争ビラに近い表現が先に紹介した資料に掲載されている。展覧会の会場に貼られていた赤色に白抜きの文字で「三井炭鉱」のいくつかの旗の印象強さが目に飛び込んできて生々しい印象だった。前述の資料に残る本格的な絵画は、新海覚雄の作品で、しかり現場の空気を再現し、リアリズムの迫力を今に伝える。

炭鉱ポスター「戦争と失業のない日本を！」懐中電灯をヘルメットに付けた作業姿の労働者が叫ぶ姿が雄々しい（法政大学大原社会問題研究所所蔵）。もう一枚の新海覚雄の作品は、「三池炭鉱三川坑ポッパー前のスケッチ」（新海家所蔵）がある。

新海覚雄も後に述べる中谷泰らと同じく戦後リアリズム芸術を追求した画家の一人である。木炭で逞しく機材を画面の上位に描き、下位の最前に貨物やレール、労働者を線描きしている絵が記録されている。リアリズム芸術潮流の当時であって遜色のない迫力である。友人Uさんは「炭鉱と文化—昭和30年代の大牟田」のコーナーを担当していた。「炭鉱社宅」では、木造住宅模型を専門家に制作してもらい展示されていた（坪田一平作：大阪市立大学大学院生活科学研究科）。考証は、「大牟田における三井炭鉱関連の社宅調査報告」大牟田市教育委員会収録（1999年）の図面が基盤になっている。いわゆる長屋スタイルである。Uさんは、子供の頃、大牟田の炭鉱関連企業の社宅に住んでいた。この展覧会に参加した動機は、彼の原点である故郷への思いから湧きおこったものようである。お父さんが三井炭鉱関連企業の職員で、後に大阪へ転勤された。Uさんとの出会いは、「思想の科学」大阪グループが毎月開いていた会合だった。「日本の名著を読む会」という読書会を私が開いており、メンバーにもなってくれた。青年期の出会いであるから長い付き合いになる。会社から産官共同の学研都市の団体へ出向されて、定年を迎え奈良に住まれて、お互いに住居が近くになり、それから十年ほど過ぎた。

「炭都三池文化研究会のUさん」とこのエッセイでは、呼ばせてもらう。

先ほどの「三池炭鋳閉山20年展」を大牟田で再現する催しは、当初、令和2年に開催の計画がコロナ禍で延期され、今年の夏になって『炭都の暮らしと文化展』として実現した。

2、戦後の大牟田と紙芝居加太こうじ

「炭都三池文化研究会のU」さんは、「炭都の暮らしと文化展」第二弾へ向けて準備中で、着実な調査研究を続けておられる。

日々の近況報告のメールの他に、大牟田へ出張された機会に、調査した作家の石牟礼道子資料館や、炭鋳社宅の現在と過去に団地運動会をした写真なども添付資料で送信されてくる。研究仲間、関西での仲間のネットワークへ事前広報活動のつもりだろうしっかりと進捗状況を発信される。

ネタバレにならぬように感想を書くが、例えば、丸木夫妻の「原爆の図」絵画の地元巡回展に関する意見交換の古い印刷物などを読ませてもらうと、当時の市民運動の人々が情熱的で見定める方向が真っすぐなことに、感動を覚えるのである。

Uさんの共同研究に邪魔しないように、私の関心のあるテーマを差しはきんで、メール上で意見交換をすることがある。「街頭紙芝居」についても街頭系と教育系があったなどを知った。戦後の社会状況と紙芝居屋が深く関係していたことをUさんの資料から教えられた。三池炭鋳との関わりが興味深いのだが、ここでは、私の領域のこのみ述べさせてもらう。

私もUさんも「思想の科学」の仲間だったのである日、加太こうじについてやりとりした。

「Uです。メール、ありがとうございました。」

真島「加太こうじ氏が業界のリーダー的存在であったことは、知らないできました。関西での臨時総会が同志社大学で開催されたことがありました。緊急で、集合をかけられた少数の会合でした。加太こうじさんが会長時代でした。経験による世間知を蓄えたような世渡りの旨そうな人間性を感じました。」

Uさん『思想の科学』の加太こうじさんを、私は今年3月に亡くなられた佐藤忠男さんと共に思い出します。

こうした言わば在野の人々を「発見」し、有力な書き手として育てていったのが鶴見俊輔さんだったのですね。

添付の鶴見さんの追悼文には、まさに「経験による世間知を蓄えた」加太さんの人柄が活写されています。

手元にある紙芝居の研究書と加太さんの『紙芝居昭和史』から、加太さんと鶴見さんとの出会いの部分を切り取ってみました。テレビの出現によって街頭紙芝居が衰退の兆しを見せ始めた昭和34年2月に二人は出会い、加太さんは「紙芝居制作から売文業への転業」を図っていきます。

年譜によれば加太さんが「思想の科学社」社長に就任するのは昭和57年です。

2002年9月発行の『大阪人』は「紙芝居の時代」を特集しています。

そこに橋本節也さんの「美術（アート）と紙芝居の間で」というインタビュー記事がありましたので、添付しています。」

Uさんと私は、大阪のいわばサークル集団で、昭和、平成を過ごし、Uさんは、プロとして公共の事業を運営する側で活動してきた。共通の趣味だった読書に関する意見交換を続けて来た。ふるさと大牟田のさまざまな体験は、耳に挟んだり、正面から受け止めたりした時もあったぐらいで、「三池炭鋳閉山20年展」にUさんが取り組んだことで、北九州が戦後文化運動を振

り返る際の宝庫だということをお願い知らされた。地方会員などで、私の属した『思想の科学』、『新日本文学』の雑誌は廃刊した。『復讐するは我にあり』を書いた佐々木隆三は、八幡製鉄を退職後労働者作家といわれたが『新日本文学』を拠点にしていた。全国の職場をターゲットにしていた「労演」は、現在活動しているが縮小された組織である。新劇劇団の活動が衰退して久しい。次に、三井炭鉱の職場サークルと文学の繋がりについて少し考察する。

3, 戦後文学者の三井炭鉱への関心

この原稿の最初に紹介した、展覧会記録の図書の後半部分に「文学者と三井炭鉱」のコーナーがあり、①野間宏や佐多稲子との関わり、劇作家鄭義信の活動、②「炭鉱の街の詩人内田博」と中野重治、③芝木好子草稿『三井炭鉱地帯をゆく』に分かれて言及がある。佐多稲子のようにオルグに来た人、野間宏は講演会、芝木好子は、取材それ營為は、違うが三井闘争の労働者の激しい戦いを作家の目で確かめようとする行動であった。文化運動における労働現場のリアリティを把握し切実に再表現しようとする潮流は、常磐炭鉱へ出向いた戦後若手画家の行動にも見られる。

「三井炭鉱閉山20年展」をまとめた資料には、茶園梨加が「三井と文学者たちー1950-60年代の文化運動を中心にー」において、「GHQの占領が解かれた52年、大牟田の文化運動は一つのきっかけを得る。大牟田映画サークル協議会が同6月に結成されたことが節目になっていた。11月に地評、平和委委員会、学生自治会、婦人会など約50団体共催のもとに行われた赤松俊子、丸木位里夫共作の「原爆の図展」に大牟田の映画サークルも関わっていた。」(注1)という。労働者側の意欲の表れが台頭した時期に、組織する側の炭労(注2)などが呼びかけた様子が「講の派遣や総評の文化オルグとして、作家が炭鉱地帯を訪れていたことを忘れてはならない。杉浦明平や野間宏、佐多稲子らが講師として来鉱していることが、筑豊や大牟田のサークル誌に確認することができる。」(注3)と前記論文には、検証されている。上記の詩人内田博と中野重治については、紙数のため触れない。

上記③については、展覧会のためにわざわざ古書店から購入した芝木好子の草稿を題材にUさんが評論を書いているので触れておきたい。東京八木書店から届いたという18枚の標題部分が資料図書には写真版が添えられている。『三井炭鉱地帯をゆく』という手書きの標題が原稿用紙に肉筆で書かれているのが確認できる。『婦人公論』に掲載された「地底に生きる人々」という取材記録も実証的証言と言うべき資料が、丁寧に紹介されている。締めくくりにUさんはこう述べている。

「芝木好子による炭鉱ルポルタージュの意義」という小見出しを付けた文章である。「炭鉱のルポルタージュとして、まず思い浮かべるのは、上野英信、森崎和江、鎌田慧らの著作である。芝木好子による三井炭鉱のルポルタージュは、彼らの作品とは違い、紀行文として書かれている。一中略—そこには、鋭い問題意識といったものは希薄であるし、炭鉱災害や労使関係への踏み込んだ言及も見られない。三日間の滞在では、炭鉱労働者との交流も儘ならなかったであろう。しかし、私はこの女流作家が、いわば手ぶらで坑内に入り、自分で見て感じたままを率直に記録したこの文章がとても好きである」(注4)。

4, 震災前のいわきへ重本先生と研究仲間が中小企業シンポ講師の旅

今回、常磐炭鉱を思い起こしたきっかけは、NHK日曜美術館「朝倉摂のいた時代」を10月9日に視聴したことである。昭和30年代に若い画家仲間と常磐炭鉱へ出かけ、炭鉱を題材に作品を制作したというのである。話は変わるが、東日本大震災3・11(2011年)以前にいわき市日本金融公庫の管理職であつたSさんの企画で、龍谷大学大学院経営学研究科の同級生であつた

我々研究仲間が現地へ出かけて、中小企業経営に関するシンポジウムを行なった。三宅さん、岡崎さんと私、引率者は重本教授である。1泊2日の旅だった。たしか講師を担当する前夜は、ハワイアンリゾートへ宿泊し、呼び物のフラガールショーに旅の疲れを癒したことを覚えている。翌日のシンポジウムの後に、小名浜港へ案内してもらった。Sさんは、3・11の被災の体験を京都の研究会で、詳細に報告されたが奇跡的に命拾いをされたということであった。重本教授はじめ、研究会仲間と雄大な海岸風景を体感したあの地が震災では悲惨な災害地に変貌したのをテレビ映像で見せつけられ胸塞がれる思いだった。なんの手助けも出来なかった。いわき市を訪れた日に、常磐炭鉱だった鉱山の場所がハワイアンリゾートに生まれ変わったことは聞かされたが、詳しい閉山の歴史は、尋ねなかった。地元の湯本温泉には、昼間、現地へ到着した時間に、歴史のある建物の共同浴場へ入場した。よい温泉で、落ち着いて入浴させてもらった記憶がある。いわき駅前は大都會の郊外都市のようで、スマートな商業施設が並んでいた。震災以前の繁栄ぶりが思い浮かぶ。ここまでは、過去に現地を訪問したときの体験である。

三池炭鉱に関心を持っていたので、日曜美術館で知った画家朝倉摂が仲間と、絵画の題材を求めて、常磐炭鉱へ出かけたのはなぜかを知りたかった。当時の芸術・文化潮流が労働者の職場サークルを基盤に形成されており、リアリズム表現をめざし、現実を目を向けたことは理解できている。前衛表現者の共通のモチベーションであったのは、承知していた。そうした前提で、常磐炭鉱のどんなところに目を付けたのか具体的に検討したくなった。

三池炭鉱の住民の文化活動を研究している「炭都三池文化研究会」のUさんにメールで尋ねてみた。常磐炭鉱を描いた画家なら朝倉摂と共に、中谷泰に関心を持っていると返事が来た。なんと朝倉摂が常磐炭鉱へ一緒に出かけて行った仲間だったのである。これには、奇遇なので驚いた。

私がいわき市へ旅した際にSさんから常磐炭鉱閉山の説明を受けた記憶はおぼろげで、常磐炭鉱の痕跡を見学したかどうか覚えていない。環境問題で、燃やすと硫黄が出る石炭であることが災いして東北電などから敬遠され始めたという説明のみ、なぜか記憶に残っていた。

ネット検索してみると、昭和45年、常磐炭鉱は閉山している。昭和45年の年表には、「西部礦業で操業開始。中郷礦が大出水事故で水没し、閉山。」と併記されており、政府の廃業支援資金を返済するため西部礦業などの鉱山で採掘し、全てを終了したのは、昭和51年である。
(注5)

常磐炭鉱の概要については、検索すると次のような説明がされている。「常磐炭田は東京近隣唯一の炭田地帯でした。明治10年に西南戦争が始まったため、北九州からの石炭が京浜地区に入らず不足をきたし、常磐炭田が見直され、中央資本が本格的な進出を始めました。最盛期の昭和26年には、炭坑数83、就業数約2万2千人を有し石炭城下町として栄えました。しかし、昭和30年代に入り、エネルギーの主体が石炭から石油へ転換されたため、中小炭鉱から閉山・合理化が進みました。」(注6)とある。

戦後日本の労働職場として多数の働き手を収容した炭鉱だったことが、伺える。

常磐炭田史研究会ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~tande>に残されている「閉山」の聴き取りを基に研究報告が行われたYouTube再生を試みた。終戦直後から政府支援が手厚く、外地から帰国した兵隊らが集まったこと、当時の「炭労」(注7)連合を途中で脱会し、労使協調で炭鉱の休業を止めたことなど実体験による語り部の報告に触れた。常磐炭鉱の賃金はいわき市の一般企業の水準よりも2倍多い水準で、入坑する労働であれば4倍の優遇だったという。炭鉱勤務経験者の幹部クラスの方は、東北大学の鉱山学部卒業だったらしい。当時は、官立の大学には、必ず鉱山学部が存在したという。現在からすると、隔世の感がある。社宅の経済的な援助も有り難かったという声があり、よき時代であった

のだろう。閉山の大きな原因は、石炭から石油へのエネルギー源の大転換であることは、いうまでもない。鉱山事故の悲惨な記録などは、ここでは触れない。

「閉山と失業」については、このように述べられている。「黄金時代が続いた常磐炭鉱も昭和51年に閉山し、いわき市内の炭鉱の灯りがきえます。石炭の発見から100年後、閉山となった常磐炭田。4,600人の失業者など影響を受けた人の数は約3万にものぼりました。」（注8）そして、

「常磐炭鉱西部鉱業所の最後の退山式が行われた。本州最大の炭鉱だった常磐炭鉱は93年の歴史にピリオドを打った。

この日、退山式を迎えたのは退職する332人と幹部職員17人。

1883（明治16）年に山崎藤太郎が資本金4万円で創設。1947（昭和22）年には天皇陛下が湯本抗に入抗されたこともある。1964年に常磐湯本温泉観光（ハワイアンセンター）を設立した。」（注9）

と業態変更を遂げた現在への経過が説明されている。先ほどの「常磐炭田史研究会」の講演の再生を視聴して、業態移行へ際してさまざまな難航した話し合いの後で合意がなされたということが把握できた。紙数がないので、ここでは、記述しない。ただ、炭鉱採掘と温泉の湧き出る関係が当地独特で、採掘するために温泉出水を停止し、処理する費用が相当の負担であったと聞いた。東北電力でも上位の電気代が毎月記録され大変だったらしい。

5、常磐炭鉱を描いた若き日の朝倉摂と中谷泰

さて、この章に書かねばならないことは、常磐炭鉱に出かけた朝倉摂の画家としての出会いは、どうであったのかということである。日曜美術館の大部分は、神奈川県立美術館で開催された「生誕100年展」を取材した作品が取り上げられた。日曜美術館のプロローグによると、舞台美術家とばかり思い込んでいた朝倉摂の若き日の絵画作品が自宅から死後に、見つけ出されたというのである。「日本を代表する舞台美術家・朝倉摂（1922-2014）。その死後、アトリエの物置から大量の日本画が見つかった。それは朝倉が若き日に情熱のすべてを注いだ作品たち。高名な彫刻家・朝倉文夫の長女として生まれ、日本画家・伊東深水に学び、絵画の道を歩み始める。しかし40代で日本画から舞台美術の世界へ活動に移してからは、生涯画家時代のことを語りたがらなかった。朝倉を慕う演劇人・渡辺えりが、残された作品に迫る。」（注10）日曜美術館を終わりまで見ることで、若き日の表現活動を振り切り、舞台美術の分野に移ったのか、疑問が湧いて来た。大阪道頓堀の朝日座で、蜷川幸雄演出の1979年作品『近松心中物語』を見たが、遊廓の舞台装置は斬新で話題を呼んでいた。このときの舞台美術家は朝倉摂である。立体的で灯りを上手く演出し蜷川の群像劇のような序幕に観客を引き込む効果をもたらしていた。



ここに引用した常磐炭鉱のズリ山を題材にした作品である。前述の神奈川県立美術館で開催された「誕生 100 年展」に展示の作品である。中谷泰も同じズリ山を題材に描き、作品に残している。「誕生 100 年展」（福島展）の開催文では、地元の視点で常磐旅行での取材に言及している。「終戦後には社会派の立場を明らかにし労働者や子供たちの姿を力強く描き出した。1950 年代にはいわきの常磐炭田に取材しており、本県ともゆかりのある画家である。社会の弱者や働く女性への共感は、舞台美術や絵本挿絵にも引き継がれている。本展は、絵画・舞台美術下図・絵本原画など約 200 点を展示する、初の大規模企画展。戦中・戦後期の日本を駆け抜けた表現者・朝倉摂の全貌に迫る。」（注11.）

同時代に活躍した画家仲間の記録によれば、朝倉摂が参加し、行動を共にしていたことが記憶にのこされている。「画家自身が語るところによれば、中谷泰が初めて福島県の常磐地方を訪れ、その風景に感動して炭坑を描くようになったのは、昭和 30 年のことであったという。その年、中谷は、佐藤忠良・軌倉摂・竹谷富士雄・森芳雄・吉井忠・西常雄・鳥居敏文・若松光一郎らの仲間達と常磐炭坑スケッチ旅行で訪れたが、炭坑町のたたずまいやボタ山の光景に強く心ひかれるものがあり、そのときの感動は絵画制作における遠近

感や空間の解釈まで変わってしまうほど大きなものであったという。」（注12）。



《働く人》1952年顔料、紙山口県立美術館蔵

日本画家時代の朝倉摂に関する数少ない論文を実践大学教授児島薫氏が「朝倉摂が描いた現代社会—〈働く人〉、〈日雇いの母〉から〈神話の廢墟〉まで」という表題で書いている。ここでは、新しいリアリズム絵画をめざして具象を基盤にしたモダニズムアート表現をしていた朝倉が東京オリンピック開催の時代になると抽象画への模索、挑戦を始める転換点を考察している。作品事例として提示した大作「働く人」は、1952年、「新制作展」に出品され、翌年、「上村松園賞」を受賞した。画家としての意欲漲る作品であることは感じられる。受賞に当たり発信した朝倉摂のコメントが残されている。「『働く人』（300号）は私としても一生懸命かいた大作でも野心作でもありました。—中略—働く人たちの構成に私なりの新しい現代像を描いてみたのですが、さてどうでしょう。日本画の新しいリアリズム確率、などというおそれたことは勿論いえませんが、私と現実の対話をこの作品受賞を契機に—中略—さらに進展させたいと思います。」（注13）。「私なりの新しい現代像」について、児島薫論文は、時代背景と共に次のように捉える。「1951年9月にサンフランシスコ平和条約が締結され、日本は独立したが、直ちに日米安保保障条約に調印する。1952年5月には「血のメーデー事件」が起こり、1952年10月には保安隊が発足し、再軍備が始まる。社会の動きは急速であった。そうしたなか、東京では道路が整備され、鉄骨の大規模建築が建設され、戦後の復活が急ピッチに進められようとしていた。しかしその、その実際と言え、多くの労働者の低賃金労働が支えており、戦後そのままに日雇い仕事を得るしかない人々が寄り集まり働いていた。朝倉はそのような矛盾をはらんだ当時の現実を画面のなかに構成しようとしたのではないだろうか。」（注14）。児島が触れているように「働く人」受賞の後に、朝倉摂は、常磐炭鉱を訪ねている。「さらに55年頃から朝倉は中谷泰、佐藤忠良らとともに房総の漁村や常磐炭鉱などを訪れ、そこで働く人々の姿を現場でスケッチする旅を重ね、作品を発表した。」（注15）現在、見ても斬新な「働く人」の大作に次ぐ模索は、残された人物デッサンによる具象表現への練磨と抽象画への試作の多くを見る限り、すさまじい取り組み

であっただろうことは推察できる。絵画に労働問題を表象させる苦悩に朝倉撰は、挫折したのではないか。

丹念に調査した訳ではないので、詳細な考察は出来ないが、1955年以降、朝倉撰の大作の中に常磐炭鉱を題材にした作品は、見られない。なぜなのか。「働く人」の表現を見ても、いわゆる現実的リアリズムを追求しながら抽象的な人間の心の表現をも浮かび上がらせよとしており、性急な後付けの推察であるが、見島論文を根拠にしても頷けることで、リアリズムから離脱しようと藻掻いていた葛藤が見て取れる。舞台美術家への兆しの作品がここにある。



《日本 1958》1958年顔料、紙福岡市美術館蔵

「日本 1958」という作品になると、キュビズムのようで、半抽象絵画とも言うべき作品で、労働現場にとらわれない表現である。背後に描かれた送電鉄塔の群れは、時代性を象徴させている。後の舞台美術家の
三次元を構想する片鱗が取り込まれている。日本画家という分野を超えたいという願望が満ち溢れているのである。

朝倉撰と常磐炭鉱へ同行した画家の一人中谷泰は炭鉱の絵画で画壇に認められる代表作を制作している。



常磐炭鉱油絵とスケッチ画

春陽会に所属、元東京芸術大学教授の中谷泰は、明治42年三重県松阪市に生まれ平成5年に没した戦後に注目された画家である。作品を見ると納得するが、〈新しいリアリズムの会〉の中心メンバーであつたが、描く対象をそのまま記録したという作風ではない。中谷もまた、朝倉と同じように記録のみのリアリズムから脱脚する努力をしたようである。

「日本美術会の「戦後日本美術の民主的発展」という会派を越えた美術家同士の関係が中谷をどれだけ励ましたか。それは佐藤忠良や森芳雄、吉井忠、鳥居敏文ら8人で出かけた福島いわきの常磐炭坑の感動的なスケッチや当時の「新しいリアリズムの会」での論議につながっている。時代の激動と向き合い、ひと頃活発だったルポルタージュ絵画や「社会参加の芸術」のように中谷も農民や炭鉱夫、漁夫など労働者を積極的に取材し、現実の抱えている問題を人間像として造形化した時期がある。それをどう評価するかは意見がわかれているが、中谷自身不満が残り、それを感動した風景、炭鉱の絵をきっかけに常滑や瀬戸など陶土の絵を連綿と展開する中で克服していったようである。(注16)。ひとことではいと再構成された美的表現の追求というものが成果を挙げていると思われる。

中谷のリアリズムをベースにした再構成への試行錯誤をもう一人の美術評論家が論じている。文脈を追ってみる。



常磐炭鉱「春雪」

「それでは、こうした一連の風景画は、いずれも画家が現地で眼にした実景をそのまま画布に忠実に描き出したものなのであろうか。この点について、画家自身は、かならずしも実景そのままではないことを吐露している。私達が目にする中谷泰の風景には、作者による改変が加えられているというのである。以下に、代表的な作品について、このことを見るにしよう。たとえば、「常磐炭坑の早春の雪景色を描いた「春雪」は、ボタ山の稜線がつくる美しい形が印象的な作品であるが、作者が現地で見たボタ川の姿は、実際にはこのような幾何学的なものではなく、制作に当たって、作品の雰囲気合うようにその形を変えてしまったと画家白身は説明している。」

(注17)。戦後の市民美術運動の根幹を担った<新しいリアリズムの会>の二人の画家が遭遇した苦悩は、現代美術や芸術活動への変化をダイナミックに解体して見せてもらっている思いがした。朝鮮戦争の影響で回復した日本経済に、重要なエネルギー源となった石炭産業と市民の労働の変遷、文化遺産を検証して来た。極くごく限定的な例題を捉えたにすぎないが当時の人々の真摯な生きざまが垣間見られた。二人の画家は、戦争直後の時代から高度成長の時代への変化に、表現をどう変えるか模索した足跡を残している。

常磐炭鉱に関する資料は、鉱山事故、失業対策、炭鉱の地形的な分析などネット上でかなりの情報収集が可能にまで蓄積されている。三井炭鉱との共同研究的な資料や論文も見られ、当エッセイのような浅い構築をベースに意見を述べるのは、恥ずかしい限りである。朝倉撰、中谷泰そして

三井炭鉱の炭労組織から依頼をされて、ベン・シャーンばりの闘争ポスターを残している新海覚雄等の互いの影響関係も絵画論で言及されているので、私の報告は、いかにも浅薄である。関心領域へ立ち入った次元に過ぎない。今回は、ここまでで、お許しいただきたい。

6, まとめに變えて—現状をよしとしない挑戦と改革に向き合った人間像

今朝のNHKニュースで、美術館のモネの絵画展示にマッシュポテトを投げつけて石炭活用反対の抗議をしたという男女が映し出された。環境を守る運動をしているのだという。ウクライナ侵攻で、石油獲得に困っている欧州のどこかの国で、石炭を再び見直す状況があるのかニュースのコメントは、詳しく事情を伝えてくれなかった。自分たちの主張を伝えるために、公共の美術館の展示物を汚すのは、けしからんと見ていた。

個人的な義憤のために、自国の元首相を狙撃するとは、何事かと思った事件が地元の西大寺駅前で行われた。参議院選挙投票前の投票を済ませて、自宅に帰り、テレビを付けて驚いた。

自民党の新人候補を応援するために安倍元首相が来られ、狙撃されたというニュースが流れた。最近、あの何回も繰り返すニュースに流れた場所が、地域改修計画のため、痕跡をなくすという。地域報道で、施工計画を市長から発表された。どんな重要な場所でも瞬時に消されていく。歴史よりも現在の住民の利便性のために、過去は壊されていく。

国会では、安倍元首相の事件後に政治、宗教、政治家の辞任、政治と宗教の分離の問題などあらゆる分野で議論が噴出されている。コロナ、戦争、世界政治、日本経済のパワー喪失への現状と重ねて足元を見つめ直す転換期が来ている。先人たちの挑戦や改革に学んで、今後取るべき行動を考えなければならない岐路に立っている。戦後の労働者と表現者たちの生きざま、葛藤から得られる知恵は今日に、底深く、存在しているのではなかろうか。

<後注>

注1 『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山20年展』 「三池と文学者たち」 茶園梨加論文 154頁

注2 正式名称は「日本炭鉱労働組合」

<https://kotobank.jp/word/%E7%82%AD%E5%8A%B4-95554>

注3 「三池と文学者たち」 155頁

注4 『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山20年展』 「文学者と三井炭鉱」 155頁

注5 「常磐炭田開田150年略年史」

常磐炭田史研究会ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~tande>

注6 「常磐炭田」 「浜通り図書館」 ホームページより

<https://www.thr.mlit.go.jp/iwaki/hama-lib/shakai/jobantanden.html>

注7 「注2」を参照

注8 「福島民報」 「今日は何の日」 より 「閉山と失業」

<https://www.minpo.jp/news/moredetail/20220914100615>

注9 「閉山と失業」 「注8」に出典同じ

注10 NHK日曜美術館 <https://go-to-museums.com/sunart20221009-2134>

注11 福島県立美術館

<https://art-museum.fcs.ed.jp/>

注12 「中谷泰・作画の特質」 毛利伊知郎

三重県立美術館ホームページ

<https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/art-museum/54278037354.htm>

注 13 実践女子大学文学部美学美術史学科 教授 児島薫論文「朝倉撰が描いた現代社会 — 《働く人》、《日雇の母》から《神話の廃虚》まで」香雪 18-3 (5).pdf

注 14 「注 13」に同じ

注 15 「注 13」に同じ

注 16 美術運動 141 号 (2014 年 3 月発刊) 服部証次

<https://www.artmovement.jp/2015/06/0> 注 17 三重県立美術館ホームページ

毛利伊知郎「中谷泰・作画の特質」

<https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/art-museum/54278037354.htm>

(まじま まさおみ)



【エッセイ】ドイツにおける「9と12」

照井 日出喜

ドイツでは、“9ユーロ”と“12ユーロ”が、すでにその兆候を示しつつあるインフレへの当面の対策として講じられている（急激な円安のゆえ、ここでは1ユーロを145円として換算）。

9ユーロ・チケット

今年の6月・7月・8月の3カ月のみの発行であるが、この9ユーロ（約1305円）のチケットは、通常の交通手段（普通列車・電車・市街電車・バス・地下鉄、等）であれば、ドイツ全土について、どこまででも有効、というものである。

たとえばわたし自身は、ベルリン市内用の1カ月用の交通パス（これも、電車・市街電車・バス・地下鉄のすべてについて有効）しか買ったことはないのであるが、これも年々、少しずつ値上がりを続け、現在は87ユーロ（約1万2600円）であるから、たとえばベルリン市内で9ユーロ・チケットを使うとすれば、1カ月で約1万1000円、このチケットが有効である3カ月では約3万3000円の節約という計算になる。

ドイツに住むわたしの知人は、いずれ近いうち、電気・ガス料金は倍になるのではないかと危惧しているほど、日本と同様、ドイツでも物価高騰はあらゆる分野に及ぶことが懸念されており、いくつかの記事を読むと、やはり食料品の値上げも強く警戒されているのであるが、まずは夏のこの3カ月、この3枚のチケットを使うことによって、多少、気分的には落ち着くことができるということであり、なによりも、現在の社会民主党首班の連立政権への不満が、さしあたって数%ぐらいは（!）軽減されることになるのかも知れないということである。

ともあれこの9ユーロ・チケットは、ドイツ全土について有効なのであるから、普通列車を使うことになれば、たとえば北のハンブルクから南のミュンヘンまで、あるいは東海沿岸のロストックからスイスとフランスの国境に近い南西ドイツのフライブルクまで、乗り換えを繰り返す十数時間の列車の旅を厭わなければ、ほとんど無料で往復できることになる（さすがに都市間特急のような交通手段には、このチケットを使うことはできない）。夏休みに入り、とりわけ学生諸君の旅行で列車はいつになく混み合っていたとのことであるが、同時に、車による移動が減少したとも言われており、それはもちろん、ガソリン代の節約ということもあるが、全体としては環境問題の軽減化に幾らかは寄与するだろうとも言われている（この点に関しては、3カ月の期間では、所詮、焼石に水であろうが）。

ドイツの「通勤手当」は、交通手段の種類とは無関係に、自宅から職場までの距離1km毎に一律に加算される方法によっている（要するに、徒歩・自転車・電車・バス・地下鉄等のすべてに有効であり、つまりは、ジョギングしなから通勤しても手当が出ることになっている）。これは、2020年までは、1km当たり30セント（約43円）であったが、2021年からは、30セントという額は20kmまでに限定され、21kmからは35セントに引き上げられ、さらに2022年からは、21km以上の場合はそれが38セント（約55円）に引き上げられている（当面、2026年までの規定）。

そうしたパスをすでに持っている場合には、9ユーロ・チケットとの差額が（6・7・8月については）なんらかの形で補填されることになっているとのことである（詳細については、煩雑ゆえ省略——「世界に冠たる官僚主義」のドイツゆえ、それがどこまでスムーズになされるかは、いささか疑問ではあるが）。

この9ユーロ・チケットのためには、もちろん、どこかで財政負担をして交通機関における赤字を補填しなければならない。そのための補填には、全国で25億ユーロ（約3625億円）が計上されているということである。

最低賃金 12 ユーロ

(1)

ドイツの最低賃金は、2021年の全国一律9ユーロ60（1390円）から、2022年10月に12ユーロ（1740円）へと大幅に引き上げられており（週40時間労働を仮定した場合、月額で2080ユーロ〔30万1600円〕となる）、急激なインフレが到来しつつある現在、それに対する配慮の一環ということになるであろう（周知のように、日本では都道府県毎に最低賃金が決められており、2022年10月から、東京は1072円、京都は968円であるが、東北・四国・九州の一部である10県では853円であり、公定レートで比較する限りでは、この10県はドイツのその半分の半分である）。

ただ、「公定レート」での単純比較というのは、もちろん、かなりの曲者であり、10年ほど前の円高のさいには、1ユーロが100円を切るほどにまで安くなっていて、現在の1ユーロが150円に迫るような円安水準では考えられない状況であった。

この額面2080ユーロが、「平均賃金」とはどのような関係にあるか、ということであるが、一応、出されている数値を信用するとすれば、2021年のフルタイム労働者の平均収入（額面）は、男性で4146ユーロ（60万1170円）、女性では3578ユーロ（51万8810円）で、平均で3975ユーロ（57万6375円）である（注1）。なお、ここに見られる男女差は、あくまでも職種の違いに由来するものであり、女性差別による「同一労働非同一賃金」ではない（このことである）から、週40時間の月額最低賃金は、同じ条件の平均賃金の約半分ということになる。

くわえて、フルタイム労働者の額面平均収入は、ドイツの16州においてかなりの格差があることも事実であり、それを度外視した「平均」にどれだけの意味があるのか、ということも問われないことはない。じっさい、この指標についての旧東ドイツと旧西ドイツとの格差は、「再統一」後30余年を経た今日においても依然として歴然としているのであり、ハンブルクとヘッセンが5000ユーロを越え、バーデン・ヴュルテンベルク、ノルトライン・ヴェストファーレン、プレーメンがベルリンとともに4500ユーロを越えるのに対して、ザクセン、ブランデンブルク、ザクセン-アンハルト、チューリンゲン、メクレンブルク-フォアポメルンの旧東ドイツ5州は、いずれも4000ユーロを下回っている（注2）。もちろん、これは、歴史的に形成されてきたさまざまな立地条件や産業構造に由来するものには違いないが、しかし、これらの州の住民にとっては、やはり不満の根源をなすものであろう（ザクセンやチューリングゲンの選挙で極右のAfD〔ドイツのための選択肢〕が勝つには、こうしたことも与っていると見ることができる）。

ちなみにドイツの場合、日本の公務員やそれに順ずる規定を持つ企業とは異なり、いわゆる「ボーナス」が、給料の数カ月分、年に何度かに渡ってまとまって支給されるというようなことはなく、ボーナスはボーナスとして、あくまでも個別で限定された性格を持つものでしかない。

ともあれ、日本の最低賃金が、「労働者が暮らせる『一人前賃金』（単身者賃金はその下限）とは無関係に、それよりずっと下の水準で」設定されているのに対して、ヨーロッパでは、「低熟練の職種別賃金であっても、その水準は家族形成可能な『一人前賃金』」であり、「この民間の低賃金に連結している最賃額も『一人前賃金』に」なる、ということから、今年からのドイツにおける最低賃金の大幅な引き上げの意味を読み取ることができる。一般的には、「最低賃金制は、日本では低賃金をさらに初任給以下に押し下げる役割を果たし、ヨーロッパ

では賃金の低下に『一人前賃金』で歯止めをかける機能をもっているのです。日本の『年功賃金型』最低賃金制は、賃金を下方に抑制するメカニズムとなってきたといえるでしょう」（注3）。じっさい、ブラック・バイトの網に捕えられた学生たちの時給（もちろん、彼らのみの時給ではないが）は、わたしの知る限り、まさしくその地域の最低賃金にほかならず、それがいかに低いものであったとしても、雇用する側からすれば、「お上からお墨付きを与えられた上限額」であり、なにも非合法のものではないとされているには違いない。

(2)

すでにかなり以前のことになるが、一橋大学に滞在されたドイツの女性研究者が、日本の物価のあまりの高さに驚嘆し、「日本でドイツより安いのは豆腐だけです！」という名言を残して帰国の途に就かれたが、ことほどさように、たとえば食料品や酒類などは、特殊なものを除けば、ドイツではまず半額か三分の一である（ビールやワインも安いため、巷間では、「ドイツでは失業するとアル中になる」という冗談が言われるほどである——要するに、アルコール類が安く、すぐに手が届くため、失業すると鬱憤晴らしに大量に飲みまくる、ということである）。果物などは、だいたいキロ単位でネットに入れられて売られており、値段の安さとともに、日本のように、見かけはともかく、高いうえに「水割りされた果物」のような味のもの相対的に少ない。パンや肉類やハム・ソーセージも、もちろん、日本とは比較にならぬほど廉価で、かつ多種類であり（「主食」なのだから当然であるが）、エンゲル係数だけは高いわが家の家計にあっても、ベルリンに行けばそれほど深刻なダメージは受けない。じじつ、以前、ドイツ語研修で（南西ドイツの）フライブルクに滞在した学生さんは、「スーパーのレジで食料品を買って支払う時、だいたい日本的な感覚の半分か三分の一のユーロで済むので、はじめはほんとうに驚きました」と話していたが、だいたいそんなものであろう（ただし、彼女にとっては、おそらくはロマ——旧称「ジプシー」——であろうが、街の教会の近くなどで、ベビーを抱き、幼い子どもの手を引いて物乞いする家族が多いのも衝撃的であったのだが）。

家賃についても、行政はそれなりに低く抑えるべく努力をしているようではあり、大都市であっても、たとえば東京の都心のようなことはない。ベルリン——に限らぬであろうが——のマンションやアパートは、日本とは違ってだいたいセントラルヒーティングであり、その場合、暖房代は家賃に含まれて請求される（例外もあるであろうが）。知人の役者の話では、ベルリンよりもハンブルクやミュンヘンの方が家賃は高く、駆け出しでそれほど報酬の高くない場合（劇場に属する役者は、劇場監督との1対1の2年間の契約を結ぶのが普通である）には、「部屋」には住むことはできても「住宅」に住むことはできない、と言って苦笑しておられたが、ベルリンの知人たちの場合は、いわゆる都心でも、2LDKで暖房代込みで700から800ユーロ（10万から11万円ほど）になっているとのことである。しかし、とくに近年、家賃の高騰のゆえに店を閉めてしまわざるを得ない人びとも少なくはなく、アパートの建物を一軒すべて買い取って、その中の個々の住宅の家賃を上げることを画策するような企業に対する不満はきわめて大きく、そうした方向の取り締まりがベルリン州政権（社会民主党・左翼党・緑の党の革新連立政権）に強く要求されている。暖房代が家賃に含まれるということは、エネルギー料金の高騰によって、ほかならぬ家賃そのものの値上げが到来することも考えられよう。ともあれ、衣食住の衣は節約できても、食と光熱水費を含む住の出費は、よほどの努力によっても節約は簡単ではないのであるから、前述の最低賃金で生活することは、大都市の中では相対的に家賃が安く抑えられ、食費もそれほど高くはないベルリン（ただし、外食は相対的に高いのが普通であり、これは、飲食店における従業員の人件費が、日本とは異なって高く設定されているからと言われている）においても、もちろん、容易なことではない。

(3)

西欧では、もとより「日本的年功序列型」の賃金体系ではなく、あくまでも職務に照応して賃金が決定される「ジョブ型」のシステムになっており、したがって、原理的には、同一の労働（職務）に就く人物に対しては、年齢や勤務年限に関わりなく同一賃金が支払われることになっている。（1）で触れられた、二つの賃金体系における最低賃金の位置づけの相違は、基本的にはここに由来することになる（ただし、勤務の途上でさまざまな資格を取得した場合などには、それに応じて手当が加算されることになっているから、同じ職種でも勤続年数が多くなれば賃金が高くなることはあり得る）。数年前の日本で、賃金体系の差異を（おそらくは意図的に）まったく無視して、「同一労働同一賃金」なるものがアドバルーンとして打ち上げられたものの、瞬く間に立ち消えになったのは当然であり、日本型の年功序列賃金体系がそれなりになお維持されているもとは、それは、時の首相得意のたんなるデマゴギーに過ぎなかったからである（もちろん、派遣労働者の増加がもたらす状況に対するいつもの欺瞞的リップサービスだったのであろう）。

もちろん、日本におけるような、「働く人びとが総合職正社員、一般職正社員、限定正社員、嘱託社員、契約社員、パート・アルバイト、派遣労働者のいずれかの身分に引き裂かれた『雇用身分社会』」（注4）のなかでこそ、本来はまさしく最低賃金が重要な意味を持つにいたることは明らかであり、他方、「グローバル化が進むと、グローバル企業の進出先の労働者の劣悪な労働条件の影響を受けて、本国の雇用が不安定化し、賃金を押し下げる圧力や、労働時間の延長を招く圧力が強まる」（注5）と指摘されるなかで、最低賃金は、それが合理的なものである場合には（この限定が重要であるが）、本来的に、そうした圧力に歯止めをかける一つの手段として機能するものであろう。

ドイツにおいても、大学等の研究機関も含めて、さまざまな領域で非正規雇用および期限付き雇用の人びとが増えているのは事実であり、その意味においても、「12 ユーロ」が焼石に水以上に実効性のあるものとなることが望まれるところである。

（4）

もとより当然のことながら、ジョブ型雇用制と日本型雇用制は、最低賃金制という事例にも明確に見られるように、社会全体の構造、社会意識および政治意識の差異から生み出されるとともに、それらを固定化する作用を持つものでもある（もっとも、「日本型雇用の全盛時代は一九八〇年代を中心とした前後二〇年ほどに過ぎない」（注6）とのことであるが）。大学を中心とした人材（労働力）の育成および採用と、個々の事業所（企業等）における賃金決定のプロセスの問題は、それぞれの社会のさまざまな側面や要素を如実に示すものである。

「ジョブ型雇用」は、「職務を特定して雇用」し、「その職務に必要な人員のみを採用」するのに対して、「メンバーシップ型（日本的雇用）」は、「職務が特定されて」おらず、「ある職務に必要な人員が減少しても、他の職務に異動させて雇用契約を維持することができる」（注7）のであり、つまりは、採用するさいの人事そのものの仕方および考え方が異なるということであり、たとえば労働力の育成、したがってまた、その社会での「大学」の存在の仕方、およびそれに伴って「大学」というものについての発想そのものが異なる様相を呈するということである。後者にあっては、「採用であろうが、異動であろうが、最初はとにかく全く未経験者をそのポストに就けることになります。ですから、最初は必ず素人です。その素人を上司や先輩が鍛えるのです」、「実際に作業をさせながら技能を習得させていくのです」（注8）——したがって、簡単に言えば、たとえば何も習得せずに「大学」を出ても問題にならない、ということであり、多くの場合、大学に入る前の偏差値のみが重要視される理由もまたここにあるということである。

じっさい、600万を払って学位を入手するが、ブラック・バイトでこき使われたことぐらいの悲惨な経験しか持たず、特定の職務についての訓練がまったくと言っていいほどなく、数百万

におよぶ「教育ローン」たる借金を背負って大学を離れる卒業生の大量の輩出こそは、およそ社会全体における壮大な非効率にほかならない（もっとも、大学経営者における「収益性」という意味では、それは「道具的理性」の領域内においては「合理的」であり、まさしくその限りにおいて、「現実的なものは理性的」なのであるが）。つまりは、たとえば医療関係諸学部のような国家試験による「確認」のある場合はともかくとして、一般的には、大学において習得したものによって職務に就けられることは問題とはならないということである。しかし、いったん出来上がってしまったこのような「制度としての大学」は、現在のような職業の採用形態が続く限りにおいては、所詮、変更の可能性があるはずはなく、このまま近い将来の志願者（18歳人口）の爆発的な減少のもとで没落していく運命にあるには違いない。コロナ禍のもとでの諸条件によるところもあるであろうが、2022年前半期の出生者数は38万人前後であり、したがって、2022年全体でも80万人を切るであろうと推定されており、このところ120万人を切りつつフラットに推移してきた18歳人口は、十数年後には70万台になるということであり、つまりは、40数万人の減少となるということであるから、現在ある800に近い大学は、統廃合を繰り返しつつ、その時期までにおいてもかなりの数が消えていくことになるであろう。

(5)

他方、ドイツの大学にあっても、「受益者負担」であることに変わりはない。しかし、その理念もしくは理想もしくは建て前からすれば、「受益者」は学生個人ではなく社会全体なのであり、したがって、大学にあっては、学生の授業料はほぼ無料であり（注9）、奨学金は（日本のような教育ローンではなく）供与制であって返還の義務はなく（ただし、奨学金を取得するうえでの諸条件があることはもちろんである）、格安の交通パスを持ち、劇場のチケットは8割引ぐらいの8ユーロ（ほぼ1000円）で入手できるのであり、ある意味で、学生はそうした「諸特権」を保証された存在である——要するに、卒業生はみずからが学業によって取得したスキルを社会全体に還元するのであるから、「受益者」は社会であり、したがって負担するのも社会全体である、という発想である（このことは、ドイツの膨大な公設の劇場での、予算のいたい8割か9割を助成金が占め、残りをチケット収入で補填する、というシステムが維持されているのは、劇場は基本的に「市民の自己認識および自己確証の場」であり、したがって、その存在は社会〔ここでは自治体〕が保障すべきである、という発想もしくは理想に基づくことと共通している——歴史的に啓蒙の時代をくぐり抜けた諸地域における特質の一つであるが、そうした精神性を追求する「市民の自己確証」への欲求が存在しない所では、もちろん、その限りではなく、劇場は存在しない）。

首都ベルリンは370万の町であるが、州立（名称としては国立〔staatlich〕）の総合大学（Universität）は5つのみであり、しかも、文系・理系の複数学部を要する総合大学は、旧東ベルリンに位置するフンボルト大学と、旧西ベルリンに位置する自由大学の2つのみであり、他の3つは、芸術大学・工科大学・医科大学（フンボルト大学と自由大学との共同の医学部）である。それ以外に、9つの州立（国立）のHochschule（時として複数学部を持つが、基本的には単科大学であり、あるいはcollegeに相当するのかも知れない）があり、これには、主として技術系や経済・法学系の大学が含まれるとともに、プロテスタント系およびカトリック系の大学、さらに、音楽院・美術大学・演劇大学が含まれている。

それらの州立以外に、ベルリンには27の私立大学（“University”と“Hochschule”）があり、その多くは、ビジネススクールを含む専門学校的な要素を持つものらしく思われるのだが、わたし自身は、その詳細については調べたことがない。

すでに亡くなられたが、古くから知るフンボルト大学のドイツ学科の教授と、フンボルト大学の状況について親しく話す機会があり、それによると、ドイツ学科に入学する学生のじつに

80%は、フンボルト大学で卒業することはない、とのことであった。要するに、ドイツでは一定の成績を示すことができれば他大学へ移籍することが可能であることから（逆に言えば、成績不良者が転々と大学を変えることが許されるわけではない）、かなりの学生はその移籍の権利を行使するのであるが、自主的に退学するか、あるいは学部からの退学勧告を受けて消えて行く学生も少なくない、ということであった。「ドイツ語は一応、彼らの母国語ですから、ギムナジウム〔8年制もしくは9年制の中高一貫校で、最終年度は大学の教養課程の1年目程度のレベルのことを学ぶことになっている〕とアビトゥア〔大学入学資格試験〕である程度の成績を収めていれば、ドイツ学科に入学することはできます（注10）。しかし、じっさいの授業は簡単ではなく、外国語を習得しつつ、さまざまな専門文献あるいは文学作品を次から次へと読破することが要求されますから、途中で投げ出す学生も少なくないのです」ということであり、「成績が最も優秀なのは韓国からの留学生、次が中国、その次が日本からの留学生で、これはだいたい毎年そうであり、ドイツ人の学生がトップ・グループを占めることはありませんね」と言って笑っておられたが、理念や理想は必ずしも現実のものとなるわけではないということであろう。

もう一つ、あるいはいわゆる文科系のみならず、少子化を見越して大学全体の縮小化を図るのか、フンボルト大学には、数十年の年次計画のもとで、大学教員を3分の1に減らす計画がある、とのことであった。ベルリン市州の大学政策全体に根底的に関わる将来計画には違いないが、わたし自身は、その具体的な進行について追跡していない。

なお、この知人に、「東京には幾つ大学がありますか？」と尋ねられ、「さあ、200ぐらいでしょうか」と答えたところ、彼は、わたしのドイツ語の拙劣さゆえに、20を200と言い間違えたのではないかと思われたらしく（その可能性はないわけではない）、しばらく目を丸くして沈黙しておられたが、たしかに東京は、人口ではベルリンの3倍ほどであるが、ここにある大学は、国公立・私立・短大の全体で、いまのところ200を越えているようである。

(6)

ジョブ型においては、「労働組合は産業レベルで団体交渉を行う」ということが二つの型の相違の核心である。「産業レベル、例えばドイツでいうと金属労組と金属産業の使用者団体との間で、鉄鋼であれ、電気であれ、自動車であれ、金属労働者を一貫して、この仕事は幾ら、この技能レベルの仕事は幾らという値付けをするのが労働組合の任務」（注11）であり、これがなければ、そもそも職務に基づく賃金制度などは成立のしようがない。それに対して、日本型においては、労働組合は「正社員の正社員による正社員のためだけの企業内組合」が一般的であり、しかも労働運動そのものが超低空飛行を続けているのが現状であるから、その「威力」はまったく違うことになる——かりに「ジョブ型」への転換をめざすとしても、その転換と維持のためのいわば主体的条件はゼロである。

戦後のドイツでは、「社会的市場経済」が、一応の、と言うべきか、あるいはそれなりに真摯な理念として、と言うべきか、包括的なスローガンとして掲げられてきた。浮世離れした貧困遊民であるわたし自身には、そうした領域はまさしく畑違いであり、「市場経済」を「社会的」にコントロールしようという、「福祉国家」構想に属すると思われるこの発想は、ほとんど用語矛盾のごときものぐらいにしか思っていなかったのであるが、しかし、近年の新自由主義が跳梁する世界状況との関連では、一国の政権がそれに対抗しようとするさいには、当面の現実的な方向性の一つを示すスローガンなのかも知れない。もとより当然のこととして、そうした社会を可能とするにはそのための主体的要因（社会意識・政治意識・政治文化）がなければならない。くわえて、そうした社会が危ういながらも成立している場合においても、それを維持すべき社会意識・政治意識・政治文化がある一定の程度まで存在していなければならない。

上はパワーポリティクス、下はルサンチマンと「たかりの構造」、というのでは、そうした社会の成立ははじめから不可能であるが、かりになんらかの外圧によってそうした社会形態が出現したとしても、現在の日本のぶざまに腐敗し形骸化した「民主主義」同様、あるいはその実体が空洞化したものとして現れるに違いない。

(7)

最近、ドイツで指摘されているのは、現下のインフレ、および近い将来に予想されるその急激な進行からすれば、最低賃金 12 ユーロでも絶対的に不足しているということであり、すでに現在の時点において、ドイツのインフレは 10% を越えている(注 12)。したがって、市民の間にある程度の「平等性」を保障しつつ、インフレの進行による収入の目減りをいかに減らしていくかが、対ウクライナ戦争そのものとウクライナからの 100 万人を越える避難民の問題とともに、現在の社会民主党政権のきわめて困難な課題である。

他方、ドイツでは年金取得年齢が 65 歳から 67 歳へと、2029 年までに段階的に引き上げられる途上であり、1964 年の出生者をもって、年金の取得は 67 歳に完全に移行することになっている。日本でも、2020 年の高年齢者雇用安定法の改正により、70 歳までの就業確保措置が「努力義務」として規定されているのであるから、あるいは「高齢者」という名称の「定義」自体も 70 歳からに変更され(!)、年金取得年齢も延長されることになるのかも知れない。

(注 1) [Durchschnittsgehalt in Deutschland | Statista](#)、参照。

(注 2) [Durchschnittsgehalt: So hoch ist es aktuell in Deutschland \(handelsblatt.com\)](#)、参照。

(注 3) 後藤道夫他『最低賃金』、大月書店、2018 年、127 頁。

(注 4) 森岡孝二『雇用身分社会』、岩波新書、2015 年、16 頁。

(注 5) 同書、138 頁。

(注 6) 濱口桂一郎『ジョブ型雇用社会とは何か』、岩波新書、2021 年、77 頁。

(注 7) 同書、26 頁。

(注 8) 同書、33 頁。

(注 9) ベルリン自由大学を例にとると、2022/2023 の冬学期のための学費は、学籍登録料や半年分のベルリン市内の公共交通機関のための交通費等々を含めて 242,99 ユーロ [約 3 万 5000 円] であるから、通年では約 7 万円ということになるであろう——最も高いのは交通費の約 130 ユーロであるが、それでも半年分のチケットを普通に購入する場合の 2 割相当である ([Gebühren • Studium • Freie Universität Berlin \(fu-berlin.de\)](#)、参照)。昨年度のマサチューセッツ州のハーバード大学(私立)の年間の授業料は、51904 ドル、つまりは約 750 万円とされているから、自由大学はその 1%ということになる。

(注 10) ドイツには一発勝負の「大学入試」は存在せず、基本的にはギムナジウムの成績とアビトゥアの試験(何日かに渡る筆記と口頭試験)の結果の平均点を突き合わせて、成績上位者から希望する学部に入學する仕組みである。したがって、「ゆりかごから高校まで」塾漬けになる子どもの話は聞いたことはなく、そもそも日本的な塾の存在についても、わたしは聞いたことがない。学士であるかどうかではなく、一定の職務に耐えるだけの能力があるかどうかが本来の問題であるから、大卒か否かという以前に、日本とは異なり、「勉強の嫌いな子は大学には行かない」のであり、むしろ、堅実に必要なスキルを身に付けて生きていく方を選択する機会が多い。

(注 11) 前掲、『ジョブ型雇用社会とは何か』、37 頁。

(注 12) Vgl. "Inflation frisst Mindestlohn (インフレが最低賃金を食いつぶす)"、Neues Deutschland, 30. September 2022..

(てるい ひでき)

レーニンがいう二つの規律

竹内 真澄

『一步前進、二歩後退』1904は、ロシア社会民主党内の論争をみつかったものである。そのなかで、党内の規律をレーニンが工場論から引き出した注目すべき論点が含まれている。私はもちろんレーニンの専門家でもないし、ロシア語にはずぶの素人であるが、考えるところあって、この(q)項「新『イスクラ』。組織問題における日和見主義」の記述に注意を集中する。

レーニンは、ブルジョア的インテリの心理をあざわらう文脈で次のような文章を書いている。

「ある人にはおそろしいものとしかみえない工場こそ、まさに、資本主義的協業の形態であって、プロレタリアートを団結させ、訓練し、彼らに組織をつくることをおしえ、彼らをその他のすべての勤労被搾取人民層の先頭にたたせたものである。資本主義によって訓練されたプロレタリアートのイデオロギーとしてのマルクス主義こそ、ぐらつきやすいインテリゲンツィアに、工場の搾取者としての側面（дисциплина, основанная на страхе голодной смерти 餓死の恐怖にもとづく規律）と、その組織者としての側面（дисциплина, основанная на совместном труде, объединенном условиями высоко развитого технически производства 技術的に高度に発達した生産の諸条件によって結合された共同労働にもとづく規律）との違いをおしえたし、またいまもおしえている。ブルジョア的インテリゲンツィアにはなかなかおぼえこめない規律と組織を、プロレタリアートは、ほかならぬ工場というこの『学校』のおかげで、とくにやすやすとわがものにしてしまう」（レーニン全集⑦原 360-361、訳 420 頁）

さて、「飢餓にもとづく規律」とは、生存するためにやむをえず従わざるをえない資本家から命ぜられる規律のことであろう。では、もう一つの規律は何をさすのか。「結合された共同労働にもとづく規律」とは、いったい何なのか。ここが重要である。

まず指摘しておかねばならないのは、レーニンの発想は、ブルジョア的個人主義と組織されたプロレタリアートを対照させるということである。「党組織は、彼らにはおそろしい『工場』のように思われる、部分が全体に服従し、少数が多数に服従するとは、彼らには『農奴化』のように思われる。中央部の指導のもとでの分業は、人間を『歯車とネジ』にかえてしまうものだという、悲喜劇的な泣きごとを彼らによびおこしている」（同上）。

マルクスにある程度精通した読者は、田畑稔氏の問題提起（『マルクスとアソシエーション』新泉社、1994）以来、労働の社会化は、さしあたり資本主義的協業の形態においてはコンビナチオンとしての「結合された共同労働」だということを知っている。レーニンは、二つの規律に触れるとき、この「結合された共同労働」がコンビナチオンかそれともアソシアチオンか、区別していない。

私にとって不可解なのは、「搾取の恐怖にもとづく規律」と「結合された共同労働にもとづく規律」を分ける理由だ。これは、おそらく前者は個々人の生存競争において資本家の搾取に従おうとする競争主義的規律のことをさす。首を切られたら怖いから資本家のいうことを聞くという規律のことだ。それにたいして、後者は労働者の組織性、共同性を際立たせたものであろう。それは、「結合された共同労働」から根拠づけられる、というわけだ。だが、この資本主義的協業

形態の読みは正しいだろうか。

マルクスならば、協業から生まれる規律は、コンビナチオンの規律とアソチアチオンの規律に分けることができると考えるのではないか。両方ともに組織された労働がとる二つの形態である。あえて言うなら、レーニンの言う「搾取の恐怖にもとづく規律」はコンビナチオンの規律にはいるだろう。「結合された共同労働」は、その組織の仕方が、資本家によるか、それとも労働者によるか、そこに規律の性格の違いが現れるとマルクスならば考えるはずである。コンビナチオンからアソチアチオンへの組織性の決定的な転換を介在させることこそが、規律の質の問題である。

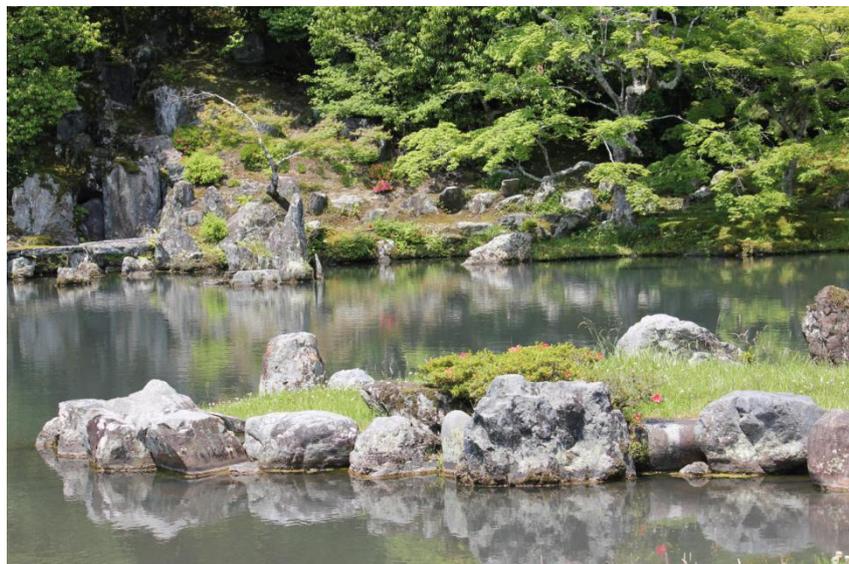
ところが、レーニンの資本主義的協業の解釈では、「結合された共同労働」の歴史的質、コンビナチオンかアソチアチオンかが触れられることなしに、いきなり「組織性」として一般化され、「ぐらつきやすいインテリの心理」すなわち、ブルジョア個人主義と対置されてしまっている。

問題はここで終わらない。レーニンはこの資本主義的協業論の解釈にたって、工場で労働者が「やすやすとわがものにしてしまう」はずの規律と組織を身に着けて、革命政党をつくるという論理構成をうちたてた。

工場論と政党論をつないだ慧眼は高く評価されてよいと私は考える。労働の社会化と革命政党の運動の間には内的連関がある。しかし、工場の組織性の二つの形態が区別されぬまま、工場と政党をつないだ場合、コンビナチオンの組織性がそのまま党内に持ち込まれる危険が出てくることにならなかつたらうか。「部分が全体に服従し、少数が多数に服従する」ことをレーニンは「鉄の規律」と呼ぶのだが、スターリンになると政党論は工場論から切り離され、上級機関に下級機関は絶対的に服従しなければならないという党組織論だけが独り歩きするに至る。

私が言いたいのは、「結合された共同労働」というものを正確に、科学的に探求しなければならなかつたのに、1904年の時点でレーニンはボタンを掛け違えたのではないかということである。

(たけうち ますみ)



【近況短信】

ファンタジーにある「古い」

—団地タクシー奮闘記—①

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは、今年74歳になったキャリア4年の老人です。このタクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー(老老)相互扶助の物語です。順を追ってお話したいです。というか、お話したいことがヤマほどあって、順番をつけるのに苦労しています。それほど、このファンタジーはドロドロ、シャワシャワしています。

「どこまで行きますか？」と私。
「えー、今日は新宿まで行きます」
「いえ、この団地タクシーの行先ですけど…、
バス停まで行きましようか？」
「いいんです。その前で」
「……………」

ご自宅の前まで迎えに行き、乗車してもらって、その後の会話です。この会話、はて？会話と言ってよいのかどうか分かりませんが、とにかくこうでした。

「今日は何時まで運転してるの？」
「3時までですよ！」と私。
「まー、間に合うかしら？」 帰りの心配をしています。しかし、いつも間に合いません。

どんな用事があるのか、この団地からバスに乗って出掛けました。このIさんとのやり取り、1回や2回ではありません。毎回、同じやり取りです。
おそらく、Iさんの胸中は、これから起こるであろう出来事を想像するだけで一杯なのです。

「あーなったら、こうしよう」
「こうなったら、そーしよう」
「だけど、そうなったら、どうしよう」
もう、わたしの入る余地はありません。

団地タクシーを呼んで、乗車し、運転手と会話することは、朝、歯を磨いて、用を済ませ、身支度する延長線上にあります。だから予定にない「不規則」発言は許されません。「いつもの通り」でなければなりません。団地タクシーの到着地点も、「細かい」指示があります。

「そうそう、もう少し先、はい、はい、そこでいいです。」

バス停に行くのに、その 10m 以上手前の場所を指示します。そこから歩くのです。どうしてなのか、今もってよく分かりません。Iさんの「縁起かつぎ」なのかもしれません。方位学の示すところなのかも、と考えるてしまいます。あるいは、近未来を「独り」で生き抜くための自己鍛錬、「老活」なのかもしれません。ファンタジーと言っていい話です。

これは、「マヌケ」（今号「寸評」参照）の新種発見です。念のため言いますが、「マヌケ」は、決して悪い意味で言っているわけではありません。「マヌケ」の生き方は、生き抜くための術ではないかと改めて思っているからです。東京オリンピック開催で甘い汁を吸ってきた人たちとは正反対の生き方です。

*「団地タクシー」は、八王子市内のUR大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

つづく

(みやざき あきら)



ウクライナ戦争が止まない（続）

—『プーチンと G8 の終焉』から—

中村共一

目次

- 1 「『戦後 70 年』の国際社会」のなかのロシア
- 2 「米国中心の世界秩序」とプーチン
- 3 「プーチンの思考」と市民の倫理
- 4 平和の課題 ——国家の自律から個人の自律へ

タイトルの副題は、佐藤親賢『プーチンと G8 の終焉』（岩波書店、2016 年）から取ったものです。今回は、この佐藤さんのプーチン論を参考にしながら、平和について考えていこうと思います。

ただ、この書の出版年から分かりますように、「ウクライナ戦争」を直接に検証したものではありません。中心は、2014 年の「ウクライナ危機」にあります。が、佐藤親賢さんのプーチン論には、すでに「ウクライナ戦争」を捉えていく重要な基礎的視点が示されており、なお注目されるべき価値があると感じてきました。というのも、巷には、依然として、「ウクライナ戦争」の責任をロシアに求め、平和的な解決の糸口を、“ウクライナ支援＝アメリカ支持”という国家（対立）次元で捉えていく論調が多く、国家の軍事的解決（暴力）に依存していく傾向があるからです。こうした思考は、実のところ、「プーチンの思考」でもあったように思え、根本的な「世界平和」に繋がっていくかどうか、おおいに疑問となるところです。

もちろんロシアの軍事侵攻に「戦争責任」を求めるのは、日本の侵略戦争の「国家責任」と同様に、当然のことです。しかし、それを問うだけでは「戦争」を無くすことはできません。「モグラたたき」ゲームのように、たえず「軍事的衝突」が顔を出してくるような、現在の「国際関係」が目の前にあるからです。

ロシアとウクライナの戦争は、すでにロシアとアメリカ（NATO）との「代理戦争」であることがハッキリしています。アメリカが公式に参戦しているわけではありませんが、圧倒的なアメリカの軍事支援は「みずからの戦争であること」を証明しているかのようです。また、10 月 12 日に発表されたアメリカの「国家安全保障戦略」¹⁾では、「国家の競争力」の強化として、公然と「われわれは、危険なロシアを抑制しつつ、国際秩序を再構築する意図と、しだいにその能力を備えた唯一の競争相手である中華人民共和国と、効果的に競争する」といった課題を挙げています。これはバイデン政権が発足してから一貫して主張してきた点であり、あらためて公式に「国家安全保障戦略」として明記するとともに、「民主主義諸国」（NATO や日本）の協力を呼びかけているのです。一見、トランプ政権の「自国中心主義」と異なって国際的な「協力」を表しているように見えますが、実質上、「アメリカ中心主義」は変わりません。その文書の冒頭でも、「この戦略は、米国民の安全を守り、経済的機会を拡大し、米国の生活様式の中核にある民主的価値を実現し、守る、という我々の国益に根ざしている」と明確に唱っています。

佐藤親賢さんの『プーチンと G8 の終焉』は、こうした「国際関係」を重視しつつ、客観的に「プーチンのロシア」を捉えようとするものです。こうしたスタンスは、報道記者としての「職業倫理」をこえて、たとえどのような相手であれ、他者を冷静に見つめようとする佐藤さんの人間観が反映しているようにも思えます。平和は、国家中心の価値観ではなく、他者の自律性を認めあう相互の人間

関係によって生まれます。私たちにとって「ウクライナ戦争」とのかかわりの第一歩は、私たち自身の存在を含めて、この戦争を国際関係（社会関係）のなかで捉えていくことなのです。

さて、佐藤親賢は『プーチンとG8の終焉』の他に、2012年に『プーチンの思考』（岩波書店、2012年）を出版されています。前者は後者の「続編」と位置づけられていますが、「ウクライナ戦争」との関連では、前者が中心となってきます。が、後者も欠かせません。また、本稿では、分かりやすさもあり、長い引用文が多くなっています。あらかじめお断りしておきます。

1 「『戦後70年』の国際社会」のなかのロシア

ロシアというと、僕のような「左翼」にとっては、「ソ連社会主義」のつながりを連想して、「東西対立」の思想的枠組みが、「しがらみ」のように顔を出してきます。ロシアのなかに「社会主義国のゆくすえ」をみてしまうのです。ですので、ともすると戦後の世界史から現在のロシアを脇に置いてしまうことがあります。また、ポスト・ソ連社会主義の研究も、依然として「一国主義」にあるようで、結局は「他国の話」となり、なかなか自分とつながってきません。こんなふうには、東側の世界は、僕の存在とは縁遠くなっていったように思うのです。

そんな僕に、ロシアの現実を取り戻してくれたのが、佐藤さん本でした。「ウクライナ戦争」がきっかけでしたので、忸怩たる思いがあるのですが、それはともあれ、僕の生きる世界（存在）の狭さを拓いてくれるきっかけとなりました。

『プーチンの思考』で取り上げられたプーチンの大統領復帰（2012年）までのロシアと、『プーチンとG8の終焉』でみる「クリミア編入後」（2014年）のロシアでは、政治的、社会的状況が大きく変わっていますが、まずは、ロシアによる「クリミア編入」（「ウクライナ危機」）にあって、佐藤親賢さんがプーチンについて語った個所を取り上げ、みていこうと思います。

「部隊を投入して主権国家の領土の一部を編入したロシアに対し、米国や欧州連合（EU）はなすすべがなかった。世界の舵取りをしていた主要国（G8）の枠組みから排除されたロシアは台頭する中国との同盟関係強化を図り、欧米中心の国際秩序に挑戦している。ウクライナ危機に際して『核兵器を使用する準備ができていた』と認めたプーチンを帝国主義者と非難し、ナチス・ドイツの指導者ヒトラーになぞらえる意見すらある。

しかし、その発言や行動を見ていると、プーチンが目指しているのは『祖国ロシアの防衛』であって領土拡張や覇権主義ではないという基本的な認識は今も変える必要がないと思う。プーチン路線の基本は、冷戦終結後の『米国中心の世界秩序に対する不服従』である。インターネット嫌いで知られるプーチンは、米国主導の『グローバル化』に反対する潮流を体現していると言ってもよい。ウクライナ危機を契機にロシアが急に変わったのではなく、環境の激変がプーチンをクリミア編入という大きな賭けに踏み切らせ、その余波がウクライナ東部の泥沼の紛争という形で現れていると見るべきだろう。」²⁾

この文章は、「クリミア編入」に関わるものとはいえ、佐藤さんの「プーチンのロシア」観の基本的枠組みを示しており、通奏低音となって、『プーチンとG8の終焉』の全体を通して貫く視座ともなっています。そこで語られるように、「欧米中心の国際秩序」における「激変」——これこそ「G8の終焉」の歴史的要因となるものです——が、「プーチンのロシア」の歴史的な前提であり、「プーチン路線」は、その制約に対応したものと捉えられています。簡潔に言えば、そのキー・ワードが、「冷戦終結後の『米国中心の世界秩序に対する不服従』である」ということになります。

今日の、多くのプーチン論の特徴は、「ロシア一国」論の枠内で語る点にあるのですが、佐藤親賢さんの「プーチンのロシア」論は、ロシアを「国際秩序」のなかに位置づけ、その変化において捉えることを主張しています。この点、今日の「ウクライナ戦争」を捉えていく視点としても、変わるこ

とのない佐藤さんの論理のように思えます。国際政治学からみれば、常識的な「見方」と言われてしまいがちですが、肝心の点は、「ウクライナ問題」をそのような観点から捉えた点にあります。

2 「米国中心の世界秩序」とプーチン

佐藤親賢さんの説明を具体的にみていく前に、あらかじめ戦後の「米国中心の世界秩序」について、僕の説明を少し加えておこうと思います。

「戦後 70 年」という時期は、当然ながら、第二次世界大戦後を指しています。この戦後の「国際秩序」は、経済的にいえば、アメリカ経済の優位に立脚したブレトン=ウッズ体制であり、政治的には、国際連合の創設によるサンフランシスコ体制として理解できます。

前者は、世界銀行（国際復興開発銀行）と IMF（国際通貨基金）が設立され、米ドルを基軸通貨として各国通貨を固定相場制におく国際通貨体制です。また後者は、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連、中国を常任理事国とする国際連合の創設によって、その国際政治体制がつくられています。しかし、戦後の社会主義体制の形成とともに、「東西対立」が生まれ、西側諸国のあいだに「北大西洋条約機構」（NATO、1949 年、30 カ国）、東側諸国には「ワルシャワ条約機構」（1955 年）として軍事同盟が設立され、いわゆる「冷戦構造」が形成されることになりました。この冷戦体制は、実質的に、アメリカが主導権をにぎり、「ヘゲモニー国家」として「国際秩序」を左右するものとなります。

しかし、この戦後世界は、1970 年代にはいり、過剰生産と「ドル危機」により国際通貨体制が崩壊し、「変動相場制」への移行を余儀なくするなかで、西側世界の経済的・政治的な「国際秩序」の中心が G7（Group of Seven）にシフトしていきます。G7 は、日本、アメリカ、カナダ、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア及び EU で構成される政府間の政治フォーラムで、アメリカを中心として西側先進諸国が結集する「エリート・クラブ」です。この G7 に対して佐藤親賢さんは、「討議内容も経済問題から次第に政治・安全保障分野へと拡大し、世界の重要課題が話し合わせ合意されるため、G7 は常任理事国同士の対立や拒否権行使で迅速な意思決定ができないことが珍しくない国連安全保障理事会に代わる『非公式の国連安保理』とも呼ばれた³⁾と語っています。

じつは、ソ連崩壊過程やロシアの市場経済化もこの G7 が深く関係してきたのですが、この点、あまり注目されることはありません。それでも、「ウクライナ戦争」を歴史的に振り返っていくと、やはり G7 の存在がクローズ・アップされてきます。「ウクライナ戦争」に至る過程のなかで、ロシアが抱える経済・政治問題の核心にかかわってくるからです。ロシアは 1994 年から G7 の政治討議に参加し、1998 年から 2013 年まで、G7 は「G8」と呼ばれていました。2000 年に G8 デビューを果たしたプーチン自身も、当初は、G8 への参加を「大国の証し」と自慢していたようですが、実際には、「米国と関係が良好な国々で構成される G8 の中でロシアは孤立する場面が多かった。全会一致を原則とする合意文書の作成でも譲歩を強いられ、ロシアは次第に G8 への不満を募らせていった」³⁾ ようです。

なぜ、ロシアは孤立し、不満を募らせることになったのか。

もともと「NATO の東方拡大」は、対ロシアを意味するものではありません。国際政治学者の菅英輝さんによれば、「クリントン政権は 96 年 10 月に NATO 拡大方針を公表し、本格的な東方拡大に着手した。NATO の東方拡大の狙いは、欧州の分断の防止にくわえて、NATO の存在意義を強化することによって、欧州を NATO に繋ぎ止め、覇権を維持するためであった」と述べられ、「92 年の EU の創設によって自立化の動きを強める欧州に対する覇権戦略の不可欠な手段」⁴⁾ であったとされています。他方ロシアに対して、クリントン政権は、むしろ「97 年 5 月にはロシアとの間で全欧安保協力機構(OSCE)の強化や NATO ・ロシア常設合同理事会の設置などについて合意文書を締結」⁴⁾ しています。とすると、「NATO の東方拡大」——これは同時に NATO におけるアメリカ軍事基地の拡大でもあります——は、中近東や東欧の国際情勢の変化と関わって、その役割を変えてきたこととなります。

この点、ここでは具体的に説明していくことはできませんが、羅列的に軍事的な動向をみていけば、

アメリカは、1999年NATOによるコソヴォ空爆（1999年）、そして2001年のアメリカ同時多発テロ以降は、アフガン紛争（2001年）、イラク戦争（2003年）、リビア内戦（2011年）、シリア内戦（2011年）などに関わっています。それと並行するかのようには、ロシアは、第二次チェチェン紛争（1999年）、南オセチア紛争（2008年）、そしてクリミア編入（2014年）、ウクライナ戦争（2022年）に軍事行動を起こしています。「G8の終焉」は、これらの軍事行動におけるアメリカとロシアの接点（対立）から生まれています。クリミア編入が直接的な契機となり、2014年6月、ブリュッセルのサミット（「ハーグ宣言」）で、ロシアはG8への参加が停止されました。

佐藤親賢さんは、このG8の崩壊の原因について、次の2点を指摘されています。

「G8崩壊の原因の一つは、ソ連崩壊で大国の地位から転落したロシアの経済、軍事、外交面での復活だ。民主主義や人権尊重などの点で欧米と価値観を共有しているとは言い難いロシアをG7に入れG8としたのは、政治的民主化と市場経済を受け入れて国内の保守派と激しく闘争していたロシアのエリツィン政権を支援し、改革を後戻りさせないためだった。換言すれば、欧米に逆らわないロシアならG8にいても構わない、ということだ。しかし高度経済成長を実現してソ連時代の対『西側』債務を完済し軍備増強に本腰を入れ始めた『プーチンのロシア』は米国の『単独行動主義』に強く異を唱え、イラク戦争やリビアのカダフィ政権崩壊などで米国を厳しく非難するようになった。また2008年のグルジア（…略…）との軍事紛争（南オセチア紛争…中村）のように、立ち直ったロシアは周辺国にとって再び現実の軍事的脅威となり始めた。14年のクリミア編入強行は、もはや欧米の言いなりにはならないというロシアの意思表示でもあった。

もう一つの要因は、中国やインドなどG8に加盟しない『新興国』の急速な経済発展である。中国は2010年に国内総生産（GDP）で日本を抜き、米国に次ぐ世界第二の経済大国となった。インドも1991年度から2008年度まで年平均6.8%の高成長を実現した。…略… G8で居心地の悪さを感じていたロシアが、BRICSなどの枠組みで協力を深めた中国、インド、ブラジル、南アフリカがいるG20に軸足を移すのは自然といえる。クリミア編入を理由に追い出しを食ったG8にロシアが未練を感じないのは、こうした国際環境の変化があるからだ。」⁵⁾

以上の二つの要因のうち後者は、「G8の終焉」後におけるロシアの新たな世界戦略の方向を示すもので、また前者の要因はG7、とりわけアメリカとの対立に、その原因を求めるものです。さらにまた、クリミア編入の「条約調印」のさいに行ったプーチンの「フルトン演説」をみていきましょう。この演説をみると、プーチンには、ソ連の歴史が深く影を落とし、アメリカとの激しい対抗意識があることが伝わってきます。

「プーチンはキエフでの政変を含むウクライナをめぐる状況を、米国とソ連の二つの超大国が覇権を争いながら牽制し合った冷戦のシステムが消え去った後に不安定化した世界情勢の反映だと指摘し、『米国を筆頭とした「西側諸国」は国際法ではなく力の論理に従うことを好み、国際機関は弱体化した。彼らは自らを選ばれた者たちで特別だと考え、世界の命運を決める権利は自分たちだけにあると思込んでいる。「味方でない者は敵」の原則に基づいて気まぐれに「有志連合」を組んであちこちの主権国家を攻撃し、侵略に合法性の見せかけを与えるために必要な国際機関の決議を引き出し、何らかの理由でそれができない場合は国連安全保障理事会も、国連そのものも無視する』と述べて、NATOによる1999年のユーゴスラビア空爆や米軍のアフガニスタン、イラクへの侵攻、カダフィ大佐が殺害され政権が崩壊した2011年のリビアへのNATO空爆を強い調子で非難した。

さらにプーチンは04年のウクライナの『オレンジ革命』に始まり、その後キルギスの政変やウズベキスタンでの反政府暴動につながった旧ソ連圏での一連の『カラー革命』を、『考え抜か

れた陰謀』だったとして欧米の関与を示唆し、『これはウクライナとロシア、そしてユーラシアの統合に反対する活動だった。われわれは欧米との対話、協力と信頼の強化を望んだが、歩み寄りにはなかった。それどころか、われわれは何度も欺かれ、NATOは東方に拡大し、ミサイル防衛（MD）施設はわれわれの国境近くに迫った』と述べて、冷戦終結後に欧米はロシアと誠実に向き合うことをせず、ソ連崩壊で弱体化したロシアに対する封じ込め政策を継続してきたと主張した。」⁶⁾

ウクライナ編入を正当化するプーチンの演説であってみれば、言葉どおりに受け止めることはできないとしても、アメリカ・NATOとの対立関係のなかにあつて、『米国中心の世界秩序に対する不服従』というプーチンの反抗はリアルなものでしょう。

このように、「米国中心の世界秩序」との関連で「プーチンのロシア」の反抗を掴もうとするところに佐藤親賢さんの「プーチンのロシア」論の特徴となっていて、僕も充分理解できることなのですが、「米国中心の世界秩序」やその「激変」がもつぱら国際環境としてのみ説明されていて、その環境自身がなぜ起きているのかという点においては、掘り下げた説明をみることはできません。ソ連の歴史を引くロシアが、核保有の「軍事大国」であるがゆえに、その反抗が現実のものとなった点を考慮しても、ロシアの軍事侵攻となった「ウクライナ危機」や「ウクライナ戦争」をたんに一方的な「ロシアの軍事的な反抗」として捉えていくことは、ちょっと片手落ちのような気がします。というのも、「米国中心の世界秩序」が、グローバリゼーションの進展とともに、アメリカ「一極支配」の軍事的な行動をすすめてきたわけで、ウクライナの戦争はアメリカの戦争でもあるからです。ですので、むしろ、アメリカとの「帝国主義的な戦争」として捉えていくべきではないか。戦後の「米国中心の世界秩序」を支えた経済的基盤がゆらぎ、アメリカは「新しい国際競争力」をめぐる経済対立に加え、さらに政治的・金融的な統制をすすめ、帝国主義的な軍事対立を惹起させていると思うのです。

3 「プーチンの思考」と市民の論理

佐藤親賢さんは、『プーチンの思考』において、ソ連崩壊後のロシアを次のように捉えています。

「エリツィン政権下で『ショック療法』といわれた急進的な市場経済への移行計画は数々の失敗を犯し、1998年には金融危機に見舞われてロシア経済は破綻状態に陥った。共産党政権の崩壊から、市場経済に基づく欧米型の民主主義国家へと一気に跳躍しようとしたエリツィン政権の試みは混乱と無秩序、分離主義とテロリズムの拡大を招き、多民族国家としてのロシアはさらなる崩壊の危機に立たされた。

がたがたになった祖国ロシアの再建を任されたプーチンには、国家のために個人に犠牲を強いるソ連型の全体主義でもなければ、個人の自由を尊重し国家の権力行使を制限する欧米型民主主義の模倣でもない、『第三の道』が必要だった。すなわち、『発展へのロシア独自の道』である。」⁷⁾

確かに、市場経済への移行は、ロシアにとって厳しいものでした。ソ連崩壊以前から対外債務を激増させていたロシアは、IMF・世界銀行に加盟し、西側に援助を求めていきます。またG7は、それを受けてソ連の改革に介入し、ロシア経済をコントロールしていくこととなります（1990年7月サミット政治宣言）。しかし、エリツィン政権は、佐藤さんが指摘するように「混乱と無秩序、分離主義とテロリズムの拡大を招き、多民族国家としてのロシアはさらなる崩壊の危機」を生みだすばかりでした。結局、ソ連時代末期(1990年)と1998年を比較してみると、「体制転換後のロシアはマクロ経済安定化には成功しつつあるものの、それが投資増加に、ひいては経済成長に結びつかず、GDP等で見た国民経済の規模はこの7年間でほぼ半分になってしまった」⁸⁾のです。

プーチンが大統領になる前の「10年」は、こうしたロシア経済の危機がありました。まさに、戦後

の「東西対立」という視点からすれば、ロシアが「第2世界」のチャンピオンから「第3世界」に転落してしまったことを意味しています。だから、佐藤さんが指摘される「発展へのロシア独自の道」は、いわば「後進国の自立」に向かう「いばらの道」のように受け止められます。しかし、この「自立」は「ソ連社会主義」の回帰として登場し、ロシアを中心とした「ユーラシア同盟」の構築といったかたちをとって、独自の「国際秩序」を形成しようとするものでもあったように思います。そしてこのことが、ソ連崩壊後、旧社会主義諸国にIMF・世界銀行により浸透していた「第1世界」の利害との関係において、すでに対立を生み出すことになっていた。「発展へのロシア独自の道」は、もともとアメリカとの帝国主義的な対立をうむ「火種」をもっていたのではないかと、思えるのです。

プーチンの「思考」は、「第三の道」にあったとはいえ、実質的には、帝国主義的な「国家の自律」に向けられていたといえます。佐藤親賢さんは、「プーチンが目指した『民主主義のロシア』実現の道は、ピョートル大帝の西欧化、スターリンによる工業化や農業集団化にみられるような『上からの改革』にほかならなかった」⁹⁾とみなされていますが、それは、もはやたんなる「後進国の自立」ではなく、独自の「国際秩序」を作ろうとする「国家の自律」でもあった点を見逃すべきではありません。

視点をガラッと変えてみましょう。

ウォーラーステインは、国家ヘゲモニーについて、「特定の中核国家の生産効率がきわめて高くなり、その国の生産物が、おおむね他の中核諸国においても競争力を持ちうるような状態のこと」¹⁰⁾ととらえ、資本主義的「世界経済」の歴史において、オランダ、イギリス、アメリカ合衆国がヘゲモニー国家であったとみなしています。そして、これらのヘゲモニー国家の移行にあっては、次のような特徴をもっていたと指摘しています。

「ヘゲモニーを握った強国が圧倒的に優位に立つに至った時代は、好んで国内に目を向けた時代であったといえよう。市場で階級的利益を追求しようとした人びとは、前の時代から残存している国内の政治的制約を一掃することを望んだからである。これに対して、ヘゲモニーが衰退していく時代は、国家間の関係に目が向きがちな時代であった。というのは、この場合、市場で階級的な利益を追求しようとした人びとは、前の時代から持ち越された国家間の政治的制約を払拭したいと思ったからである。」¹¹⁾

このヘゲモニー論の論理を、戦後のアメリカ合衆国に当てはめてみれば、引用文中にある「ヘゲモニーを握った強国が圧倒的に優位に立つに至った時代」とは、戦後から1960年代に該当し、IMF体制の時代であり、「福祉国家」の構築といった「好んで国内に目を向けた時代」でした。また、「ヘゲモニーが衰退していく時代」とは1980年代以降から現代の時期であり、「国家間の関係に目が向きがちな時代」（G7の世界秩序）であり、「新自由主義」（＝新帝国主義）が特徴をなしています。間にある1970年代は、世界的な過剰生産の発現とともに、アメリカの産業競争力が低下した時期で、この二つの時期の転換期となっています。

したがって、アメリカは、1980年代に、「過剰消費社会」を進展させながら、金融経済に突入し、90年代以降の「金融グローバリゼーション」をつくりだしていきます。そのなかで、いわば、「前の時代から持ち越された国家間の政治的制約を払拭したい」という帝国主義が進展し、「新自由主義」イデオロギーが世界的に流布されることとなります。

この点を踏まえてみると、「発展へのロシア独自の道」が「米国中心の世界秩序への不服従」にあったとすれば、それは「帝国主義」の国家対立を意味していくものにほかなりません。佐藤親賢さんの「プーチンのロシア」論では、「一極集中」といった政治的变化には目が向けられるものの、「米国中心の世界秩序」自体の歴史的意味が問われないうまあるように思えます。「国際秩序のなかのロシア」が問題化され、「米国中心の世界秩序」とロシアの関係が、「不服従のロシア」うちに捉えられていくとすれば、戦争という国家対立は、国家間同士というより、何よりも「世界秩序」の問題であり、「米国中心の世界秩序」を主導する世界資本主義が問題化されなくてはならないはずで

藤さんは、そこに近づきながらも、「米国中心の世界秩序」を与件化したために、戦争から平和への展望をみいだすこともなく、結局、「ロシアのゆくえ」といった国家のうちに展望を与えるものになっています。市民にとってみれば、このことは、国民として国家に包摂され他律的な位置・役割に置かれたまま、平和への自由を奪われていくことを意味しています。であれば、市民の平和は、国家を超えて、自律的に平和を獲得していく以外にないこととなります。

アメリカのヘゲモニーは、現在、帝国主義政策によってグローバルな国際情勢をつくっています。それにともない中国やイラン、北朝鮮などとの軍事衝突の懸念が深まっています。そればかりか、この衝突が、「核戦争の危機」を現実化させていく恐怖すら生んでいます。今日の帝国主義的対立は、たんに次のヘゲモニーを生む転換期というより、その転換を困難としながらズルズルと生存の危機を深めていく事態に直面しています。核戦争には、戦勝国も敗戦国もありません。これは、もはや帝国主義政策を本性としてもつ国民国家そのものの限界を示すものでもあります。今日の帝国主義的な国家対立には、企業や国家の競争力によって、まさに「蜘蛛の糸」をよじ登ろうとする陰惨な姿しかありません。市民は、否応なく自らで自律的な平和にふみだすほかない。市民の平和の課題は、プーチンのように国家主義の目で「思考」しつづけるのではなく、国家や資本を含めた近代社会そのもののあり方を自律的に問いかけるものとならざるをえません。市民の個人的な倫理・実践が必要となり、近代社会そのものを超える平和のあり方（「世界共和国」）が求められてくるのです。

D 平和の課題 ——国家の自律から人間の自律へ

ところで、佐藤親賢さんは、『プーチンと G8 の終焉』の「あとがき」で国家のあり方について、次のように述べられています。

「ウクライナ危機はロシアや米国だけでなく、日本にもさまざまな課題を突きつけている。その一つが『国家の独立とは何か』という問いだ。ソ連崩壊という混乱の中でウクライナが『棚ぼた』式に手にした独立は真の独立ではなく、エネルギー資源や安全保障をロシアに依存し続ける、形だけの独立だった。国内は親欧米派と親ロシア派に分裂して対立を続け、キエフでの流血の政変をきっかけにロシアの介入を招いた。ロシアの軍事基地が存在したクリミア半島はあっさりロシアに編入され、東部では独立を求める親ロシア派と政府軍の紛争が続いている。」¹²⁾

「日本ではとかく日米関係の優先を当然と考えがちだが、『米国追従の日本は真の独立国といえるのか』『何か日本にとっての国益なのか』という問い掛けは、米国の圧倒的な地位が低下し中国が台頭するなど、国際秩序が大きく変化する中、再考に値する。」¹³⁾

ウクライナでは、国家の独立は「形式」でしかなく、米国追従の日本では「真の独立国」かどうかの疑問がおこる。この「独立」の問題は、「国際秩序が大きく変化する中、再考に値する」問題だと言われているのです。ここでは、「独立」の形式ではなく「実質」を問うものになっていますので、換言すれば、「国家の自律化」（国家主義）が問題とされているものと受け止めることができます。この理解に立って考えてみると、佐藤親賢さんは、プーチンが果たした役割を「国家の自律化」におき、強引にクリミア編入をおこなったにもかかわらず、「発展へのロシア独自の道」に苦悩するプーチンを評価していたのです。

ウクライナ戦争に直面する現在において、佐藤さんが、同じような関心に立てるかどうかが、疑問となるところですが、帝国主義の時代にあつて、「国家の自律化」の問題はむしろ危険なテーマにシフトしていくように思えます。軍事的な攻撃であれ、防衛であれ、国家の「自律化」は、結局のところ暴力的な解決に委ねるしかない。この暴力によっては、勝負を決めることはできても、勝負自体（戦争）を抑制・無化していくことは不可能です。絶対的な暴力——例えば核兵器——に向かってたえず軍事技術が革新され、人間の世界そのものの破壊を準備していくこととなります。

だとすれば、新帝国主義の時代にあつて、平和の問題は、国家の「自律」というより、軍事力を放

棄しうる人間一人ひとりの「倫理的な自律の問題」として追求すべきではないか。「国家の自律化」は「国民の他律化」なしに不可能であり、まさに国民にナショナリズムを強いています。平和を展望するためには、それとは反対に、ナショナリズムから脱却する「個人の自律化」が求められてきます。また、「個人の自律化」は、他者との自由な相互関係にたつ「アソシエーション」において生成してくるものだとすれば、資本主義や国家のアソシエーション化の実践こそが、平和を創出する根本的な要因となってくるでしょう。

佐藤親賢さんは、プーチンに「国家の自律化」を見たわけですが、そこに留まることによって、プーチン同様に、ナショナリズムに囚われていたように思えてなりません。次回、さらにこのナショナリズムを取り上げていこうと考えています。

注

- 1) アメリカ『国家安全保障戦略』（The Biden- Harris Administration's National Security Strategy）2021年10月12日
- 2) 佐藤親賢『プーチンとG8の終焉』岩波書店、ii-iii頁。
- 3) 佐藤親賢、同上、3頁。
- 4) 菅英輝「冷戦後の米国のヘゲモニー戦略と世界秩序——クリントン・ブッシュ両政権を中心に——」『国際政治』第150号、2007年11月、24頁。
- 5) 佐藤親賢、同上、4-6頁。
- 6) 佐藤親賢、同上、65-57頁。
- 7) 佐藤親賢『プーチンの思考 —「強いロシア」への選択—』岩波書店、56頁。
- 8) 酒井正三郎「グローバリゼーションとロシア移行経済」ロシア・東欧学会年報、1999年、46頁。
- 9) 佐藤親賢、同上、57頁。
- 10) I-ウォーラステイン『近代世界システムII』川北稔 訳、名古屋大学出版会（2013年、45頁。
- 11) I-ウォーラステイン、同上、73頁。
- 12) 佐藤親賢『プーチンとG8の終焉』岩波書店、237頁。
- 13) 佐藤親賢、同上、238頁。

主な参考文献

- ・デヴィッド・ハーヴェイ『ニュー・インペリアリズム』本橋哲也訳、青木書店、2005年。
- ・白鳥正明『ロシア市場経済化10年 —IMF/世界銀行の迷走—』東洋書店、2002年。
- ・毛利良一『グローバリゼーションとIMF・世界銀行』大月書店、2001年。
- ・坂木雅彦『国際過剰資本の誕生』ミネルヴァ書房、2006年。
- ・レオ・パニッチ&サム・ギンデン『グローバル資本主義の形成と現在』長原豊監訳、作品社、2018年。
- ・柄谷行人『力と交換様式』岩波書店、2022年。

(なかむら きょういち)